

令和3年度文化庁委託事業

「個人クリエイター等の権利情報登録窓口の構築及び権利情報
データベースとSNS サイト等との連携に関する調査研究」
報告書

令和4年3月
株式会社ジャパンミュージックデータ

目次

1. 本事業の実施方針.....	1
1.1. 本事業の背景及び目的	1
1.2. 本事業の実施体制	3
1.2.1. 権利情報集約化等検討委員会	3
1.3. 本事業の実施方針	15
2. 登録窓口システム等の開発.....	17
2.1. 登録窓口システムの開発	17
2.1.1. 登録窓口システムの対象者	17
2.1.2. 登録窓口システムの対象作品	24
2.1.3. 機能要件	26
2.1.4. 各ページにおける入力項目	32
2.2. 一括検索サイトの機能付加に係る改修	36
2.2.1. 付加機能の利用対象者	36
2.2.2. 機能要件	36
2.2.3. 各ページにおける表示項目	38
2.3. 登録窓口システムの新規公開及び一括検索サイトの機能追加.....	39
2.3.1. 一般公開の概要	39
2.3.2. 公開に向けた周知・広報活動	41
2.3.3. 登録窓口システムのサイト表示内容	42
2.3.4. 一括検索サイトのサイト表示内容	96
2.3.5. 公開結果・利用実績	101
2.3.6. サイト遷移実績	105
2.3.7. 登録窓口システムに係る登録・利用状況	105
2.4. システム構築に関する今後の課題	106
3. 外部サービスとの連携調査研究.....	109
3.1. 連携サービスの検討	111

3.1.1. SNS.....	111
3.1.2. ディストリビューション	114
3.1.3. 配信サービス	116
3.1.4. 販売サービス	120
3.2. 連携可能性の調査	121
3.3. 連携方法の検討	123
3.4. 今後の検討課題	125
4. 総括	127
4.1. システム構築及び外部サービスとの連携における課題と示唆.....	127
5. 参考資料.....	129
5.1. 委員会等開催概要	129

1. 本事業の実施方針

1.1. 本事業の背景及び目的

平成 29 年度から令和元年度にかけて、「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」（以下それぞれ「平成 29 年度実証事業」、「平成 30 年度実証事業」、「令和元年度実証事業」という。）が実施され、音楽分野において散在する権利情報を集約し、一括検索できる検索システムの構築に向けた検討及び実証事業がなされた。実証事業では、散在する権利情報のうち、著作権や著作隣接権を管理する団体が保有する権利情報を中心に、データベース（以下、「基本 DB」という。）に統合し、放送事業者や個人クリエイターをはじめとする音楽の利用者が、各団体に散在する権利情報を一括して確認できる検索サイトを構築した。かかる基本 DB と検索システムは、令和 3 年 4 月 1 日に設立された一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会（Music Information Platform Consortium：以下、「MINC」という。）が受け継ぎ、「音楽権利情報検索ナビ」¹（以下、「一括検索サイト」という。）という名称で公開しつつ、権利情報の拡充に引き続き取り組んでいる。

他方で、今後、著作権や著作隣接権を管理する団体に権利管理を委託しない権利者（いわゆる非委任者、以下「ノンメンバー」という。）の増加が予想されることから、基本 DB には、著作権や著作隣接権を管理する団体が保有する権利情報に加えて、ノンメンバーの権利情報集約化が一層求められる。しかしながら、ノンメンバーに関する権利情報は、ノンメンバー自身による申告なしに権利情報を把握することは難しい。一方で、平成 30 年度実証事業においてノンメンバーが自ら権利情報を登録する仕組みの可能性が示唆されたことを受け、令和 2 年度「個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のための調査研究」（以下、「令和 2 年度調査研究」という。）において、登録における課題や仕組みについて調査・検討した結果、商品情報・権利情報の登録の手間を削減することが登録意向を高めるために重要であることが明らかになった。登録の手間削減方法として、楽曲情報を保有する商品販売・配信マーケットや SNS 等からデータを取得し、登録する際の参照データとして活用することが示唆された。

また、令和 3 年 6 月 2 日に公布された著作権法の一部を改正する法律（令和 3 年法第 52 号。以下「改正法」という。）により、令和 4 年 1 月 1 日より、放送事業者等は、集中管理等が行われていない商業用レコード及びレコード実演を同時配信等において権利者の許諾なく利用できることとなった。ここで言う「集中管理等」には、著作権等管理事業者による集中管理だけでなく、「文化庁長官が定める方法により円滑な許諾に必要な情報が公表されていること」が含まれる。具体的な内容は文化庁長官による告示にて周知されることとなっていたが、情報の公表場所として、文化審議会における検討で一括検索サイトが提案されていた。

本事業は、これまでの検討や取り組み、法改正等を踏まえつつ、ノンメンバーが自らの権

¹ <https://search.minc.or.jp/>

利情報を登録できる登録窓口システムを構築すると共に、権利情報登録・収集の促進を目的とした SNS サイト等との連携に係る調査研究を行うことで、散在する権利情報を更に集約する仕組みの構築を目指す。

1.2. 本事業の実施体制

1.2.1. 権利情報集約化等検討委員会

本事業の推進にあたり、MINC 及び同構成団体である「日本音楽著作権協会」、「日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター」、「日本レコード協会」、「NexTone」、日本レコード協会に加盟していないインディーズ・レーベルの団体である「インディペンデント・レーベル協議会」及び「インディペンデント・レコード協会」、日本レコード協会加盟社が販売に関与しないレコード情報の提供者として「日本音楽出版社協会」、ネットクリエイターの団体である「日本ネットクリエイター協会」、システム構築及び運用を担う「株式会社ジャパンミュージックデータ」、そして文化庁著作権課著作物流通推進室から成る「権利情報集約化等協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、関係者が緊密に連携し、事業を推進した。なお、協議会の運営は、株式会社日本総合研究所が担当した。

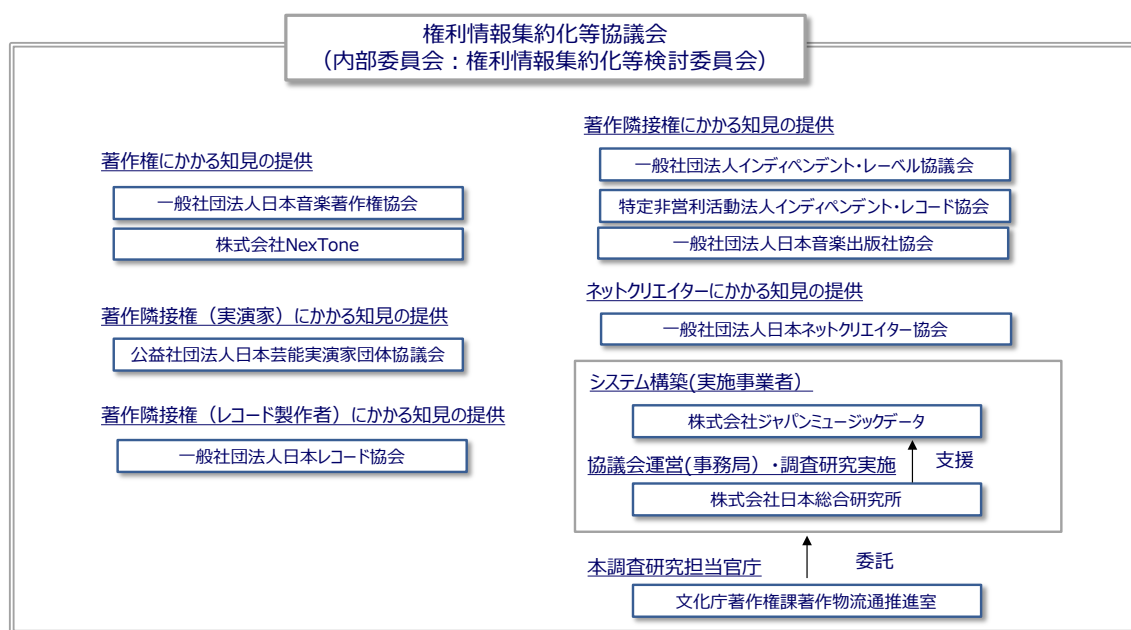


図 1 権利情報集約化等実証事業協議会の体制

システム開発及び実証実験の実施にあたっては、効率的に検討を実施すること、関係者間での合意を得る機能的な仕組みを備えることを目的として、協議会内に検討委員会を設置し、検討を行った。また、本事業では、登録窓口システムの構築などの技術的な観点からの検討、SNS サイト等との連携に関する調査研究など、検討内容が多岐に渡るため、検討委員会の下にワーキンググループを設置して、効率的に議論を行った。具体的には、登録窓口システムの構築・運用について実務的な検討を行う「登録運用ワーキンググループ（以下、「登録運用 WG」という。）」と SNS サイト等との連携に関する調査研究について検討する「調査

研究ワーキンググループ（以下、「調査研究 WG」という。）」の 2 つのワーキンググループを設置した。特に、登録運用 WG については、短期間の構築スケジュールの中でシステムの構築・稼働に関する重要事項を決定する必要があるため、座長・副座長を置き、検討委員会からシステムに関する決定権限を委譲し、機動的に対応することとした。

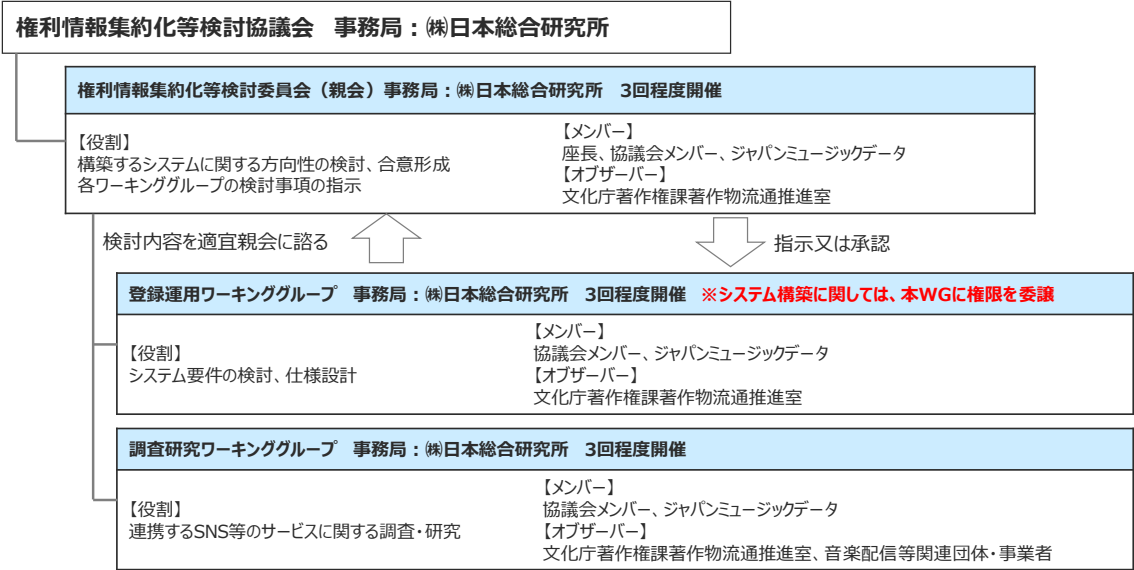


図 2 検討委員会、各種ワーキンググループの概要

表 1 権利情報集約化等検討委員会 構成員等一覧（順不同・敬称略）

区分	組織名	ご所属・役職等	氏 名
座長	KTS 法律事務所	弁護士	末吉 亙
構成員	一般社団法人日本音楽著作権協会	常任理事	須子 真奈美
	株式会社 NexTone	代表取締役 COO	荒川 祐二
	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター	常務理事・運営委員	椎名 和夫
	一般社団法人日本レコード協会	常務理事・事務局長	畑 陽一郎
	一般社団法人 インディペンデント・レーベル協議会	理事・事務局次長	宮城島 隆弘
	特定非営利活動法人 インディペンデント・レコード協会	理事長	長野 文夫
	一般社団法人日本音楽出版社協会	専務理事	高嶋 裕彦
	一般社団法人日本ネットクリエイター協会	専務理事	仁平 淳宏
オブザーバー	文化庁	著作権課 著作物流通推進室 室長	日比 謙一郎 （令和 3 年 9 月 20 日まで） 高見 暁子 （令和 3 年 9 月 21 日～令和 4 年 2 月 9 日）
		著作権課 著作物流通推進室 室長補佐	木南秀隆
		著作権課 著作物流通推進室流通推進係長	岩村 沙綾香
	株式会社ドワンゴ	シニアアドバイザー	甲斐 顕一
	一般社団法人	名誉顧問	上出 卓

区分	組織名	ご所属・役職等	氏 名
	Independent Music Coalition Japan	参与	菊池 尚人
	一般社団法人日本音楽制作者連盟	専務理事	金井 文幸
		事務局次長	見上 雄平
	一般社団法人日本音楽著作権協会	システム部 部長	江田 哲範
	株式会社 NexTone	執行役員	猪熊 宏志
	公益社団法人日本芸能実演家団体協議 会 実演家著作隣接権センター	システム技術部 部 長	吉岡 健
	一般社団法人 演奏家権利処理合同機構 MPN	分配部 部長	内海 庸介
		会員管理部	川住 仁志
	一般社団法人日本レコード協会	分配・業務部 部長	楠本 靖
		分配・業務部 課長	飛世 麻紀
		分配・業務部 システ ム担当責任者	徳重 誠
	一般社団法人 インディペンデント・レーベル協議会	理事	近江 賢介
		理事	小川 真奈美
	一般社団法人 日本ネットクリエイター協会		仙石 大貴
開発 事業者	株式会社ジャパンミュージックデータ	代表取締役	渡邊 博一
		IT 部 兼 データ生 成部 ゼネラル・マネ ージャー	澤崎 靖
		データ生成部 楽曲 情報グループ マネ ージャー	吉田 武文
		データ生成部 デジ タルグループ 担当マネージャー	鵜沼 千穂
		I T 部 マネージャ ー	鈴木 正樹
		I T 部 アシスタン	鈴木 勝男

区分	組織名	ご所属・役職等	氏 名
		トマネージャー	
		営業推進部 シニア マネージャー	柳田 恒雄
		営業推進部 アシス タントマネージャー	松寄 慶一
		事業支援室 マネー ジャー	橋本 聡
		事業支援室 アドバ イザー	石崎 隆
	株式会社システム・クリエート	ICT ソリューション事 業部 部長（令和 3 年 9 月 30 日まで） Web ビジネスソリュー ション事業部・部長 （令和 3 年 10 月 1 日 ～）	鈴木 博嗣
		ICT ソリューション事 業部 主任（令和 3 年 9 月 30 日まで） Web ビジネスソリュー ション事業部・シニア エンジニア（令和 3 年 10 月 1 日～）	若松屋 進
		ICT ソリューション事 業部 副主任（令和 3 年 9 月 30 日まで） Web ビジネスソリュー ション事業部・副主任 （令和 3 年 10 月 1 日 ～）	西尾 大

区分	組織名	ご所属・役職等	氏 名
		業務推進本部	赤司 憲彦
事務局	株式会社日本総合研究所	リサーチ・コンサルティング部門 プリンシパル	東 博暢
		リサーチ・コンサルティング部門 コンサルタント	後藤 紘一郎
		リサーチ・コンサルティング部門 コンサルタント	磯田 賜
	株式会社厚木総合研究所	代表取締役	五味 健太郎

表 2 登録運用 WG 構成員等一覧（順不同・敬称略）

区分	組織名	ご所属・役職等	氏 名
座長	一般社団法人日本レコード協会	常務理事・事務局長	畑 陽一郎
副座長	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター	常務理事・運営委員	椎名 和夫
構成員	一般社団法人日本音楽著作権協会	システム部 部長	江田 哲範
	株式会社 NexTone	執行役員	猪熊 宏志
	一般社団法人 インディペンデント・レーベル協議会	理事・事務局次長	宮城島 隆弘
	特定非営利活動法人 インディペンデント・レコード協会	理事長	長野 文夫
	一般社団法人日本音楽出版社協会	業務執行理事・事務局長	生沼 士郎
	一般社団法人日本ネットクリエイター協会	専務理事	仁平 淳宏
オブザーバー	文化庁	著作権課 著作物流通推進室	木南 秀隆
		著作権課 著作物流通推進室流通 推進係長	岩村 沙綾香
	株式会社ドワンゴ	シニアアドバイザー	甲斐 顕一
	一般社団法人 Independent Music Coalition Japan	名誉顧問	上出 卓
	一般社団法人日本音楽制作者連盟	専務理事	金井 文幸
		事務局次長	見上 雄平
	株式会社 NexTone	代表取締役 COO	荒川 祐二
	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター	システム技術部 部長	吉岡 健
	一般社団法人 演奏家権利処理合同機構 MPN	徴収分配部・部長	内海 庸介
	一般社団法人日本レコード協会	分配・業務部 部長	楠本 靖

区分	組織名	ご所属・役職等	氏 名
		分配・業務部 課長	飛世 麻紀
		分配・業務部 システム 担当責任者	徳重 誠
	一般社団法人 インディペンデント・レーベル協議 会	理事	近江 賢介
		理事	小川 真奈美
	一般社団法人 日本ネットクリエイター協会		仙石 大貴
開発 事業者	株式会社ジャパンミュージックデー タ	代表取締役	渡邊 博一
		IT 部 兼 データ生成 部 ゼネラル・マネー ジャー	澤崎 靖
		データ生成部 楽曲情 報グループ マネー ジャー	吉田 武文
		データ生成部 デジタ ルグループ 担当マネージャー	鵜沼 千穂
		I T 部 マネージャー	鈴木 正樹
		I T 部 アシスタント マネージャー	鈴木 勝男
		営業推進部 シニアマ ネージャー	柳田 恒雄
		営業推進部 アシスタ ントマネージャー	松寄 慶一
		事業支援室 マネー ジャー	橋本 聡
		事業支援室 アドバイ ザー	石崎 隆
	株式会社システム・クリエート	ICT ソリューション事業	鈴木 博嗣

区分	組織名	ご所属・役職等	氏 名
		部 部長（令和 3 年 9 月 30 日まで） Web ビジネスソリューション事業部・部長（令和 3 年 10 月 1 日～）	
		ICT ソリューション事業部 主任（令和 3 年 9 月 30 日まで） Web ビジネスソリューション事業部・シニアエンジニア（令和 3 年 10 月 1 日～）	若松屋 進
		ICT ソリューション事業部 副主任（令和 3 年 9 月 30 日まで） Web ビジネスソリューション事業部・副主任（令和 3 年 10 月 1 日～）	西尾 大
		ICT ソリューション事業部（令和 3 年 9 月 30 日まで） Web ビジネスソリューション事業部（令和 3 年 10 月 1 日～）	仲村 光弘
		業務推進本部	赤司 憲彦
事務局	株式会社日本総合研究所	リサーチ・コンサルティング部門 プリンシパル	東 博暢
		リサーチ・コンサルティング部門 コンサルタ	後藤 紘一郎

区分	組織名	ご所属・役職等	氏 名
		ント	
		リサーチ・コンサルティング部門 コンサルタント	磯田 賜
	株式会社厚木総合研究所	代表取締役	五味 健太郎

表 3 調査研究 WG 構成員等一覧（順不同・敬称略）

区分	組織名	ご所属・役職等	氏 名
構成員	一般社団法人日本レコード協会	常務理事・事務局長	畑 陽一郎
	一般社団法人 インディペンデント・レーベル協議会	理事・事務局次長	宮城島 隆弘
	特定非営利活動法人 インディペンデント・レコード協会	理事長	長野 文夫
	一般社団法人日本ネットクリエイター協会	専務理事	仁平 淳宏
開発 事業者	株式会社ジャパンミュージックデータ	代表取締役	渡邊 博一
		IT 部 兼 データ生成部 ゼネラル・マネージャー	澤崎 靖
		データ生成部 楽曲情報 グループ マネージャー	吉田 武文
		データ生成部 デジタル グループ 担当マネージャー	鵜沼 千穂
		I T 部 マネージャー	鈴木 正樹
		I T 部 アシスタントマ ネージャー	鈴木 勝男
		営業推進部 シニアマネ	柳田 恒雄

区分	組織名	ご所属・役職等	氏 名
		一ジャー	
		営業推進部 アシスタントマネージャー	松 崎 慶一
		事業支援室 マネージャー	橋 本 聡
		事業支援室 アドバイザー	石 崎 隆
	株式会社システム・クリエート	ICT ソリューション事業部 部長(令和3年9月30日まで) Web ビジネスソリューション事業部・部長(令和3年10月1日～)	鈴 木 博嗣
		ICT ソリューション事業部 主任(令和3年9月30日まで) Web ビジネスソリューション事業部・シニアエンジニア(令和3年10月1日～)	若松屋 進
		ICT ソリューション事業部 (令和3年9月30日まで) Web ビジネスソリューション事業部 (令和3年10月1日～)	仲 村 光弘
事務局	株式会社日本総合研究所	リサーチ・コンサルティング部門 プリンシパル	東 博暢
		リサーチ・コンサルティング部門 コンサルタン	後藤 紘一郎

区分	組織名	ご所属・役職等	氏 名
		ト	
		リサーチ・コンサルティング部門 コンサルタント	磯田 賜
	株式会社厚木総合研究所	代表取締役	五味 健太郎

1.3. 本事業の実施方針

本事業のシステム構築では、令和 4 年 1 月 1 日改正法施行を前提として、影響を受けるノンメンバーの商業用レコード・レコード実演を対象とし、ノンメンバーが自らの著作物の権利情報を登録できるシステムを新規構築する。その上で、システムに登録された権利情報を、令和元年度までの 3 か年の実証事業で構築した一括検索サイト上で検索可能とする。この一連の流れを、改正法施行日である令和 4 年 1 月 1 日より前に一般公開する。システム構築にあたっては特に、対象者、情報の真正性の確認方法及びその他の機能の設計が課題となる。特に文化審議会ではその他の機能として、適正な使用料で確実に許諾する旨を意思表示する機能などが検討されており、詳細は文化庁長官による告示によって周知される。しかし文化庁長官による告示が発表されていない中での機能検討及びシステム構築となるため、検討委員会及び登録運用 WG を設置し、実務的な内容を含め機動的な検討を行う。なおシステム公開に際して、対象となるノンメンバーを中心とした周知活動を実施する。具体的には、ノンメンバーへアプローチしやすいと考えられるウェブサイトやサービスを対象とした PR 活動を行うことを検討委員会で検討し、決定事項について周知する。

次に本事業の調査研究では、令和 2 年度調査研究の結果を踏まえ情報登録の手間を削減し、より効率的に権利情報を集約する仕組みの確立を目指して調査・検討を行うと共に、今後のシステム連携に向けた要求要件を抽出し、取りまとめる。権利情報の登録を促進するにあたっては、情報登録する際の負担を軽減する設計が重要だが、負担を軽減するにあたって、どの SNS サイトや配信サービス等にあるデータをどうやって取得し参照するか、登録窓口と連携するための要件を明らかにする必要がある。特に、各サービスで保有する権利情報の数や項目、情報登録者が権利者なのか一般の音楽ファンなのかといった項目ごとに、文献や公開情報ベースでの調査を実施し、データ連携を検討すべきサービスの優先順位を設定する。次に連携サービスの検討にあたって、検討の優先順位が高いと位置付けたサービスについて、どのように連携が可能であるか調べるため、公開されている API の仕様などを整理する。上記整理で絞り込んだサービスについて、委員会及び調査研究 WG での議論を踏まえ、情報を連携する際の技術的検討を行う。API を提供しているサービスについては API の仕様、API を提供していないサービスについては、DB との照合可能性について、連携について前向きな事業者と具体的なシステムの要件について詰める。必要に応じて関係事業者を交えた意見交換会を行うこととした。

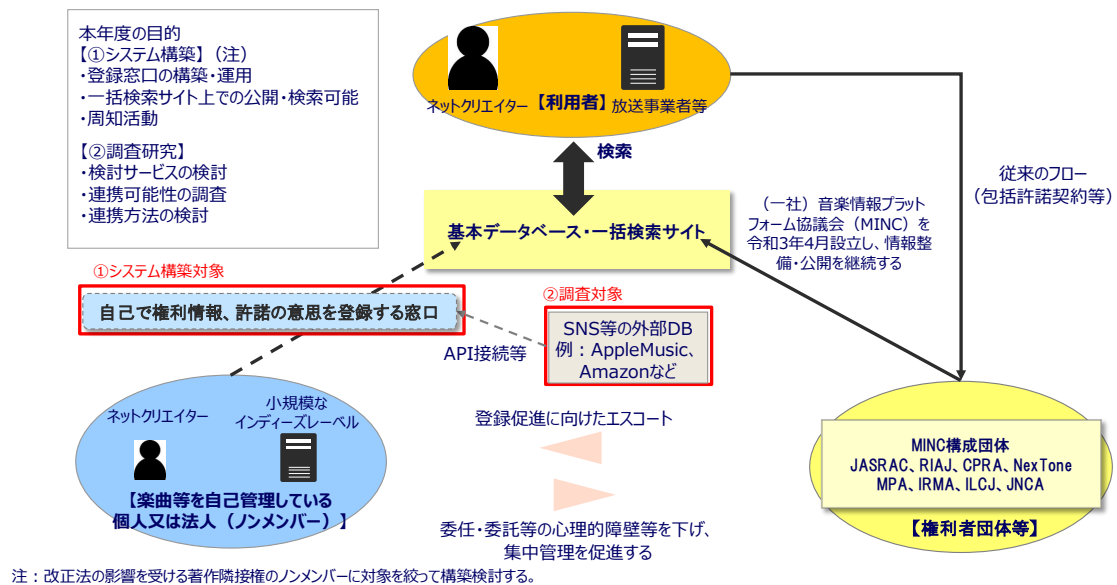


図 3 本事業の全体像²

² 各事業者・団体の略称は、次のとおりである。

一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）、一般社団法人 日本レコード協会（RIAJ）、芸団協 CPRA 実演家著作隣接権センター（CPRA）、株式会社 NexTone（NexTone）、一般社団法人 日本音楽出版社協会（MPA）、特定非営利活動法人インディペンデント・レコード協会（IRMA）、一般社団法人インディペンデント・レーベル協議会（ILCJ）、一般社団法人 日本ネットクリエイター協会（JNCA）

2. 登録窓口システム等の開発

2.1. 登録窓口システムの開発

2.1.1. 登録窓口システムの対象者

(1) 対象者検討に当たっての背景

1) ノンメンバーの定義

本事業では、著作権等管理事業者に権利管理を委任・委託していない権利者を「ノンメンバー」³と呼ぶ。令和2年度調査研究までにおいて検討してきた、ノンメンバー本人が権利情報を登録する仕組みと、改正法の要請により、ノンメンバーの一部が自ら情報登録をする仕組みは対象が異なる。よって以下では、令和2年度調査研究で検討を行ったノンメンバーの定義を挙げた上で、本年度システム構築の前提となる改正法に係る動向を説明する。

2) 令和2年度調査研究の背景

令和2年度調査研究では、権利の種別に応じてノンメンバーを定義づけた。

まず著作権については、権利管理団体である JASRAC や NexTone に権利者として委託・信託していない権利者がノンメンバーとなる。しかし作品単位で考えると、作詞家・作曲家個人がノンメンバーであっても、著作権譲渡契約を締結している音楽出版社が委任・委託しており、作品自体の著作権は、各権利管理団体が管理していることが多くある。この点、本事業では権利情報の集約化と利用の円滑化を目的としているため、利用者の利用にあたっての視点から、音楽出版社と契約している作詞家・作曲家は著作権の観点⁴からはシステムの登録者として想定するのは適当でないと示した。

他方で著作隣接権であるレコード製作者の権利については、放送番組のネット配信に関する送信可能化権の集中管理への委任に関して取り上げ、委任されていない場合にノンメンバーとすることが示された。レコードは、レコード会社の発売会社・販売会社の組み合わせによって委任か非委任か判断される。つまり、発売会社又は販売会社が日本レコード協会の会員社（メジャーレーベル）・委託社の場合、当該作品は、日本レコード協会による集中管理の対象（メンバー）となる。発売会社が IRMA, ILCJ, JNCA, MPA などの団体の会員又は委任者の場合も、日本レコード協会による集中管理の対象（メンバー）となるとした。

³ そのほか、同様の意味で「非委任者」、「アウトサイダー」といった言葉が使用されることがあるが、本事業では、ノンメンバーで統一することとする。

⁴ 令和2年度調査研究でも指摘されているが、ネットクリエイターの作品の場合、著作権は音楽出版社が管理しているが、原盤権はネットクリエイター本人が保有している場合、音楽出版社が連絡窓口となり、利用者からの連絡を仲介しているという指摘がある。本年度構築するシステムにおいては、開発の検討の際に論じることとするが、当該クリエイターの作品に関する権利情報を集約化の対象から外すのは適当ではない。

3) 改正法におけるレコード・レコード実演の権利制限

令和3年3月5日に閣議決定された「著作権法の一部を改正する法律案」は、最終的に「著作権法の一部を改正する法律」として同年6月2日に公布された。改正法のうち、本事業のシステム構築に係る内容としては、レコード・レコード実演の利用円滑化に係る補償金付き権利制限が挙げられる。この規定は、文化審議会著作権分科会が令和2年度に公表した「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する報告書」⁵⁵において、レコード・レコード実演の利用円滑化を目的として、「円滑に許諾を得ることができないと認められるレコード・レコード実演（商業用レコード（送信可能化されたレコードを含む。）に係るものに限る。以下同じ。）に関して、通常の使用料相当額の補償金を支払うことを前提とした権利制限規定を創設すること」を基に改正されたものである。

条文では、次に掲げる2つの条件を満たす商業用レコードは制度改正の対象外とすることが示された。

- ① 著作権等管理事業者による管理が行われている
- ② 文化庁長官が定める方法により当該商業用レコードに係る同条に規定する権利を有する者の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされている

表 4 令和三年改正著作権法（抜粋）

（商業用レコードに録音されている実演の放送同時配信等）

第九十四条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て商業用レコード（送信可能化されたレコードを含む。次項、次条第一項、第九十六条の三第一項及び第二項並びに第九十七条第一項及び第三項において同じ。）に録音されている実演（当該実演に係る第九十二条の二第一項に規定する権利について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。）について放送同時配信等を行うことができる。

2 前項の場合において、商業用レコードを用いて同項の実演の放送同時配信等を行ったときは、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を当該実演に係る特定実演家に支払わなければならない。

3 前項の補償金を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該著作権等管理事業者によつてのみ行使することができる。

⁵⁵ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/92818201_02.pdf

4 第九十三条の三第四項の規定は前項の規定による指定について、同条第五項から第十三項までの規定は第二項の補償金及び前項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第二項の報酬」とあるのは「第九十四条の三第二項の補償金」と、同条第七項及び第十項中「放送事業者」とあるのは「放送事業者、有線放送事業者」と読み替えるものとする。

(商業用レコードの放送同時配信等)

第九十六条の三 放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、商業用レコード(当該商業用レコードに係る前条に規定する権利(放送同時配信等に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。))について著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は文化庁長官が定める方法により当該商業用レコードに係る同条に規定する権利を有する者の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているものを除く。次項において同じ。)を用いて放送同時配信等を行うことができる。

2 前項の場合において、商業用レコードを用いて放送同時配信等を行つたときは、放送事業者、有線放送事業者又は放送同時配信等事業者は、通常の使用料の額に相当する額の補償金を当該商業用レコードに係る前条に規定する権利を有する者に支払わなければならない。

3 前項の補償金を受ける権利は、著作権等管理事業者であつて全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該著作権等管理事業者によつてのみ行使することができる。

4 第九十三条の三第四項の規定は前項の規定による指定について、同条第五項から第十三項までの規定は第二項の補償金及び前項の規定による指定を受けた著作権等管理事業者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項第四号中「第二項の報酬」とあるのは「第九十六条の三第二項の補償金」と、同条第七項及び第十項中「放送事業者」とあるのは「放送事業者、有線放送事業者」と読み替えるものとする。

① については、日本レコード協会及び芸団協 CPRA による集中管理が行われているものであると考えられるため、本事業でいう著作隣接権のメンバーを意味する。

一方、②に示されている「文化庁長官が定める方法」及び「その他円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるもの」は、システム構築検討段階では明らかになつていなかった。しかし文化審議会著作権分科会の報告書で、

・「文化庁長官が定める方法」について、「②音楽分野の権利情報プラットフォーム(音楽権利情報検索ナビ)上」

・「その他円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるもの」について、「適正な使用料(例えば、著作権等管理事業者の使用料規程と同等の額)で確実に許諾する旨の権利者の意思表示」と示していることに沿って、本事業では一括検索サイト上での

情報公開を目指し、「適正な使用料で確実に許諾する旨の権利者の意思表示」に関する検討を含めてシステム構築を行うこととした。

表 5 文化審議会著作権分科会（令和 3 年 2 月 3 日）報告書（抜粋）

文化審議会著作権分科会「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関する報告書」（令和 3 年 2 月 3 日）
①基本的な考え方
○放送（報酬請求権）と同時配信等（許諾権）の制度上の差異に起因して同時配信等での利用が困難となるという課題を解決するため、円滑に許諾を得ることができないと認められるレコード・レコード実演（商業用レコード（送信可能化されたレコードを含む。）に係るものに限る。以下同じ。）に関して、通常の使用料相当額の補償金を支払うことを前提にした権利制限規定を創設することとする。
○対象とするサービスの範囲については、権利者団体からは「同時配信」と「追っかけ配信・見逃し配信」を明確に区分すべき（後者は慎重に検討すべき）という意見も示されている一方で、放送事業者からは見逃し配信を含めた柔軟な対応が求められているところ、補償金により権利者への適切な対価還元がなされることを踏まえると、視聴者の利便性を重視し、「同時配信・追っかけ配信・見逃し配信」を全て対象に含めることが適当である。
○制度改正の対象とするレコード・レコード実演の範囲については、「①著作権等管理事業者（日本レコード協会及び芸団協 CPRA）による集中管理が行われておらず、かつ、②音楽分野の権利情報プラットフォーム（音楽権利情報検索ナビ）上で適正な使用料（例えば、著作権等管理事業者の使用料規程と同等の額）で確実に許諾する旨の権利者の意思表示がされていないもの（※）」を対象とすることを基本とする。ただし、③日本の著作権等管理事業者が管理（相互管理契約に基づくものを含む。）をしていない外国原盤については、我が国の権利情報プラットフォーム（音楽権利情報検索ナビ）上での意思表示を求めるのは現実的ではないところ、権利処理窓口が明らかとなっている場合にまですべて権利制限を行うのは適当ではないと考えられることから、慎重に取扱いを精査の上、適切に対象範囲を確定する必要がある。
（※）現状では、権利情報プラットフォーム（音楽権利情報検索ナビ）に上記のような権利者の意思表示を行う機能は整備されていないところ、今後、そのような機能が整備されることを想定して、②の事例を記載している。
○なお、上記のように、今回の制度改正の対象者は、いわゆる「ノンメンバー」（著作権等管理事業者による集中管理が行われていない者）から、更に一定のものを除いた者を指すところ、放送事業者から見た場合に、許諾を得るためのアクセスが困難であるという点を捉えて、便宜上「被アクセス困難者（仮称）」と呼称することとする。

(2) 登録窓口システムの対象者の決定

1) 権利者

前項で挙げた改正法及び文化審議会著作権分科会における検討内容をまとめたものが表 6 となる。今回登録窓口システムに登録できるようにする必要があるのは、著作隣接権を権利管理団体に委任していないノンメンバーのうち、自身の作品を補償金の対象外、つまり個別許諾にしたい権利者となる。

表 6 改正法をもとにした著作隣接権者の区分

著作隣接権者の権利委任状況	法律上の位置づけ	一括検索サイト上で公開が必要と考えられる情報
メンバー	従来通り	- (多くのデータが登録済み)
ノンメンバー	補償金の対象外 (個別許諾)	① 対象となる作品の権利情報 ② 当該作品を適正な使用料で確実に使用許諾する旨の意思表示
	補償金の対象 (被アクセス困難者)	-

改正法の対象となる著作隣接権、つまりレコード及びレコード実演の権利者としては、レコード製作者及びレコード実演家が挙げられ、双方が情報を登録できるようにする必要がある。レコード実演家としては、当該作品におけるメインのアーティストであるフィーチャードアーティスト (Featured-Artist。以下、「FA」という。) 及びそれ以外のサポートミュージシャンなどのノンフィーチャードアーティスト (Non-Featured Artist。以下、「NFA」という。) のデータ両方が対象となるが、現在 MINC が運営している一括検索サイトにおいて NFA のデータが入っておらず、構築の期間も短いことから、登録窓口システムでは、まずはレコード製作者及び FA が登録できる仕組みを構築することとした。なお、レコード製作者と FA で情報登録が重複する可能性については、システムに FAQ ページを設けて、重複する可能性がある場合には事前に協議してから登録するよう要請した上で、利用規約で登録窓口システムの運営において生じた損害について免責事項を設け、システム運営における損害を防ぐ方向で運用することとした。

表 7 本年度構築システムの対象区分

権利の委任状況		レコード実演家	
		FA	NFA
メンバー		改正法の対象外	
ノンメ	補償金の対象外	本年度構築システムの登録主体	情報の取得が

ンバー	(個別許諾)		困難なため、今回は登録主体としない
	補償金の対象 (被アクセス困難者)	本年度構築システムの対象外	

その他の検討としては、未成年の登録をどのように受け付けるかというものがあった。未成年の登録を受け付けるにあたっては、保護者の同意を得なければ有効な契約を結ぶことができないため、システム上で何らかの機能を実装し確認することが求められる。しかし構築期間が限られている中で、未成年の権利者からどれほどの登録が見込まれるかという懸念が生じており、この点検討委員会では、改正法では未成年を排除していないこと、ネットクリエイター等未成年の権利者が多いことについて指摘が挙げられた。また著作権等管理団体においては、未成年者は保護者の同意のもと、権利管理を委託しているといった情報提供があったことを踏まえ、未成年が登録窓口システムに直接登録するのではなく、後述する代理人の資格を持った団体が未成年の代わりに代理登録をすることで要件を充足することとした。加えてシステム事務局は、未成年者が団体を通じた代理登録をスムーズに実施できるよう、登録を希望する未成年に対して、適切な団体の紹介を行う等の個別対応を実施することとした。

2) 代理人

従前よりネットクリエイターの団体から、ネットクリエイターの作品の著作権について音楽出版社が管理しているが、原盤権はネットクリエイターが持っている場合、音楽出版社が連絡窓口となり、利用者からネットクリエイターへの連絡を仲介しているとの指摘があった。このような従来の仕組みがある中で、今回構築するシステムに権利者であるネットクリエイター本人が直接登録することは考えずらいため、当初は想定していなかったが、音楽出版社等による代理登録の仕組みを検討することとした。代理人としての資格があるか確認するにあたっては、システム事務局の確認作業の手間がかかるため、一定のラインとして、MINCの正会員である団体に参加している音楽出版社やプロダクション等の事務所を対象とすることにした。加えて、登録・申請後に利用者から利用問合せを受ける先として、権利者または代理人のどちらかを選べるようにし、利用手続きや契約にあたって、代理人が権利者をサポートできる仕組みを取り入れた。

(3) 権利者情報の真正性の確認

1) 権利者

権利者が自ら登録する場合の真正性の確認として、権利者本人としての真正性の確認で

ある権利者確認と、その人がある作品の権利者であることを担保する作品確認⁶の2点を実施することについての検討が考えられる。令和2年度調査研究においては、先例として権利管理団体における取組みを取り上げ、団体への入会や委任の申請時における真正性等の確認書類について、調査を実施した。その結果、本人確認書類はすべての団体で共通して法人・個人に応じた書類の提出を求めていることが分かった。一方、作品確認⁷については、団体が管理を行う権利に応じて書類を求める場合と求めない場合があることが分かった。具体的には、著作権の団体では、第三者による利用に関する証明書類を求めており、レコード製作者の団体では入会申請時にサンプル盤の提供を求めている一方、実演家の団体では、入会・委託時には、特段コンテンツと本人の結びつきを担保するための書類等の提出は求めている。以上のような整理をもとに、本年度構築システムでの権利者の本人確認については、システムへの情報入力とそれを裏付ける確認書類の提出を求めることとした。

具体的に提出を求める確認書類は、権利者個人においては、運転免許証の表裏両面コピー、パスポートの顔写真・所持人記入欄のコピーまたは住民票の写し（いずれも有効期限内のもの）のうちどれか1点とし、法人の場合は登記簿謄本とした。確認書類は、セキュリティ担保の手続き等を踏まえ、事務局へ郵送を求めることとした。

2) 代理人

代理人が登録する場合は、代理人の情報入力と登記簿謄本の提出に加えて、ノンメンバー本人からの委任状を追加で提出いただくこととした。代理人の資格を確認するにあたり、システム上で代理人が所属するMINC参加団体をボタンで選択し、システム事務局がその情報をもとに、メールでMINC参加団体へ確認する仕組みを導入することとした。なお、利用問合せが来た際の対応は、ノンメンバー本人または代理人どちらかが対応できる形とした。

⁶ 令和2年度調査研究では、コンテンツと本人の結びつきを担保するための書類等と表現している。

⁷ 本年度システムにおける作品確認の詳細な整理については、2.1.2（3）作品情報の真正性の確認において後述する。

2.1.2. 登録窓口システムの対象作品

2.1.1. (3)の1)で整理した、登録窓口システムの対象者である権利者が著作権隣接権を保有している商業用レコードを扱うこととするが、以下については例外的に扱うこととした。

(1) 未発売作品

改正法では、商業用レコードを対象としているが、本事業の仕様である「市販されておらずとも、今後、流通する可能性が高い商業用レコード及び配信音源を排除しない。」にもとづき、発売日が未定の商品についても登録対象とすることとした。発売日未定の場合はシステム上で「未定」とチェックを入れて保存・申請し、発売日が確定したら修正して申請ができる仕組みとして運用することとした。また公開後どれほどの登録が見込まれるか定かではないため、一括検索サイトに掲載する情報と同様、前月末までの発売日を対象にデータを作成し、月末切り替え、翌月公開を適用想定する形とした。

(2) 海外音源

改正法では排除していないが、システムのマルチ言語対応のハードルが大きいこと、海外レーベルは本システムに登録するより、著作権等管理団体を通じた権利情報管理を実施する傾向が強いという整理のもと、今年度構築システムにおいては海外音源を登録対象外とすることとした。具体的には、システム上でIL (Imported : 海外音源-Local : 国内音源) 区分を設け、Iを選択した場合はシステムへの登録ができない旨をポップアップ表示するようにした。この点、検討委員会では例として、海外在住邦人で、原盤が邦盤でない場合の登録方法について意見が出されたが、詳細な整理は公開後の登録状況を踏まえた上で、今後の検討とすることになった。

(3) 作品情報の真正性の確認

作品情報の真正性の確認・担保の方法については、令和2年度調査研究においても、知識認証、生体認証といった認証要素の考え方と、著作権、レコード製作者の権利関連といった権利ごとの認証レベルに分けて検討を行った。本事業においても、本年構築するシステムの登録対象者に対して、サンプル盤の送付を求めることや、配信限定楽曲の場合はURLの記載を求めること等を実施することを検討した。この点、検討委員会においては、今回は著作権隣接権を自己管理したい人がそれを登録する場であること、真正性の確認は大変な作業であり本人確認については一定の水準を満たすものの、登録者と作品との関係を証明するエビデンスの収集については、開発期間や予算規模等から行うことが難しいこと、今回登録される作品情報に真正性を担保すると、利用問合せの際に責任をとる必要が出てしまい、本事業終了後の運営主体が明確でない中でそこまで担保することが可能か不明瞭であること、サンプル盤等の書類を提出することで、情報の信頼度を上げることはできるが、本当に正しいとは言い切れないこと、作品情報の真正性確認については権利者が

権利管理団体に入会・委任する段階で個別に実施することが望ましいことなど多くの意見が挙げられた。以上のような検討と、登録数の規模感を見込むことが難しく、事務局の負担がどれほどかかるか不明確であるという状況のもと、前述の通り権利者及び代理人の確認をすることを踏まえ、本システムでは作品に関する真正性は確認せず、利用者と権利者の間の個別の利用問合せにおいて確認してもらう立て付けにすることと結論付けた。

2.1.3. 機能要件

検討委員会及び登録運用 WG での検討の結果、以下のような機能を備えることとした。

表 8 登録窓口システムの機能

大項目	機能	概要
ログイン	ログイン	メールアドレス、パスワード、電話番号を使ってシステムにログインする
	ログアウト	システムからログアウトする
	パスワード忘れ	パスワードを忘れた場合にメールアドレスを使って再設定を行う
	アカウント登録	メールアドレス、パスワード、電話番号を使ってアカウントを登録する
権 利 者 確 認	情報登録・編集・申請	登録者及び該当する場合は代理人の情報を登録・編集する
情報登録	テンプレート情報 一覧・詳細・編集	よく使うアーティスト、レコード製作者などの情報を編集・保存する
	商品情報 登録・編集	商品タイトルやアーティストなどを登録、編集する
	作品情報 登録・編集	作品タイトルやアーティスト、レコード製作者などを登録、編集する
	登録情報 申請	システムで登録した情報を一括検索サイトで公開するための申請をする
利 用 問 合 せ	利用問合せ	一括検索サイトから公開した権利情報への利用問合せを行う
その他	FAQ、利用規約、プライバシーポリシー	システムの利用者に対して、各種内容を説明する
	著作権等集中管理に関する説明	システムに関連する著作権等集中管理に関して説明する
	お問い合わせ	システム事務局へ問い合わせるためのメールが立ち上がる

その他詳細な検討があった機能について、以下の通り示す。

(1) 許諾の意思表示機能

2.1.1 で述べた通り、法改正の検討にあたって、文化審議会著作権分科会が令和 2 年度に

公表した報告書において、一括検索サイト上で適正な使用料で確実に許諾する旨の意思表示する（公表する）ことが検討されており、具体的な公表方法や内容は文化庁長官が定めるものとされ、令和2年度調査研究の時点では明らかになっていなかった。令和3年6月2日に改正法が公布され、「文化庁長官が定める方法により当該実演に係る特定実演家の氏名若しくは名称、放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先その他の円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているもの」という条文が示されたが、本システム構築検討段階では公表されていなかったことから、「適正な使用料」に係る具体的な仕組みについて検討を行った。まず「適正な使用料」について、権利団体からは、「適正な使用料」は人によって異なると考えられること、仮に「適正な使用料」を集中管理と同等なものと想定したとしても、使用料はメディアの視聴者数等によって変動するため一律に決まらず、分配の結果として算出されるものであり、事前に算出することが非常に困難であることといった懸念が示された。また今回の意思表示の性質が、民法上の意思表示と同等のものであれば、「適正な使用料」が具体的に定まっていなくても、契約の内容は具体的に定まったことにならず、意思表示が無効とみなされる可能性がある。このような状況の下では、利用許諾を保証する主体を定めることが困難であると考えられる。以上のような検討の結果、本システム上では許諾に係る意思表示は求めず、利用者が権利者に対して利用許諾を得るために必要な連絡先情報のみ求めることと整理した。

なお文化庁長官による告示は、令和3年11月24日に文化庁告示第八十六号⁸として以下の通り公表された。

○文化庁告示第八十六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第九十三条の三第一項、第九十四条の三第一項及び第九十六条の三第一項の規定に基づき、これらに規定する円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるもの及び文化庁長官が定める方法を次のように定める。

令和三年十一月二十四日

文化庁長官都倉俊一

（法第九十三条の三第一項に規定する文化庁長官が定める情報）

第一条著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第九十三条の三第一項に規定する文化庁長官が定める情報は、次の各号に掲げるものの全てとする。

一 特定実演家の氏名（芸名その他氏名の代わりに用いられるものを含む。以下同じ。）又は名称

二 前号の特定実演家が権利を有する実演に係る実演家の氏名

三 前号の実演に係る放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先

（法第九十三条の三第一項に規定する文化庁長官が定める方法）

⁸ https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93627901_09.pdf

第二条法第九十三条の三第一項に規定する文化庁長官が定める方法は、実演に係る活動の支援を業務とする法人（法第二条第六項に規定する法人をいう。以下この条において同じ。）であって法第九十三条の三第一項に規定する特定実演家が所属するもの（特定実演家が法人である場合は、当該法人）のウェブサイトにも前条各号の情報を掲載する方法とする。

（法第九十四条の三第一項に規定する文化庁長官が定める情報）

第三条法第九十四条の三第一項に規定する文化庁長官が定める情報は、次の各号に掲げるものの全てとする。

一 商業用レコードの名称

二 前号の商業用レコードに録音された実演に用いられた著作物の題号

三 特定実演家の氏名又は名称

四 前号の特定実演家が権利を有する実演に係る放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先

（法第九十六条の三第一項に規定する文化庁長官が定める情報）

第四条法第九十六条の三第一項に規定する文化庁長官が定める情報は、次の各号に掲げるものの全てとする。

一 商業用レコードの名称

二 前号の商業用レコードに録音された著作物の題号

三 第一号の商業用レコードに係る法第九十六条の二に規定する権利（放送同時配信等に係るものに限る。）を有する者の氏名又は名称

四 第一号の商業用レコードに係る放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先

（法第九十四条の三第一項及び第九十六条の三第一項に規定する文化庁長官が定める方法）

第五条法第九十四条の三第一項及び第九十六条の三第一項に規定する文化庁長官が定める方法は、一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会のウェブサイト（著作権又は著作隣接権を有する者を検索するために用いられるものに限る。）に第三条各号及び前条各号の情報を掲載する方法とする。

附則

この告示は、令和四年一月一日から施行する。

（2） 情報登録の手間削減機能

令和2年度調査研究にて作成した情報登録画面のモックに基づき、構築期間内で対応が可能な範囲において入力の手間削減の仕組みを一部取り入れることとした。具体的には、商品情報及び作品情報の入力にあたってよく使う情報をあらかじめ登録しておき、毎回手入力不要で、事前に登録しておいた内容を選択できる機能を設けた。また、収録曲・作品

情報や著作権情報の登録において、複数レコードの情報を一括で編集できる機能も設けることとした。

(3) FAQ ページの設置

登録窓口システムの公開にあたり、令和三年改正法の対象者が分かりづらく、誤った登録が行われる可能性があることや、システム事務局への問合せが殺到する可能性が考えられることに関する懸念が検討委員会で複数挙がったことを踏まえ、登録窓口システムの登録対象者であるか否か、権利者自身が簡単に確認できるよう、図 4 のようにシステムの対象者に関するフローチャートを載せた FAQ ページを設けることとした。

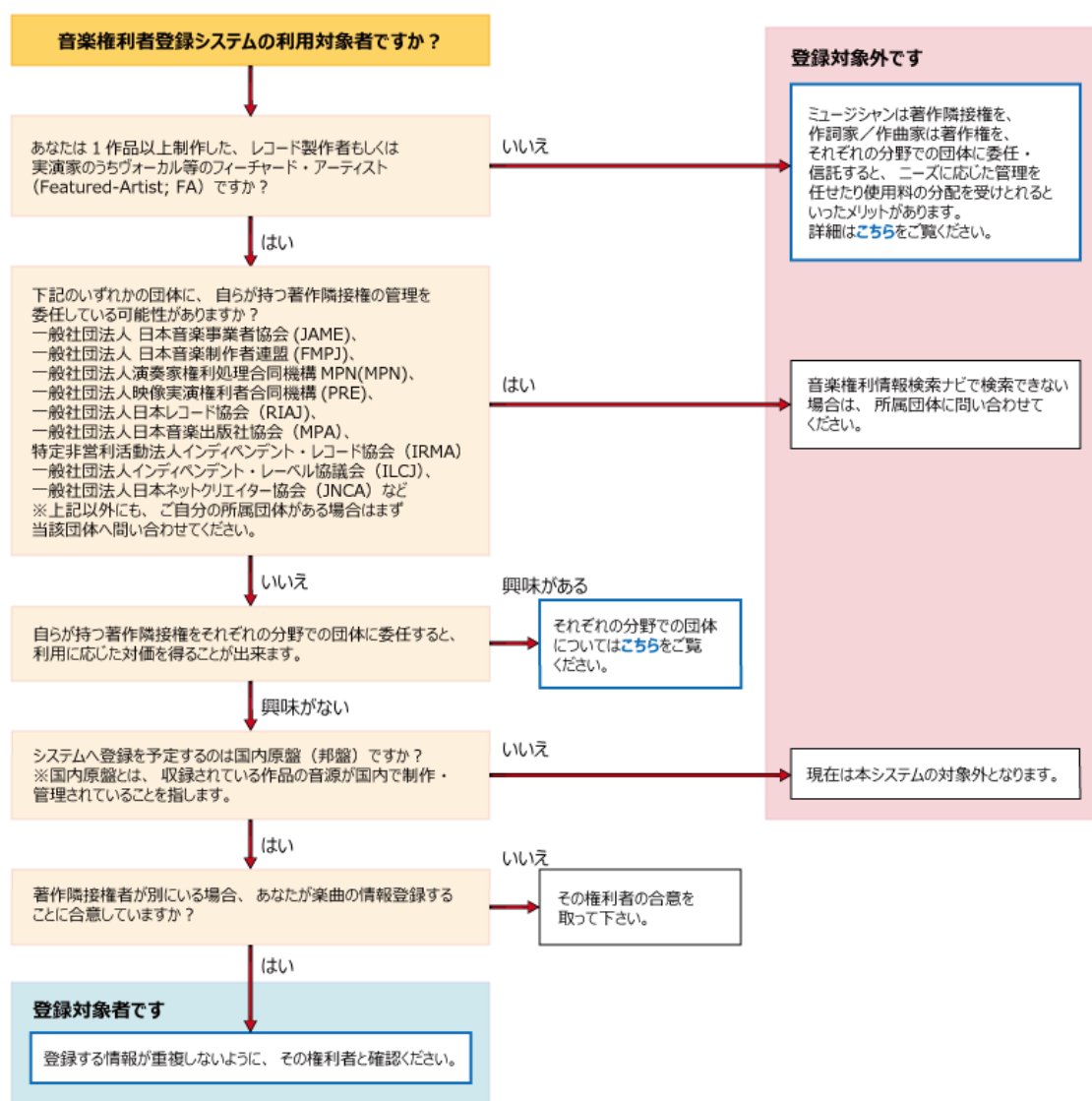


図 4 登録窓口システムの利用対象者に関するフローチャート

(4) 著作権等集中管理に関する説明ページの設置

システム登録対象者や FAQ ページの設置に関する検討を行う中で、権利者が自身の持つ権利に関する管理意識が低く、本事業の目的である散在する権利情報の集約化及び利用円滑化を図るためには、丁寧な説明と啓発をする必要があるという意見が検討委員会において複数挙がった。これを受け、登録窓口システムに著作権等の集中管理に関しての理解を促進するページを設けることとした。具体的には図 5 のように、①著作権隣接権という権利について、②令和 3 年改正法について、③著作権等管理団体について、④著作権等管理制度についての 4 つを分かりやすく説明するとともに、関心を持った権利者には文化庁の説明ページや著作権等管理団体のウェブサイト等へ誘導する流れを作った。

CDや音楽配信作品の制作を行っているレコードレーベル、そしてアーティストの皆さんは「著作権隣接権」という権利を持っています。 [\(詳しくはコチラ①\)](#)

皆さんが持っている「著作権隣接権」については、令和 4 年 1 月 1 日施行の著作権法の改正により、その権利の規定の一部に変更が生じます。 [\(詳しくはコチラ②\)](#)

*「詳しくはコチラ②」のリンクをクリックして開いた先の資料「著作権法の一部を改正する法律の概要」の項目「2. 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化」をご覧ください

 **レコードレーベル、アーティストには、それぞれの分野での団体があり、その団体に入会することにより、みなさんの活動や持っている権利について、専門家としてのサポートを受けることができます。**

[関連の団体についてもっと知りたい方](#) ↓

また、その団体に入会することにより、著作権隣接権の管理事業者等に管理を委任することが出来ます。

[著作権隣接権の管理制度についてもっと知りたい方](#) ↓



図 5 著作権等集中管理に関する説明（抜粋）

(5) 利用問合せ機能

登録窓口システムと一括検索サイトそれぞれで提供する機能の切り分けを検討するにあたって、改正法と、文化審議会の検討内容から、登録窓口システムでは情報登録機能と利用問合せ機能、一括検索サイト上では登録窓口システムで登録された情報を検索する機能を付加することとした。具体的な利用の流れとしては、登録窓口システムにおいて権利者が情報を登録すると、その情報は一括検索サイトで検索が可能となる。楽曲の利用者は、一括検索サイトでその楽曲を検索し、検索結果で表示される利用問合せボタンを押す。そのボタンは登録窓口システム上にある、利用問合せフォームへ遷移し、利用者から権利者に利用問合せに係るメッセージを送ることができる。なお、登録窓口システムを介した権利者への利用問合せ内容は、システムの事務局へ情報は送られない仕様として、あくまで権利者と利用者の連絡の仲介機能として構築した。

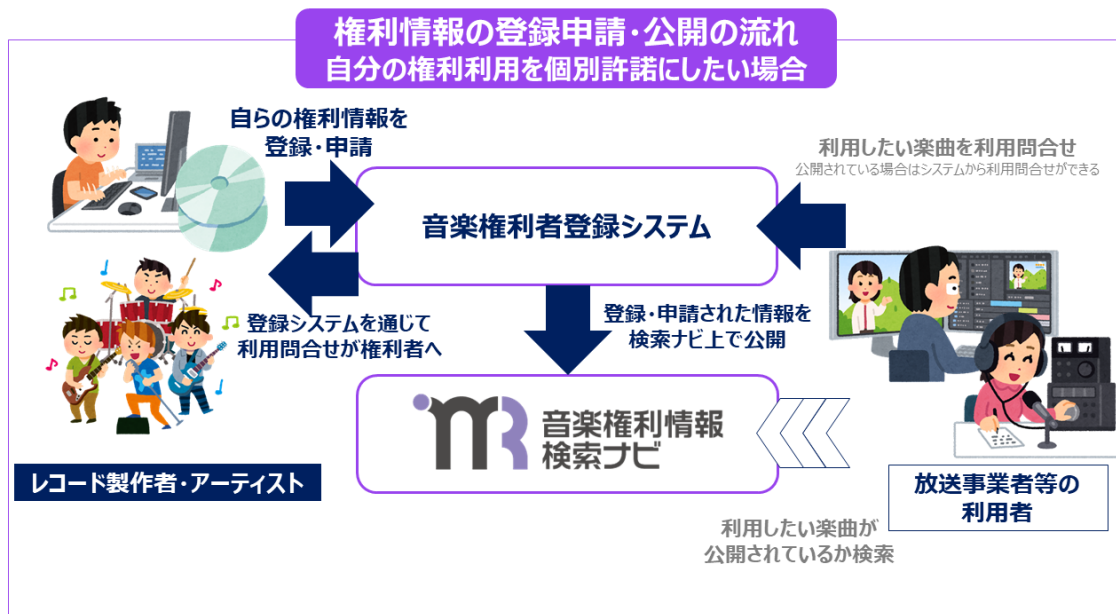


図 6 登録窓口システムと一括検索サイトが提供する機能の位置づけ

2.1.4. 各ページにおける入力項目

(1) アカウント情報入力・電話番号入力画面

項目	概要
メールアドレス	ログイン都度入力するアドレス。 利用者からの利用問合せにも利用する。
パスワード	ログイン都度入力するパスワード。 半角英数字 10 文字以上 30 文字以下、英字と数字はそれぞれ 1 文字以上使用する必要がある。
利用規約とプライバシーポリシーへの同意	ボタン形式で同意取得を行う。
電話番号	ログイン都度 SMS 又は音声で認証を実施する。

(2) ログインページ

項目	概要
メールアドレス	アカウント登録時に入力いただいたメールアドレス。
パスワード	アカウント登録時に入力いただいたパスワード。
認証コード	メールアドレスとパスワード送信後、アカウント登録時に入力いただいた電話番号へ SMS 送信又はダイヤル発信が行われ、そこで通知された認証コードを入力する。

(3) 登録者情報登録編集画面

1) 個人・本人の場合

項目		補足
登録者情報	アカウント登録者区分 法人/個人	必須・選択式
	氏名	必須
	氏名（カナ）	必須-
	その他の電話番号	任意・ログイン用と別の番号で事務局と連絡を取りたい場合に記入
	住所	必須
著作権等権利者情報	本人/代理人	必須・選択式・登録者情報で個人を選択した場合、代理人の選択不可となる
	権利者区分	必須・ボタン選択式

	レコード製作者/ 実演家	
	レーベル名	上でレコード製作者を選択した場合必須
	アーティスト名	上で実演家を選択した場合必須

2) 法人・代理人の場合

項目		補足
登録者情報	アカウント登録者区分 法人/個人	必須・選択式
	会社名	必須
	会社名（カナ）	必須
	代表者名	必須
	代表者名（カナ）	必須
	担当者名	必須
	担当者名（カナ）	必須
	代表電話番号	必須
	住所	必須
著作権等権利者情報	本人/代理人	登録者情報で個人を選択した場合、代理人を選ぶことはできない
	代理人参加団体	代理人を選択した場合必須 MINC 正会員団体から選択式
	権利者区分 レコード製作者/実演家	必須
	レーベル名	レコード製作者の場合必須
	アーティスト名	実演家の場合必須

(4) 商品情報登録画面

1) CD 等フィジカルの場合

項目	補足
商品区分 フィジカル (CD など) /配信限定楽曲	必須・選択式
商品タイトル	必須
商品番号 (品番)	任意
JAN (UPC)	任意・13 文字以内半角数字
販売会社	任意
アーティスト	必須
レコード製作者	必須
レーベル	任意
発売日	必須・未定の場合は未定の選択肢を選択
ジャンル	任意・選択式
セット数	任意
収録曲数	任意
総収録時間	任意

2) 配信限定楽曲の場合

項目	補足
商品区分 フィジカル (CD など) /配信限定楽曲	必須・選択式
アーティスト	必須
レコード製作者	必須
レーベル	任意
発売日	必須・未定の場合は未定の選択肢を選択
ジャンル	任意・選択式
セット数	任意
収録曲数	任意
総収録時間	任意

(5) 作品情報登録画面

1) CD 等フィジカルの場合

項目	補足
CD 商品タイトル	記載不要・商品情報登録画面で入力した情報が表示される
作品タイトル	必須
アーティスト	必須・デフォルトで商品情報登録画面のアーティストが記載
レコード製作者	必須
ISRC	任意
JAN (UPC)	任意
作詞	任意
作曲	任意
音楽出版社	任意
IL	必須 (本年度対象作品の検討より)・I (海外音源) /L (国内音源)
IVK	任意

2) 配信限定楽曲の場合

項目	補足
配信商品タイトル	記載不要・商品情報登録画面で入力した情報が表示される
作品タイトル	必須
アーティスト	必須・デフォルトで商品情報登録画面のアーティストが記載
レコード製作者	必須
ISRC	任意
JAN (UPC)	任意
作詞	任意
作曲	任意
音楽出版社	任意
IL I (海外音源) /L (国内音源)	必須 (本年度対象作品の検討より)
IVK	任意

2.2. 一括検索サイトの機能付加に係る改修

文化審議会著作権分科会の令和 2 年度報告書記載の検討で、前項で検討した権利情報について、一括検索サイトを活用した情報公開が提案されていることを受け、登録窓口システムを通じて登録された楽曲の権利情報を一括検索サイト上で公開し、利用者からの問合せを受け付ける窓口を設置することとして、以下の通り必要な改修を行った。

2.2.1. 付加機能の利用対象者

令和 3 年改正著作権法の示す通り、令和 4 年 1 月 1 日より放送事業者等は、集中管理等が行われていない商業用レコードを放送同時配信等において権利者の許諾なく利用できることとなる。ここで言う「集中管理等」には、著作権等管理事業者による集中管理だけではなく、「文化庁長官が定める方法により円滑な許諾に必要な情報が公表されていること」が含まれ、前項での検討の通り、その公表場所は一括検索サイトとなった。したがって一括検索サイトにおいて、登録窓口システムを通じて登録された楽曲情報を検索し、利用問合せを実施する対象者は放送事業者等を想定する。

2.2.2. 機能要件

令和 3 年改正法の検討を受け、一括検索サイトでは、登録窓口システムを通じて登録された楽曲情報を一括検索サイト上で検索可能にする機能、その楽曲の詳細情報を確認する機能及び放送同時配信等において利用するための利用問合せを受け付ける窓口機能の 3 つを追加構築することとなった。一括検索サイト上で新たに検索可能とするノンメンバーの権利情報は、MINC の会員団体が管理しているものではないことから、基本 DB とは別の DB で管理することとしつつ、サイト利用者にはサイト上でシームレスに検索から利用問合せが実施できるよう表示するようにした。

表 9 一括検索サイトの付加機能

項目	概要
利用問合せ楽曲の検索（CD 商品）	利用問合せ楽曲のうち、CD 商品として登録されているものについて検索結果を表示する。
利用問合せ楽曲の検索（曲・作品）	利用問合せ楽曲を曲・作品単位で検索結果を表示する。
利用問合せ楽曲の詳細表示	利用問合せ楽曲の検索結果から、選んだ CD 商品または曲・作品の詳細情報を表示する。
利用問合せ楽曲の利用問合せ窓口	利用問合せ楽曲の検索結果から、利用問合せをしたい作品について、登録窓口システムの問合せフォームへ遷移させる。

利用問合せ楽曲の説明	今回新設された利用問合せ楽曲及び利用問合せ機能について紹介する。
------------	----------------------------------

その他詳細な検討があった機能について、以下の通り示す。

(1) 検索上の制限

現在一括検索サイト上では、「曲・作品検索」、「CD商品検索」、「アーティスト・作家検索」の3つの方式で、楽曲の権利情報を検索することが出来る。特に「曲・作品検索」及び「CD商品検索」の「CD商品タイトル」検索では、オプションとして、アーティスト名を組み合わせた検索も可能としている。しかし現在の仕組みでは、アーティスト名で検索をするために芸団協CPRAで発行されたアーティストコードが必須となっているため、登録窓口システムを通じて登録された作品は、「曲・作品検索」「CD商品検索」での検索を可能とし、アーティスト名を組み合わせた検索オプションと「アーティスト・作家検索」での検索を対象外とすることとした。

(2) 検索結果表示画面上での表示

基本DBで保管している情報とは区別し、登録窓口システムを通じて登録された楽曲情報であることを分かりやすくするため、新しいタブ「利用問合せ楽曲」を設置してそのタブで表示することとした。なお一括検索サイト利用者に対し、「利用問合せ楽曲」が何を示しているのかわかるよう、一括検索サイトログイン前ページ及び検索結果表示画面において利用問合せ楽曲についての注釈を入れることとした。タブ上の各楽曲の表示情報から、CD商品タイトル等をクリックすると詳細情報に遷移する。また利用問合せボタンを設置し、楽曲利用を希望する人が利用問合せフォームに遷移できる窓口を設けた。

(3) 問合せ機能窓口の設置

2.1.3.登録窓口システムの機能要件において整理した通り、一括検索サイト上では登録窓口システムを通して登録された楽曲を検索し、利用問合せをするための窓口を提供するのみとし、それ以降の利用問合せを実行する際は、ドメインを登録窓口システムのものに切り替えることとした。

2.2.3. 各ページにおける表示項目

(1) 検索結果表示画面：CD 商品リスト（利用問合せ楽曲）

表示項目	登録窓口システムの入力項目名
CD 等商品タイトル	商品タイトル
アーティスト	アーティスト
レコード製作者	レコード製作者
品番	商品番号（品番）
発売日	発売日

(2) CD 商品詳細画面（利用問合せ楽曲）

表示項目	登録窓口システムの入力項目名
品番	品番
JAN（UPC）	JAN（UPC）
レコード製作者	レコード製作者
販売会社	販売会社
発売日	発売日
セット数	セット数
ジャンル	ジャンル
収録曲数	収録曲数
総収録時間	総収録時間
曲名	作品タイトル
IVK	IVK
アーティスト	アーティスト
ISRC	ISRC
JAN（UPC）	JAN（UPC）
利用問合せ	-（利用問合せフォームへの窓口）

(3) 検索結果表示画面：曲・作品リスト（利用問合せ楽曲）

表示項目	登録窓口システムの入力項目名
形態	商品区分 フィジカル（CD など）/配信限定楽曲
曲名	CD 商品タイトル
アーティスト	アーティスト
作詞	作詞
作曲	作曲
音楽出版社	音楽出版社
レコード製作者	レコード製作者

ISRC	ISRC
JAN (UPC)	JAN (UPC)
利用問合せ	- (利用問合せフォームへの窓口)

(4) 作品詳細画面（利用問合せ楽曲）

表示項目		登録窓口システムの入力項目名
作品詳細	作品タイトル	作品タイトル
	アーティスト	アーティスト
	形態	商品区分 フィジカル (CD など) / 配信限定楽曲
	レコード製作者	レコード製作者
	ISRC	ISRC
	JAN (UPC)	JAN (UPC)
	作詞	作詞
	作曲	作曲
	音楽出版社	音楽出版社
商品情報	商品タイトル	商品タイトル
	アーティスト	アーティスト
	レコード製作者	レコード製作者
	レーベル	レーベル
	販売会社	販売会社
	商品番号(品番)	品番
	JAN (UPC)	JAN (UPC)
	発売日	発売日
	ジャンル	ジャンル
利用問合せ		- (利用問合せフォームへの窓口)

2.3. 登録窓口システムの新規公開及び一括検索サイトの機能追加

2.3.1. 一般公開の概要

登録窓口システムを令和3年12月6日に、利用問合せ機能等を付加した一括検索サイトを同年12月27日に公開した。その概要を以下に示す。

表 10 登録窓口システム一般公開の概要

ウェブサイト名称	音楽権利情報登録システム
URL	https://regist.music-rights.jp/

公開日時	令和 3 年 12 月 6 日（月）11 時
主な機能	- 改正法の影響を受けるノンメンバーのうち、レコード製作者、FA 及びその代理人が、当該権利者の楽曲情報を登録し、音楽権利情報検索ナビ上での公開を申請する - 当該楽曲の利用問合せ機能を実装する

表 11 一括検索サイト一般公開の概要

ウェブサイト名称		音楽権利情報検索ナビ
URL		https://search.minc.or.jp/
日時	告知期間	令和 3 年 12 月 20 日（月）～12 月 26 日（日）
	公開日時	令和 3 年 12 月 27 日（月）11 時
主な追加機能		- 音楽権利情報登録システムを介して申請されたノンメンバーの楽曲権利情報を公開し、検索可能とする - 上記楽曲の利用問合せの入り口を設ける

なお、新しく構築・公開した登録窓口システムの運営主体については以下の通り整理を行った。当初、令和元年度実証事業までのように、権利情報集約化等協議会を主体として公開できないか検討を行ったが、本運用として利用規約等の主体は法人格がある必要があるため、権利情報集約化等協議会を主体とすることは難しいという結論となった。

一方、一括検索サイトを運営する MINC は法人格を有しているが、現在会員団体の会費負担で運用されている。会員団体による権利管理の対象は、登録窓口システムの対象であるノンメンバーではなくメンバーであり、権利管理に対する目的が異なるため、公開までの限られた期間内で運営主体に係る検討を行い、合意形成を図るのは難しいことが課題として挙げられた。最終的に本事業実施期間である令和 4 年 3 月 31 日までは、便宜上、本事業の受託事業者であるジャパンミュージックデータが運営主体として運営を行うこととした。

以上の検討を踏まえ、登録窓口システムは MINC が運営主体である一括検索サイトとはドメイン、サイトデザインが異なるものを採用した。

2.3.2. 公開に向けた周知・広報活動

本事業受託者ジャパンミュージックデータ担当者が広報プランを策定し、権利情報集約化等協議会の承認の下にプレスリリース等の発信を実施した。

登録窓口システムの新規公開と一括検索サイトの改修公開の時期をずらしたことから、2回に分けたプレスリリースの発信も検討したが、楽曲の権利者と利用者それぞれに対して分かりやすく伝えることを目的に、案内する媒体、時期及び内容を決定した。具体的には、ノンメンバーの著作隣接権者及び一般紙・ウェブ媒体・業界紙などに向けては登録窓口システム公開後、一括検索サイトの改修公開一週間前にプレスリリースを公開した。一方、放送事業者等の楽曲利用者に向けては、一括検索サイトの改修公開と同日午後 1 時に案内メールを発信した。

対象者ごとの観点で、実施したアプローチを以下に示す。

(1) ノンメンバーの著作隣接権者

改正法により影響を受けるノンメンバーの著作隣接権者に向けて、改正法と登録窓口システムの概要だけでなく、権利管理団体や権利委託の効果的な周知を行うことを目的に、広報を実施した。検討委員会では、ノンメンバーへ集中的にリーチする方法としてディストリビューションサービスや楽器屋、ライブハウスなどでの周知がアイデアとして挙げられた。他方で、限られた予算内で効果的に周知する方法を検討した結果、まずはプレスリリース発出から開始し、その後音楽専門誌のインタビューで取り上げていただくなど継続して実施することとなった。具体的には、対象者が多く利用していると考えられるインディーズ CD 流通やレーベル、音楽専門誌・ウェブサイトを通じて、改正法の概要、登録システムの仕組み及び各権利管理団体の説明を行った。

サウンド・レコーディングマガジン（Web 版）：本事業座長末吉互弁護士インタビュー記事を掲載予定（2022 年 4 月中旬）

ハピネット：インディーズレーベルへの周知メール展開（2022 年 2 月）

(2) 楽曲利用者

放送同時配信等で楽曲を利用する放送事業者等にアプローチするため、放送事業者等が多く閲覧していると想定される一括検索サイトを通じて案内を行った。具体的には、MINC の登録ユーザーへ改正法概要とそれに対応するための一括検索サイトの機能追加に関する案内を掲載したメール配信を、一括検索サイトの機能追加日である 12 月 27 日同日に実施した。

(3) 一般利用者

メディアを通じたプレスリリースをメインに、改正法の概要、登録窓口システムの公開及び一括検索サイトの利用問合せ機能追加について広く展開した。

2.3.3. 登録窓口システムのサイト表示内容

「音楽権利情報登録システム」の画面遷移や各ページの表示内容等を以下にまとめる。
未ログイン時のページ遷移は以下の通り。

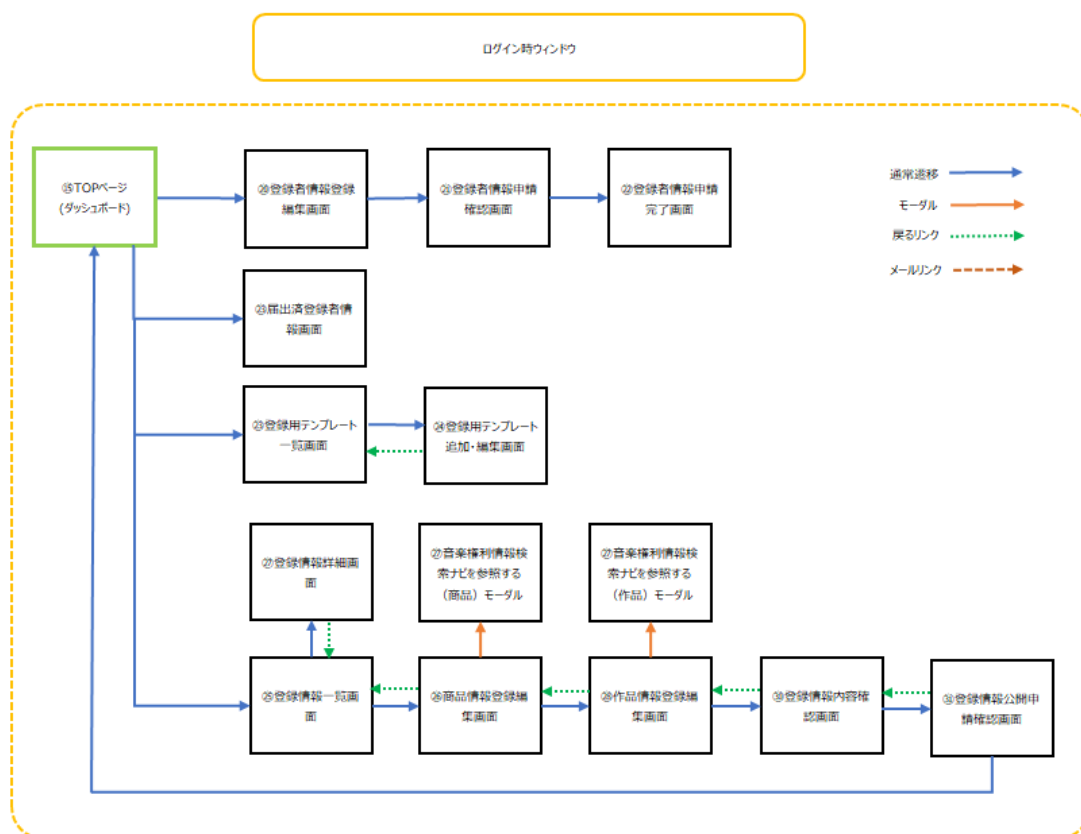


図 7 登録窓口システム画面遷移図（ログイン前）

ログイン後のページ遷移は以下の通り。

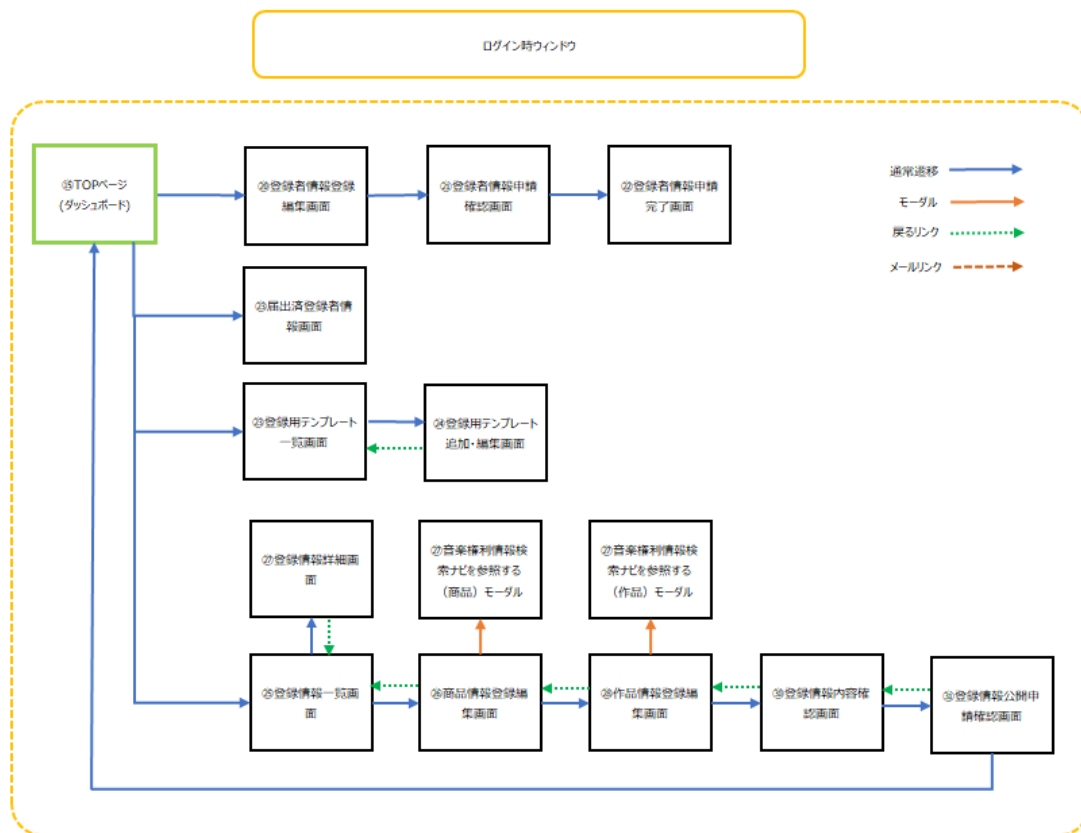


図 8 登録窓口システム画面遷移図（ログイン後）

音楽権利情報検索ナビから利用問合せのページ遷移は以下の通り。

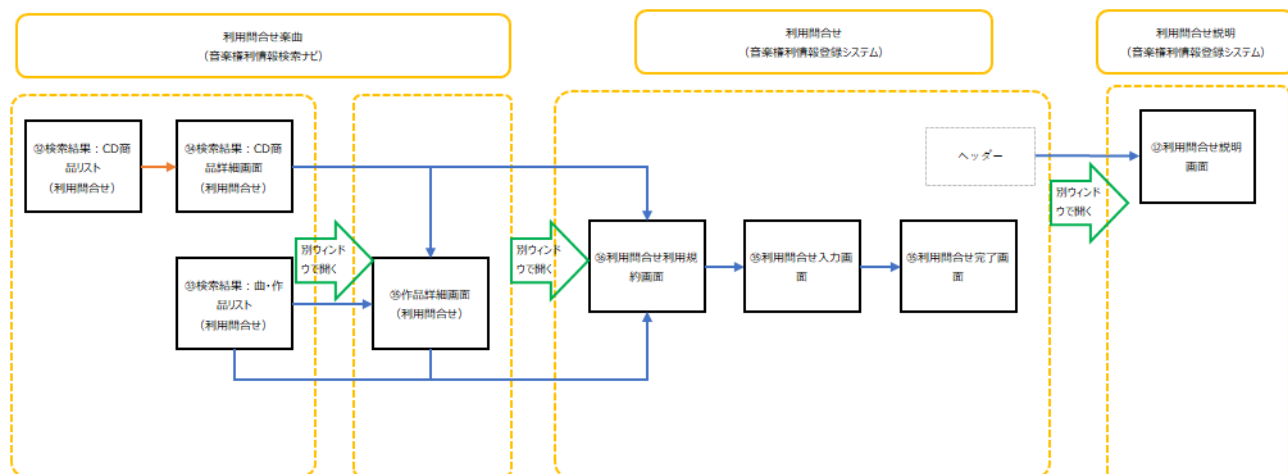


図 9 一括検索サイトから利用問合せページへの遷移図

(1) ログインページ

A  音楽権利情報登録システム **B** **C**  

ログイン

メールアドレス・パスワードを入力して、「認証番号を送信する」をクリックしてください。

D メールアドレス 必須

E パスワード 必須

F  認証番号を送信する

G アカウント登録はこちら **H** パスワードを忘れた方はこちら

I  文化庁 

J [利用規約](#) [プライバシーポリシー](#) [お問合せ](#)

K ©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

ページ
TOPへ

- A) ページヘッダーロゴ：当サイトのロゴ。各ページから TOP ページへのリンクとなっています。未ログイン時はログインページへ遷移します。
- B) よくあるご質問アイコン：クリックすると別タブが開き FAQ ページへ遷移します。未ログイン時也表示されます。
- C) お問い合わせアイコン：クリックするとパソコンのメーラーが起動します。未ログイン時也表示されます。
- D) メールアドレス入力欄：ここにメールアドレスを入力します。
- E) パスワード入力欄：ここにパスワードを入力します。
- F) ログインボタン：**D**、**E** にメールアドレスとパスワードを入力してこのボタンをクリックすると電話番号認証ページに遷移します。アカウント登録時に選択した認証方法で認証コードが通知されます。
- G) アカウント登録はこちらリンク：アカウント情報入力ページに遷移します。
- H) パスワードを忘れた方はこちらリンク：メールアドレス入力画面に遷移します。
- I) 文化庁・音楽権利情報検索ナビのバナーです。
- J) **C** のリンクと利用規約、プライバシーポリシーのリンクです。
- K) 文化庁 HP へのリンクです。

(2) 電話番号認証画面<ログイン>

音楽権利情報登録システム

電話番号認証

*****4239 に SMS または音声でお伝えした、6桁の認証番号を入力してください。

認証番号

A 0/6

B [➡ 認証してログインする](#)

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#) [お問合せ](#)

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

- A) 認証番号入力欄：SMS または音声で通知された認証コードを入力します。
- B) 認証してログインするボタン：**A** を入力してクリックします。認証に成功するとダッシュボードページへ遷移します。

(3) アカウント情報入力画面

 音楽権利情報登録システム  

1 アカウント情報の入力

2 メール認証 (電話番号入力)

3 電話番号認証

4 登録完了

アカウント情報を入力して、「確認メールを送信する」をクリックしてください。

※放送事業者からの著作権物の利用お問合せの連絡先としても使用されますので、
確実に受け取ることができるメールアドレスを入力してください。

※ドメイン指定受信を設定されている方は「@regist.music-rights.jp」と「@jmd.ne.jp」の
指定受信設定を行ってください。

※確認メールが届いたら、記載されたURLへアクセスしてください。

A メールアドレス 必須

0文字

B パスワード 必須

0文字

* 半角英数字10文字以上30文字以下で入力してください

* 英字と数字はそれぞれ1文字以上使用してください

C ☐ 利用規約とプライバシーポリシーに同意する

* 本システムの利用者の定義をご確認の上、ご利用ください

D

E  確認メールを送信する

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#) [お問合せ](#)

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

- A) メールアドレス入力欄：ここにメールアドレスを入力します。
- B) パスワード入力欄：ここにパスワードを入力します。
- C) 利用規約およびプライバシーポリシー同意チェック：チェックをすると **E** のボタンが
活性状態となります。
- D) 利用者の定義リンク：FAQ ページへと遷移します。
- E) 確認メールを送信するボタン：**A**、**B** を入力後、**C** にチェックを入れボタンをクリッ
クします。入力したメールアドレスとパスワードがセッションに保存され、認証メー
ル送信完了ページへ遷移します。入力したメールアドレス宛に「アカウント登録のお
知らせ」メールが送信されます。

(4) 認証メール送信完了画面（アカウント登録）

 音楽権利情報登録システム  

1 アカウント情報の入力

 >

2 メール認証（電話番号入力）

 >

3 電話番号認証

 >

4 登録完了

ご入力メールアドレスへ確認メールを送信しました。

「[音楽権利情報登録システム]アカウント登録のお知らせ」のメールの内容をご確認いただき、
本文に記載されているURLにアクセスし、手続きを行ってください。

※メールが届かない場合は、「迷惑メールフォルダ」に移動された可能性がありますので、そちらをご確認ください。

※メール本文に記載されたURLをクリックしないまま120分が経過した場合は、無効となりますのでご注意ください。

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#) [お問合せ](#)

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

(5) メール認証（電話番号入力）画面

 音楽権利情報登録システム  

1 アカウント情報の入力 > 2 メール認証（電話番号入力） > 3 電話番号認証 > 4 登録完了

電話番号を入力して、「認証番号を通知する」をクリックしてください。

本システムへのログイン時に毎回必要となりますので、お手元で操作可能な電話番号（携帯電話や自宅またはオフィスの固定電話番号など）をご入力ください。

電話番号認証とは、ご入力いただいた電話番号に、一度限り有効な「認証番号」を携帯電話のSMS（ショートメッセージサービス）もしくは電話音声によりお知らせする仕組みです。

A メールアドレス

example@music-rights.jp

B 電話番号



 +81

* 先頭の0は省略して国際コードに続けて入力してください。 3文字
例) 09012345678 → +819012345678

C お知らせ方法

☒ SMS（ショートメッセージサービス）
☐ 電話音声通知

* SMS（ショートメッセージサービス）を選んだ場合
携帯電話の電話番号に、SMSで6桁の認証番号が届きます。
* 電話音声通知を選んだ場合
固定または携帯の電話番号に、自動音声で数字6桁の認証番号をお知らせします。

D

 送信する

利用規約 プライバシーポリシー お問い合わせ

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

- A) アカウント情報入力画面で入力したメールアドレスが表示されます。
- B) 電話番号入力欄：電話認証する際に使用する電話番号を入力します。
- C) お知らせ方法ラジオボタン：電話番号の方法を SMS か電話音声かのどちらかを選択します。
- D) 送信するボタン：B、C を入力して送信するボタンをクリックします。入力内容はセッションに保存され、電話番号認証ページに遷移します。また選択した方法で認証番号が通知されます。

(6) 電話番号認証画面<アカウント登録>

 音楽権利情報登録システム  

1 アカウント情報の入力 > 2 メール認証（電話番号入力） > 3 電話番号認証 > 4 登録完了

A *****1234 に SMS または音声でお伝えした、6桁の認証番号を入力してください。

B メールアドレス
example@music-rights.jp

C 認証番号

D  認証して登録完了する

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#) [お問合せ](#)

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

- A) メール認証（電話番号入力）画面で入力した電話番号が表示されます。（下 4 桁以外はマスクされます）
- B) アカウント情報入力画面で入力したメールアドレスが表示されます。
- C) 認証番号入力欄：6 桁の認証番号を入力します。認証番号は選択した方法で通知されます。（SMS または電話音声）
- D) 認証して登録完了するボタン： **C** を入力してボタンをクリックします。認証に成功すればとダッシュボードページへ遷移します。

(7) メールアドレス入力画面（パスワード忘れ）

 音楽権利情報登録システム

1 メールアドレス入力

2 認証番号お知らせ方法選択

3 電話番号認証

4 新規パスワード設定

パスワードの再設定を行います。
登録しているメールアドレスを入力して、「確認メールを送信する」をクリックしてください。
※確認メールが届いたら、記載されたURLへアクセスしてください。

A

メールアドレス

必須

0文字

B

確認メールを送信する

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#) [お問合せ](#)

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

- A) メールアドレス入力欄：メールアドレスを入力します。
- B) 確認メールを送信するボタン：**A**を入力してこのボタンを押すと認証メール送信完了ページへ遷移し、「パスワード再設定のお知らせ」メールが送信されます。（悪意のある第三者によるメールアドレスの推測を防止するため、登録されていないメールアドレスを入力した場合でも認証メール送信完了ページへ遷移しますが実際にメールは送信されません。）

(8) 認証メール送信完了画面（パスワード忘れ）

 音楽権利情報登録システム  

1 メールアドレス入力 > 2 認証番号お知らせ方法選択 > 3 電話番号認証 > 4 新規パスワード設定

ご入力メールアドレスへ確認メールを送信しました。

「[音楽権利情報登録システム]パスワード再設定のお知らせ」のメールの内容をご確認いただき、
本文に記載されているURLにアクセスし、手続きを行ってください。

※メールが届かない場合は、「迷惑メールフォルダ」に移動された可能性もありますので、そちらをご確認ください。
※メール本文に記載されたURLをクリックしないまま120分が経過した場合は、無効となりますのでご注意ください。

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#) [お問合せ](#)

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

(9) 認証番号お知らせ方法選択画面

 音楽権利情報登録システム  

1 メールアドレス入力 > 2 認証番号お知らせ方法選択 > 3 電話番号認証 > 4 新規パスワード設定

登録済みの電話番号に認証番号をお知らせします。
お知らせ方法を選択後、「認証番号を通知する」をクリックしてください。

電話番号認証とは、登録されている電話番号に、一度限り有効な「認証番号」を携帯電話のSMS（ショートメッセージサービス）もしくは電話音声によりお知らせする仕組みです。

A

 電話番号 *****1234

B

 お知らせ方法  ☒ SMS（ショートメッセージサービス）
☐ 電話音声通知

* SMS（ショートメッセージサービス）を選んだ場合
携帯の電話番号に、SMSで6桁の認証番号が届きます。

* 電話音声通知を選んだ場合
固定または携帯の電話番号に、自動音声で数字6桁の認証番号をお知らせします。

C

 認証番号を通知する

利用規約 プライバシーポリシー お問い合わせ

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

- A) 電話番号:登録している電話番号が表示されます。下4桁以外はマスクされています。
- B) お知らせ方法ラジオボタン：SMS または電話音声通知を選択してください。（アカウント登録時に選択した方法がデフォルトで選択されています。）
- C) 認証番号を通知するボタン：Bを選択後、このボタンを押下すると電話番号認証ページへ遷移します。また選択した方法で認証番号が通知されます。

(10) 電話番号認証画面

The screenshot shows the '電話番号認証画面' (Phone Number Verification Screen) within the '音楽権利情報登録システム' (Music Rights Information Registration System). The page has a blue header with the system name and icons for help and email. Below the header is a progress bar with four steps: 1. メールアドレス入力, 2. 認証番号お知らせ方法選択, 3. 電話番号認証 (highlighted), and 4. 新規パスワード設定. The main content area has a red 'A' pointing to the instruction: '*****1234 に SMS または音声でお伝えした、6桁の認証番号を入力してください。' Below this is a label '認証番号' and a red 'B' pointing to a text input field. A red 'C' points to a blue button labeled '➡ 認証してパスワード設定に進む'. At the bottom, there is a footer with links for '利用規約', 'プライバシーポリシー', and 'お問合せ', and a copyright notice '©文化庁 / 権利情報集約化等協議会'.

- A) 登録している電話番号が表示されます。下 4 桁以外はマスクされます。
- B) 認証番号入力欄：6 桁の認証番号を入力します。認証番号は選択した方法で通知されます。(SMS または電話音声)
- C) 認証してパスワード設定に進む： **B** を入力してこのボタンを押します。認証に成功すると新規パスワード設定ページに遷移します。

(11) 新規パスワード設定画面

 音楽権利情報登録システム  

1 メールアドレス入力 > 2 認証番号お知らせ方法選択 > 3 電話番号認証 > 4 新規パスワード設定

新しいパスワードを入力して、「パスワード設定を完了する」をクリックしてください。

A メールアドレス

example@music-rights.jp

B 新しいパスワード 必須

0文字

* 半角英数字10文字以上30文字以下で入力してください
* 英字と数字はそれぞれ1文字以上使用してください

C 新しいパスワード (確認) 必須

0文字

D  パスワード設定を完了する

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#) [お問合せ](#)

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

- A) メールアドレス：登録しているメールアドレスが表示されます。
- B) 新しいパスワード入力欄：新しく設定するパスワードを入力してください。
- C) 新しいパスワード（確認用）：確認用にもう一度新しく設定するパスワードを入力してください。
- D) パスワード設定を完了するボタン： **B**、**C** を入力して、このボタンを押すとログインページに遷移し、パスワード変更完了の旨のメッセージが表示されます。新しいパスワードでログインしてください。

(12) ダッシュボード画面(申請データありの場合)

A

B C D E F G

P Home

登録者情報の申請状況

H 編集 **I** 編集 **J** 申請履歴 **K** 届出済情報

M 著作権等管理情報の申請状況 **L** 登録情報一覧

申請日	タイトル	形態	アーティスト	状態	承認日	操作
2021-12-13	さくらんぼ	フィジカル	大塚愛	申請中		
2021-12-13	桜	フィジカル	コブクロ	承認待ち		編集
2021-12-13	桜	フィジカル	コブクロ	承認済	2022-01-13	詳細

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

著作権等管理情報 登録ナビ

利用規約 プライバシーポリシー お問い合わせ

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

- A) ページヘッダーロゴ：当サイトのロゴ。各ページから TOP ページへのリンクとなっています。
- B) 登録者情報アイコン：クリックすると登録編集ページと届出済登録者情報ページのリンクが表示されます。
- C) 登録用テンプレートアイコン：クリックすると追加と一覧ページへのリンクが表示されます。
- D) 著作権等管理情報アイコン：クリックすると商品情報登録編集と一覧ページへのリンクが表示されます。
- E) よくあるご質問アイコン：クリックすると別タブが開き FAQ ページへ遷移します。
- F) お問い合わせアイコン：クリックするとメーラーが起動します。
- G) マイページメニューアイコン：クリックするとログアウトのリンクが表示されます。
- H) 登録者情報の申請状態を表します。状態は編集、申請中、承認待ち、承認済み、却下が存在します。状態が申請中の場合は書類送付先はこちらリンクが下線下部に表示されます。
- I) 編集ボタン：クリックすると登録者情報登録編集ページに遷移します。
- J) 申請履歴ボタン：クリックすると登録者情報の申請履歴モーダルが表示されます。
- K) 届出済情報ボタン：クリックすると届出済登録者情報ページへ遷移します。

- L) 登録情報一覧ボタン：クリックすると著作権等管理情報の登録情報一覧ページへ遷移します。
- M) ここで著作権等管理情報の申請状況を確認できます。
- N) 著作権等管理情報の申請状況を確認できます。状態は編集中、申請中、承認待ち、承認済み、却下が存在します。
- O) 操作ボタン：申請中の場合何も表示されません。承認待ちの場合編集ボタンが非活性で表示されます。承認済みの場合詳細ボタンが表示され、クリックすると公開情報詳細ページへ遷移します
- P) パンくずリスト：ページ毎に遷移先のリンクが表示されます。

(13) ダッシュボード画面（申請データなしの場合）



- A) 登録者情報登録ボタン：登録者情報登録編集ページへ遷移します。
- B) 登録者情報の申請がない場合に表示されます。
- C) 著作権等管理情報の申請がない場合に表示されます。

(14) 登録者情報登録編集画面（個人・本人の場合）

音楽権利情報登録システム

Home / 登録者情報登録編集

1登録者情報・権利者情報の入力

2入力内容の確認

3申請完了

本システムの登録者・権利者情報を登録できます。
登録には必要な書類があり、申請後にご郵送いただく必要があります。

登録者情報

* 一時保存の場合は、必須項目に入力がなくても保存ができます。

本システムをご利用されるアカウントは、法人アカウント・個人アカウントのどちらですか。

A

☐ 法人アカウント

☒ 個人アカウント

* 個人アカウントでは権利者の代理人として登録することはできません

B

氏名

姓

サンプル

0文字

名

太郎

0文字

C

氏名(カナ)

姓

サンプル

0文字

名

タロウ

0文字

D

その他電話番号

09012345678

0文字

* アカウント登録時の認証に用いた電話番号以外で事務局からの連絡を受けたい場合、こちらに記入してください

E

住所

国名 / COUNTRY

0文字

郵便番号 / ZIPCODE

0文字

都道府県 / PREFECTURE

0文字

市区町村 / CITY

0文字

番地・号 / ADDRESS LINE 2

0文字

アパート名・部屋番号 / ADDRESS LINE 1

0文字

著作権等権利者情報

* 一時保存の場合は、必須項目に入力がなくても保存ができます。

本アカウントは著作権等権利者のご本人、代理人のどちらですか。

F

☒ 本人

☐ 代理人

* 個人アカウントでは権利者の代理人として登録することはできません

G

権利者区分

☒ レコード製作者

☐ 実演家 (Featured Artist ; ヴォーカル等のメインアーティスト)

H

レーベル名

0文字

I

アーティスト名

0文字

J

申請に必要な書類

本システムへの登録者情報・権利者情報の登録に必要な書類をご案内します。
本画面より申請完了後、下記送付先へご郵送ください。

個人アカウントの方
(権利者本人の方)

次の書類のうち、いずれか1つをご用意ください。
1. 運転免許証のコピー
○ 有効期限内であることをご確認ください
○ 表裏、裏面ともにコピーしてください
○ 免許証番号および公安印が鮮明に写っていることをご確認ください
2. パスポートのコピー
○ 有効期限内であることをご確認ください
○ 顔写真のページと所持人記入欄のページをコピーしてください
3. 住民票の写し
○ 発行日から3ヶ月以内であることをご確認ください
○ 掲載ページで一組の場合、発行日、発行者印のあるページを含め、切り離さずすべてお送りください
○ 本籍地、個人番号(マイナンバー)の記載なしのものをお送りください。記載がある場合は塗りつぶしてください

書類送付先

〒107-0061
東京都港区北青山2-12-16 北青山吉川ビル10F
株式会社ジャパンミュージックデータ
音楽権利情報登録システム受付事務局担当

K

メモ

メモ書きとしてご自由にお使いください

* 改行の非使用可能です

0文字

L

一時保存

申請確認

M

* 一時保存の場合は、必須項目に入力がなくても保存ができます。

利用規約

プライバシーポリシー

お問合せ

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

58

- A) 法人・個人ラジオボタン：ご利用のアカウントが法人か個人かを選択します。
- B) 氏名入力欄：性、名をそれぞれ入力します。
- C) 氏名（カナ）入力欄：性（カナ）、名（カナ）をそれぞれ入力します。
- D) その他電話番号入力欄：アカウント作成時に登録した電話番号以外への連絡を希望する場合は入力します。
- E) 住所入力欄：国名、郵便番号、都道府県、市区町村、番地・号、アパート名をそれぞれ入力します。アパート名以外は申請時に必須項目となります。
- F) 本人・代理人ラジオボタン：著作権等権利者の本人か代理人かを選択します。A で個人を選択した場合は代理人を選択することができません。
- G) 権利者区分ラジオボタン：権利者がレコード製作者か実演家を選択します。
- H) レーベル名入力欄：レーベル名を入力します。
- I) アーティスト名入力欄：アーティスト名を入力します。
- J) 個人アカウントの場合に登録者情報・権利者情報の登録に必要な書類を記載しています。
- K) メモ入力欄：自由入力のメモ書き欄です。
- L) 一時保存ボタン：入力した内容を一時保存します。この時必須チェックはせず、入力した項目の形式チェックのみされます。
- M) 申請確認ボタン：登録者情報申請確認ページに遷移します。この時は入力必須チェックもされます。

(15) 登録者情報登録編集画面（法人・代理人の場合）

Home / 登録者情報登録システム

1 登録者情報・権利情報の入力

2 入力内容の確認

3 申請完了

本システムの登録者・権利者を登録できます。
登録には必要な書類があり、申請後にご送付いただく必要がございます。

登録者情報

* 一時的保存の場合は、必須項目に入力がなくても保存ができます。

本システムをご利用されるアカウントは、法人アカウント・個人アカウントのどちらですか。

A

☒ 法人アカウント

☐ 個人アカウント

* 個人アカウントでは権利者の代理人として登録することはできません。

B

会社名

02字

C

会社名(カナ)

02字

D

代表者名

02字

E

代表者名(カナ)

02字

F

担当者名

02字

G

担当者名(カナ)

02字

H

代表電話番号

02字

I

住所

国名/COUNTRY

郵便番号/ZIPCODE

都道府県/PREFECTURE

市区町村/CITY

番地・号/ADDRESS LINE 2

アパート名・郵便番号/ADDRESS LINE 1

02字

02字

02字

02字

02字

02字

制作権管理権利者情報

* 一時保存の場合は、必須項目に入力がなくても保存ができます。

本アカウントは著作権管理権利者のご本人。代理人のどちらですか。

☐ 本人

☒ 代理人

J

* 個人アカウントでは権利者の代理人として登録することはできません。

K

代理人参加団体

* JASRACに団体の法人名を登録

☐ 特定非営利活動法人インディペンデント・レコード協会（IRMA）
☐ 一般社団法人インディペンデント・レーベル協議会（ILIC）
☐ 一般社団法人音楽著作権処理高橋博明PMN（MPN）
☐ 一般社団法人日本音楽事業者協会（JAME）
☐ 一般社団法人日本音楽出版協会（MIPA）
☐ 一般社団法人日本音楽製作者連盟（FAMP）
☐ 一般社団法人日本ネットクリエイター協会（INCA）
☐ 一般社団法人日本レコード協会（RIAJ）

02字

L

権利区分

☒ レコード製作者
☐ 演奏家（Featured Artist；ヴォーカル等のメインアーティスト）

02字

M

レーベル名

02字

N

アーティスト名

02字

O

権利者本人連絡先

02字

02字

* 事務局からの連絡や利用者からの問合せに、登録者ではなく権利者本人の連絡先を使用しないようお願いいたします。
* 緊急発生が権利者本人でない場合（代理人の同意）は、登録が必要となります。

P

申請に必要な書類

本システムへの登録者情報・権利者情報の登録に必要な書類をご案内します。
本画面より申請した後、下記送付先へご連絡ください。

法人アカウントの方
（権利者本人の代理人の方）

次の書類をすべてご利用ください。
1. 登記簿謄本（登記事項証明書）
○ 発行日から3ヶ月以内であることをご確認ください
○ 法人名、所在地、代表者名がわかるものをご用意ください
2. 権利者本人からの委任状
○ こちらのフォーマットをダウンロードしてお使いください

書類送付先

〒107-0061
東京都港区北青山2-12-16 北青山吉川ビル10F
株式会社ジャニーズミュージックエンタテイメント
音楽権利情報登録システム受付事務係提出

メモ

メモ書きなどご自由にお使いください

* 印刷のみ使用可能です

02字

R

戻る

一歩戻る

申請確認

- A) 法人・個人ラジオボタン：ご利用のアカウントが法人か個人かを選択します。
- B) 会社名入力欄：会社名をそれぞれ入力します。
- C) 会社名（カナ）入力欄：会社名（カナ）をそれぞれ入力します。
- D) 代表者名入力欄：代表者名をそれぞれ入力します。
- E) 代表者名（カナ）入力欄：代表者名（カナ）をそれぞれ入力します。
- F) 担当者名入力欄：担当者名をそれぞれ入力します。
- G) 担当者名（カナ）入力欄：担当者名（カナ）をそれぞれ入力します。
- H) 代表電話番号：代表電話番号を入力します。
- I) 住所入力欄：国名、郵便番号、都道府県、市区町村、番地・号、アパート名をそれぞれ入力します。アパート名以外は申請時に必須項目となります。
- J) 本人・代理人ラジオボタン：著作権等権利者の本人か代理人かを選択します。A で個人を選択した場合は代理人を選択することができません。
- K) 代理人参加団体チェックボックス：代理人の場合は参加団体にチェックをします（複数選択可）。
- L) 権利者区分ラジオボタン：権利者がレコード製作者か実演家を選択します。
- M) レーベル名入力欄：レーベル名を入力します。
- N) アーティスト名入力欄：アーティスト名を入力します。
- O) 権利者本人連絡先入力欄：権利者本人の連絡先（メールアドレス、電話番号）を入力します。問合せ先が権利者本人でない場合は委任状が必要となります。
- P) 法人アカウントの場合に登録者情報・権利者情報の登録に必要な書類を記載しています。
- Q) メモ入力欄：メモ書きとして自由に入力できます。
- R) 一時保存ボタン：入力した内容を一時保存します。この時必須チェックはせず、入力した項目の形式チェックのみされます。
- S) 申請確認ボタン：登録者情報申請確認ページに遷移します。この時は入力必須チェックもされます。

(16) 登録者情報申請確認画面

音楽権利情報登録システム

Home / 登録者情報登録編集 / 登録者情報申請確認

1 登録者情報・権利者情報の入力

2 入力内容の確認

3 申請完了

入力内容をご確認の上、よろしければ「申請完了する」を押してください。

登録者情報

氏名	山田 太郎
氏名 (カナ)	ヤマダ タロウ
その他電話番号	09000000000
国名 / COUNTRY	国名
郵便番号 / ZIPCODE	1111111
都道府県 / PREFECTURE	都道府県
市区町村 / CITY	市区町村
番地・号 / ADDRESS LINE 2	番地・号
アパート名・部屋番号 / ADDRESS LINE 1	アパート名

著作権等権利者情報

権利者区分	レコード製作者 (本人)
レーベル名	レーベルA
アーティスト名	アーティストA

申請に必要な書類のご案内

本画面より申請完了後、下記送付先へご郵送ください。

個人アカウントの方 (権利者本人の方)	次の書類のうち、いずれか1つをご用意ください。 1. 運転免許証のコピー - 有効期限内であることをご確認ください - 表面、裏面ともにコピーしてください - 免許証番号および公安印が鮮明に写っていることをご確認ください 2. パスポートのコピー - 有効期限内であることをご確認ください - 顔写真のページと所持人記入欄のページをコピーしてください 3. 住民票の写し - 発行日から3ヶ月以内であることをご確認ください - 複数ページで一組の場合、発行日、発行者印のあるページを含め、切り離さずすべてお送りください - 本籍地、個人番号 (マイナンバー) の記載なしのものをお送りください。記載がある場合は塗りつぶしてください
------------------------	--

書類送付先

〒107-0061
東京都港区北青山2-12-16 北青山吉川ビル10F
株式会社ジャパンミュージックデータ
音楽権利情報登録システム受付事務局担当

A

編集へ戻る

申請完了する

B

利用規約

プライバシーポリシー

お問合せ

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

62

- A) 編集へ戻るボタン：登録者情報登録編集ページへ遷移します。
- B) 申請完了するボタン：入力した内容を確認したらクリックして申請を完了します。登録しているメールアドレス宛に「登録者情報・権利者情報申請完了のお知らせ」メールを送信します。

(17) 登録者情報申請完了画面

音楽権利情報登録システム

Home / 登録者情報申請完了

1 登録者情報・権利者情報の入力

2 入力内容の確認

3 申請完了

登録者情報・権利者情報の申請が完了しました。

続いて、審査に必要な書類をご用意の上、下記送付先へご郵送ください。
書類送付先については、FAQにも記載しております。

審査は、事務局にて書類を受け取り次第行い、
審査結果は、ご登録のメールアドレスへご連絡いたします。
また、ダッシュボードの「登録者情報の申請状況」でもご確認くださいませ。

申請書類は返却致しませんのでご了承願います。

個人アカウントの方
(権利者本人の方)

次の書類のうち、いずれか1つをご用意ください。
1. 運転免許証のコピー
◦ 有効期限内であることをご確認ください
◦ 表面、裏面ともにコピーしてください
◦ 免許証番号および公安印が鮮明に写っていることをご確認ください
2. パスポートのコピー
◦ 有効期限内であることをご確認ください
◦ 顔写真のページと所持人記入欄のページをコピーしてください
3. 住民票の写し
◦ 発行日から3ヶ月以内であることをご確認ください
◦ 複数ページで一組の場合、発行日、発行者印のあるページを含め、
切り離さずすべてお送りください
◦ 本籍地、個人番号（マイナンバー）の記載なしのものをお送りください。
記載がある場合は塗りつぶしてください

書類送付先

〒107-0061
東京都港区北青山2-12-16 北青山吉川ビル10F
株式会社ジャパンミュージックデータ
音楽権利情報登録システム受付事務局担当

B

HOMEへ戻る

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

音楽権利情報
登録ナビ

利用規約

プライバシーポリシー

お問合せ

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

- A) FAQ リンク：別タブでFAQページが開きます。
- B) HOME へ戻るボタン：ダッシュボードページへ遷移します。

(18) 届出済登録者情報画面

音楽権利情報登録システム

Home / 届出済登録者情報

承認日：2022-02-04

本システムに届出済の連絡先情報等をごちらで確認できます。
転居等により住所が変わられるなど、届出済情報に変更がある場合は、
「変更」ボタンより新しい情報をご入力いただき、再度申請の手続きをお願いいたします。
※あらかじめ必要書類の準備をお願いいたします。

登録者情報

氏名	山田 太郎
氏名 (カナ)	ヤマダ タロウ
その他電話番号	09000000000
国名 / COUNTRY	国名
郵便番号 / ZIPCODE	1111111
都道府県 / PREFECTURE	都道府県
市区町村 / CITY	市区町村
番地・号 / ADDRESS LINE 2	番地・号
アパート名・部屋番号 / ADDRESS LINE 1	アパート名

著作権等権利者情報

権利者区分	レコード製作者 (本人)
レーベル名	レーベルA
アーティスト名	アーティストA

A 変更

利用規約 プライバシーポリシー お問い合わせ

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

A) 変更ボタン：登録者情報登録編集ページへ遷移します。

65

(19) 登録用テンプレート追加・編集画面

音楽権利情報登録システム

Home / 登録用テンプレート一覧 / 登録用テンプレート追加

登録用のテンプレートを使用して、商品情報や作品情報の登録を簡単に行うことができます。
各項目につき、お気に入り情報を1件、よく使う情報を3件まで保存可能です。
保存した情報は、商品情報や作品情報の登録画面にある「 登録用テンプレート反映」ボタンをクリックして使うことができます。

A

テンプレート名称

0文字

① お気に入り情報

B

アーティスト

0文字

C

作詞

0文字

D

作曲

0文字

E

販売会社

0文字

F

音楽出版社

0文字

G

レコード製作者

0文字

H

レーベル

0文字

I

ジャンル

選択してください

J

IVK

選択してください

K

① よく使う情報（最大3件まで保存可能）

↑

B

アーティスト

0文字

0文字

0文字

C

作詞

0文字

0文字

0文字

D

作曲

0文字

0文字

0文字

E

販売会社

0文字

0文字

0文字

F

音楽出版社

0文字

0文字

0文字

G

レコード製作者

0文字

0文字

0文字

H

レーベル

0文字

0文字

0文字

I

ジャンル

選択してください

選択してください

選択してください

L

← 一覧へ戻る

保存する

M

利用規約

プライバシーポリシー

お問合せ

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

66

- A) テンプレート名称入力欄：テンプレート名称を入力します。
- B) アーティスト入力欄：アーティストを入力します。お気に入り情報に加えてよく使う情報を 3 件、計 4 件登録可能です。
- C) 作詞入力欄：作詞を入力します。お気に入り情報に加えてよく使う情報を 3 件、計 4 件登録可能です。
- D) 作曲入力欄：作曲を入力します。お気に入り情報に加えてよく使う情報を 3 件、計 4 件登録可能です。
- E) 販売会社入力欄：販売会社を入力します。お気に入り情報に加えてよく使う情報を 3 件、計 4 件登録可能です。
- F) 音楽出版社入力欄：音楽出版社を入力します。お気に入り情報に加えてよく使う情報を 3 件、計 4 件登録可能です。
- G) レコード製作者入力欄：レコード製作者を入力します。お気に入り情報に加えてよく使う情報を 3 件、計 4 件登録可能です。
- H) レーベル入力欄：レーベルを入力します。お気に入り情報に加えてよく使う情報を 3 件、計 4 件登録可能です。
- I) ジャンルセレクトボックス：ジャンルを選択します。お気に入り情報に加えてよく使う情報を 3 件、計 4 件登録可能です。
- J) IVK セレクトボックス：IVK を選択します。
- K) よく使う情報タブ：タブをクリックするとお気に入り情報の表示・非表示が切り替わります。
- L) 一覧へ戻るボタン：登録用テンプレート一覧ページへ遷移します。
- M) 保存 (更新) するボタン：入力内容を DB に保存して完了メッセージが表示されます。編集時はボタン名が「更新する」となります。

(20) 登録用テンプレート一覧

音楽権利情報登録システム

[Home](#) / 登録用テンプレート一覧

登録用テンプレート **A** [追加](#)

11件中 1～10件
 << < 1 2 > >> **B**

No	テンプレート名称 ▾	アーティスト ⇅	レコード製作者 ⇅	作詞 ⇅	作曲 ⇅	操作
1	テンプレート名称 1	アーティスト	レコード製作者	作詞	作曲	D 編集 削除 E
2	テンプレート名称 1 0					編集 削除
3	テンプレート名称 1 1					編集 削除
4	テンプレート名称 2					編集 削除
5	テンプレート名称 3					編集 削除
6	テンプレート名称 4					編集 削除
7	テンプレート名称 5					編集 削除
8	テンプレート名称 6					編集 削除
9	テンプレート名称 7					編集 削除
10	テンプレート名称 8					編集 削除

11件中 1～10件
 << < 1 2 > >> **B**

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#) [お問合せ](#)

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

- A) 追加ボタン：登録用テンプレート登録ページに遷移します。
- B) ページングリンク：1 ページに 10 件ずつ表示します。10 件以上ある場合はページを切り替えて表示します。
- C) テンプレート名称、アーティスト、レコード製作者、作詞、作曲の項目名でテンプレートを並びをソートすることができます。
- D) 編集ボタン：登録用テンプレート編集ページに遷移します。
- E) 削除ボタン：登録したテンプレートを削除することができます。クリックすると削除確認モーダルが表示されます。「削除する」を選択すると登録したテンプレートが削除されます。

(21) 商品情報登録編集画面（フィジカル）

音楽権利情報登録システム

Home / 登録情報一覧 / 商品情報登録編集

商品情報を入力して、「作品情報登録へ進む」をクリックしてください。

登録する商品は、フィジカル（CDなど）・配信限定楽曲のどちらですか。

A

☒

フィジカル

☐

配信

1 商品情報登録

* 一時保存の場合は、必須項目に入力がなくても保存ができます。

B

C

D 商品タイトル

必須

0文字

E 商品番号（品番）

0文字

F JAN(UPC)

0文字

G 販売会社

0文字

H アーティスト

必須

0文字

I レコード製作者

必須

0文字

J レーベル

0文字

K 発売日

必須

年 / 月 / 日

☐

未定

L

M ジャンル

選択してください

N セット数

0文字

O 収録曲数

0文字

P 総収録時間

00:00:00

Q メモ

0文字

* 改行のみ使用可能です

R

一時保存

作品情報登録へ進む

S

利用規約

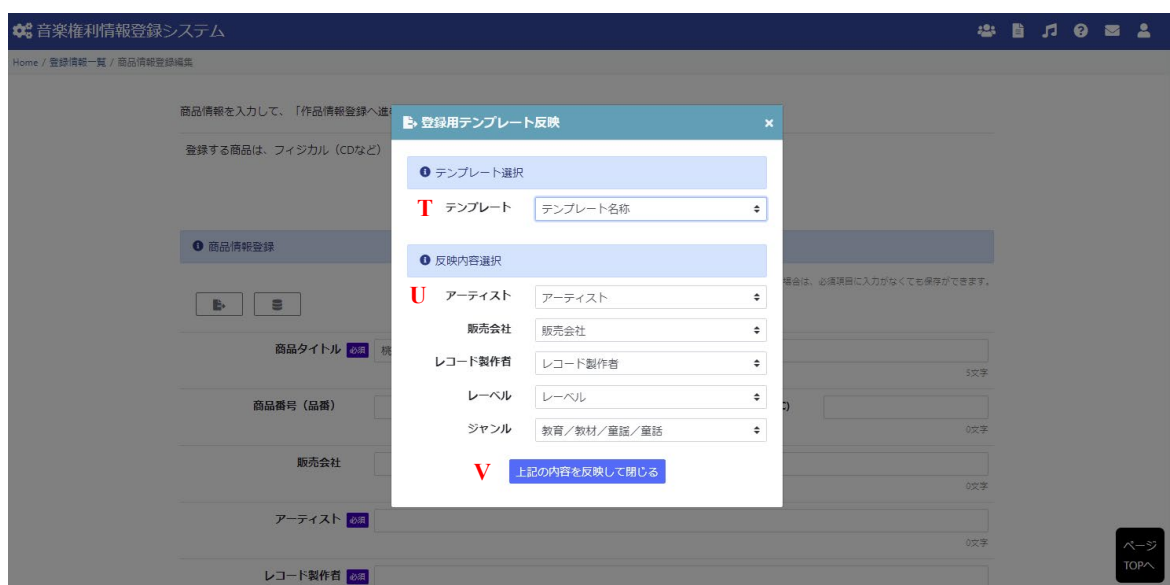
プライバシーポリシー

お問合せ

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

69

- A) フィジカル・配信ラジオボタン：登録する商品がフィジカルか配信かを選択してください。
- B) 登録用テンプレート反映ボタン：登録用テンプレート反映モーダルが表示されます。**T**を選択したら **U**（アーティスト、販売会社、レコード製作者、レーベル、ジャンル）を選択し、**V**をクリックします。選択した内容が入力欄に反映されます。



- C) 音楽権利情報検索ナビを参照するボタン：**A** でフィジカルを選択している場合は商品タイトル、商品番号（品番）、JAN（UPC）、アーティスト、発売日を条件に音楽権利情報検索ナビのデータベースに登録されている CD 商品データを検索し、その検索結果を入力欄に反映することができます。（No23 参照）
- D) 商品タイトル入力欄：商品タイトルを入力します。
- E) 商品番号（品番）入力欄：商品番号（品番）を入力します。
- F) JAN（UPC）入力欄：JAN（UPC）を入力します。
- G) 販売会社入力欄：販売会社を入力します。
- H) アーティスト入力欄：アーティストを入力します。
- I) レコード製作者入力欄：レコード製作者を入力します。
- J) レーベル入力欄：レーベルを入力します。
- K) 発売日入力欄：発売日を入力します。
- L) 未定チェックボックス：発売日が未定の場合はチェックします。**K** が非活性になります。
- M) ジャンルセレクトボックス：ジャンルを選択します。
- N) セット数入力欄：セット数を入力します。
- O) 収録曲数入力欄：収録曲数を入力します。
- P) 総収録時間入力欄：総収録時間を入力します。

- Q) メモ入力欄：メモ書きとして自由に入力できます。
- R) 一時保存ボタン：

(22) 商品情報登録編集画面 (配信)

音楽権利情報登録システム

Home

/

登録情報一覧

/

商品情報登録編集

商品情報を入力して、「作品情報登録へ進む」をクリックしてください。

登録する商品は、フィジカル（CDなど）・配信限定楽曲のどちらですか。

☐ フィジカル

☒ 配信

A

商品情報登録

B

C

* 一時保存の場合は、必須項目に入力がなくても保存ができます。

D

アーティスト

必須

0文字

E

レコード製作者

必須

0文字

F

レーベル

0文字

G

発売日

必須

年 / 月 / 日

☐ 未定

H

I

ジャンル

選択してください

J

セット数

0文字

K

収録曲数

0文字

L

総収録時間

00:00:00

M

メモ

* 改行のみ使用可能です

0文字

N

一時保存

作品情報登録へ進む

O

利用規約

プライバシーポリシー

お問合せ

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

- A) フィジカル・配信ラジオボタン：登録する商品がフィジカルか配信かを選択してください。
- B) 登録用テンプレート反映ボタン：登録用テンプレート反映モーダルが表示されます。テンプレートを選択したら反映内容（アーティスト、販売会社、レコード製作者、レーベル、ジャンル）を選択し、上記の内容で反映して閉じるボタンをクリックします。選択した内容が入力欄に反映されます。（No23 参照）
- C) 音楽権利情報検索ナビを参照するボタン：▲で配信を選択している場合はアーティスト、発売日を条件に音楽権利情報検索ナビのデータベースに登録されている CD 商品データを検索し、その検索結果を入力欄に反映することができます。
- D) アーティスト入力欄：アーティストを入力します。
- E) レコード製作者：レコード製作者を入力します。
- F) レーベル入力欄：レーベルを入力します。
- G) 発売日入力欄：発売日を入力します。
- H) 未定チェックボックス：発売日が未定の場合はチェックします。K が非活性になります。
- I) ジャンルセレクトボックス：ジャンルを選択します。
- J) セット数入力欄：セット数を入力します。
- K) 収録曲数入力欄：収録曲数を入力します。
- L) 総収録時間入力欄：総収録時間を入力します。
- M) メモ入力欄：メモ書きとして自由に入力できます。
- N) 一時保存ボタン：入力した内容を保存しメッセージが表示されます。この時必須チェックはせず、入力した項目の形式チェックのみされます。
- O) 作品情報登録へ進むボタン：入力した内容を保存し作品登録編集ページへ遷移します。この時必須チェックはせず、入力した項目の形式チェックのみされます。

(23) 音楽権利情報検索ナビを参照する（商品）

The screenshot displays the '音楽権利情報登録システム' (Music Rights Information Registration System) interface. A modal window titled '音楽権利情報検索ナビを参照する' (Refer to Music Rights Information Search Navigation) is open, showing search results for a product. The results are organized into a form with the following fields:

商品タイトル	桃ノ花ピラ	アーティスト	大塚愛
詳しく見る ↑			
フィジカル/配信	☒ フィジカル ☐ 配信	発売日	2003/09/10
商品番号 (品番)	AVCD-30525	JAN(UPC)	4988064305254
販売会社	エイベックス・エンタテインメント(株)	ジャンル	ポップス歌謡曲
セット数	1	収録曲数	4
総収録時間: 00:18:53			
⚠ この情報を反映して閉じる			

At the bottom of the modal, there is a summary section with the same product title and artist information. The main page background shows the system's navigation bar and a footer with 'レコード製作者' (Record Producer) and a 'ページ TOPへ' (Back to Top) button.

- A) : この情報を反映して閉じるボタン：音楽権利情報ナビを検索した参照結果（商品タイトル、アーティスト、発売日、商品番号（品番）、JAN（UPC）、販売会社、ジャンル、セット数、収録曲数、総収録時間）を入力欄に反映します。

(24) 作品情報登録編集画面（フィジカル）

音楽権利情報登録システム

Home / 登録情報一覧 / 商品情報登録編集 / 作品情報登録編集

1 作品情報登録

* 一時保存の場合は、必須項目に入力がなくても保存ができます。

A CD商品タイトル 桃ノ花ピラ

B **C** **D** **E** **F**

☐ 作品タイトル **G** **H** **I** **J** **K** **L** **M** **N** **O** **P**

Q ☐ ☐ ☐

R [← 商品へ戻る](#) **S** [一時保存](#) [申請内容確認 →](#) **T**

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#) [お問合せ](#)

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

A) 商品登録編集画面で入力した商品タイトルが表示されます。

- B) 登録用テンプレート反映ボタン：**Q**をチェックした状態（複数選択可）でボタンをクリックすると登録用テンプレート反映モーダルが表示されます。テンプレートを
選択したら反映内容（アーティスト、レコード製作者、作詞、作曲、音楽出版社、
IVK）を選択し、上記の内容で反映して閉じるボタンをクリックします。**T**を選択
後、**U**をそれぞれ選択し**V**をクリックすると選択した内容が入力欄に反映されま
す。

音楽権利情報登録システム

Home / 登録情報一覧 / 商品情報登録編集 / 作品情報登録編集

1 作品情報登録

CD商品タイトル 桃ノ花ビラ

作品タイトル 必須 アーティスト 必須 レコード製作者 必須

作曲 音楽出版社 IL 必須 IVK 必須

一時保存 申請内容確認

利用規約 プライバシーポリシー お問い合わせ

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

- C) **Q** をチェックした状態（複数選択可）でボタンをクリックすると一括編集モーダルが表示され、**W** のチェックを外すと **X** が活性状態となりそれぞれ入力可能となります。修正後 **V** をクリックするとチェックした行に一括で反映されます。

- D) 音楽権利情報検索ナビを参照するボタン：作品タイトル、アーティスト、ISRC を条件に音楽権利情報検索ナビのデータベースに登録されている CD 商品データを検索し、その検索結果を入力欄に反映します。
- E) 行を追加するボタン：登録する作品情報の行を 1 行追加します。最大 100 行まで追加可能です。
- F) 行を削除するボタン：**Q** をチェックした状態（複数選択可）でクリックすると確認用のポップアップが表示され同意すると選択された行を削除します。
- G) 作品タイトル入力欄：作品タイトルを入力します。
- H) アーティスト入力欄：アーティストを入力します。
- I) レコード製作者入力欄：レコード製作者を入力します。
- J) ISRC 入力欄：ISRC を入力します。
- K) JAN (UPC) 入力欄：JAN (UPC) を入力します。
- L) 作詞入力欄：作詞を入力します。
- M) 作曲入力欄：作曲を入力します。
- N) 音楽出版社入力欄：音楽出版社を入力します。
- O) IL セレクトボックス：I（海外音源仕様）、L（国内音源仕様）を選択します。
- P) IVK セレクトボックス：I（演奏）、V（ボーカル）、K（カラオケ）を選択します。
- Q) 行選択のチェックボックスです。ヘッダー部分を選択すると一括でチェックのつけ外しをします。
- R) 商品へ戻るボタン：商品情報登録編集ページへ遷移します。

- S) 一時保存ボタン：入力した内容を保存しメッセージが表示されます。この時必須チェックはせず、入力した項目の形式チェックのみされます。
- T) 申請内容確認ボタン：入力した内容を保存し申請内容確認ページへ遷移します。必須チェックはしますが、エラー表示は申請内容確認ページで表示されます。

(25) 作品情報登録編集画面（配信）

音楽権利情報登録システム

登録用テンプレート

Home / 登録情報一覧 / 商品情報登録編集 / 作品情報登録編集

作品情報登録

* 一時保存の場合は、必須項目に入力がなくても保存ができます。

A

配信商品タイトル

B

D

作品タイトル	必須	アーティスト	必須	レコード製作者	必須	ISRC	JAN(UPC)	作詞	作曲	音楽出版社	IL	必須	IVK	必須
G		H		I		J	K	L	M	N	O		P	

R

← 商品へ戻る

S

一時保存

申請内容確認 →

T

利用規約

プライバシーポリシー

お問合せ

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

A～Tのうち、(24) と重複するものは同様です。

(26) 音楽権利情報検索ナビを参照する（作品）

音楽権利情報登録システム

Home / 登録情報一覧 / 商品情報登録編集 / 作品情報登録編集

作品情報登録

CD商品タイトル

作品タイトル

音楽権利情報検索ナビを参照する

該当する情報が 8件 見つかりました。

作品タイトル	アーティスト	ISRC	作詞	作曲	IVK
ココローション	ORANGE RANGE	JPSR00401106	GOFFIN GERALD GOFFIN GERRY	GOFFIN GERALD GOFFIN GERRYKING	V

この情報を反映して閉じる

作品タイトル	アーティスト	ISRC	作詞	作曲	IVK
ココローション	ORANGE RANGE	JPSR00401106	GOFFIN GERALD GOFFIN GERRY	GOFFIN GERALD GOFFIN GERRYKING	V

← 商品へ戻る

一時保存 申請内容確認 →

ページ TOPへ

- A) この情報を反映して閉じるボタン：音楽権利情報ナビを検索した参照結果（作品タイトル、アーティスト、ISRC、作詞、作曲、IVK）を入力欄に反映します。

(27) 登録情報内容確認画面

音楽権利情報登録システム

Home / 登録情報一覧 / 商品情報登録編集 / 作品情報登録編集 / 登録情報内容確認

1商品・作品情報の内容確認

2申請確認（利用者からの問合せ先確認）

3申請完了

こちらの内容で「音楽権利情報検索ナビ」への公開申請を行います。
内容に相違なければ、「申請確認へ進む」を押してください。

商品情報

フィジカル/配信	フィジカル		
商品タイトル	桃の花びら		
商品番号（品番）	FLCF-3846	JAN(UPC)	4988018312482
販売会社	（株）ソニー・ミュージックソリューションズ		
アーティスト	Me-		
レコード製作者	レコード製作者A		
レーベル		発売日	2001-04-25
ジャンル	ポップス歌謡曲	セット数	1
収録曲数	3曲	総収録時間	00:15:29

作品情報

作品タイトルA			
アーティスト	Me-		
レコード製作者	レコード製作者A		
音楽出版社			
作詞	作曲		
ISRC	JAN(UPC)	IVK	

作品タイトルB			
アーティスト	Me-		
レコード製作者	レコード製作者A		
音楽出版社			
作詞	作曲		
ISRC	JAN(UPC)	IVK	

作品タイトルC			
アーティスト	Me-		
レコード製作者	レコード製作者A		
音楽出版社			
作詞	作曲		
ISRC	JAN(UPC)	IVK	

A

商品情報編集へ戻る

B

申請確認へ進む

利用規約 プライバシーポリシー お問い合わせ

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

- A) 商品情報編集へ戻るボタン：商品情報登録編集ページへ遷移します。
- B) 作品情報編集へ戻るボタン：作品情報登録編集ページへ遷移します。
- C) 申請確認へ進むボタン：登録情報公開申請確認ページへ遷移します。必須項目が未入力の場合は非活性となります。

※必須項目が未入力の場合はエラーメッセージが表示されます。

(28) 登録情報公開申請確認画面

音楽権利情報登録システム

Home / 登録情報一覧 / 商品情報登録編集 / 作品情報登録編集 / 登録情報内容確認 / 登録情報公開申請確認

1 商品・作品情報の内容確認

2 申請確認（利用者からの問合せ先確認）

3 申請完了

A

公開申請が受理されました。「音楽権利情報検索ナビ」で情報が公開され、利用問合せフォームが設置されます。
「音楽権利情報検索ナビ」の利用者より、利用問合せがありましたら、ご対応をお願いいたします。

1 商品・作品情報

商品タイトル	桃の花びら
アーティスト	M e -
作品タイトル	作品タイトルA 作品タイトルB 作品タイトルC

1 利用者からの問合せ連絡先

連絡先（メールアドレス）	example@music-rights.jp
＊ 現在登録中の情報です。アカウントで情報を変更した場合は、変更後のアドレス宛に問合せが来ます。 ＊ フォームを通じて利用問合せが来るため、アドレスが利用者に公開されることはありません。	

1 登録者情報

氏名もしくは会社名	山田 太郎		
連絡先（メールアドレス）	example@music-rights.jp	連絡先（電話番号）	09000000000
＊ 現在登録中の情報です。		＊ 現在登録中の情報です。	
国名 / COUNTRY	国名		
郵便番号 / ZIPCODE	1111111		
都道府県 / PREFECTURE	都道府県		
市区町村 / CITY	市区町村		
番地・号 / ADDRESS LINE 2	番地・号		
アパート名・部屋番号 / ADDRESS LINE 1	アパート名		
レーベル名 もしくはアーティスト名	レーベルA アーティストA		

C

公開申請を完了する

＊ 申請が受理されて、情報が公開されるまでしばらくお待ちください

B

← 内容確認へ戻る

利用規約 プライバシーポリシー お問い合わせ

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

- A) 音楽権利情報検索ナビへ別タブで遷移します。
- B) 内容確認へ戻るボタン：登録情報内容確認ページへ遷移します。
- C) 公開申請を完了するボタン：公開申請が完了し、ダッシュボードページへ遷移します。
登録しているメールアドレスへ商品・作品情報申請完了メールが送信されます。

(29) 登録情報一覧画面

音楽権利情報登録システム

[Home](#) / [登録情報一覧](#)

著作権等管理情報 A + 追加

B	No	タイトル ◆	アーティスト ◆	形態 ◆	発売日 ◆	販売会社 レーベル	更新日 ▼	E	状態 ◆	操作
	1	- ▼		フィジカル			2022-01-20	編集中		F 商品編集 作品編集 申請履歴 公開情報
C	2	桃の花びら ^	Me -	フィジカル	2001-04-25	(株) ソニー・ミュージックソ リユーションズ	2022-01-19	編集中		商品編集 作品編集 申請履歴 公開情報
D		作品タイトル	アーティスト	作詞	作曲	IVK				
		桃ノ花ピラ	大塚愛	愛	愛	V				
	3	- ▼	原 由子	配信			2022-01-18	編集中		商品編集 作品編集 申請履歴 公開情報
	4	- ▼		フィジカル			2022-01-18	編集中		商品編集 作品編集 申請履歴 公開情報
	5	- ▼		フィジカル			2022-01-13	編集中		商品編集 作品編集 申請履歴 公開情報
	6	桜 ▼	コブクロ	フィジカル	2015-04-25	(株) ソニー・ミュージックソ リユーションズ お気に入り	2022-01-13	承認済		商品編集 作品編集 申請履歴 公開情報
	7	さくらんぼ ▼	大塚愛	フィジカル	2022-01-06		2021-12-13	申請中		商品編集 作品編集 申請履歴 公開情報
	8	桜 ▼	コブクロ	フィジカル	2021-12-22		2021-12-13	承認待ち		商品編集 作品編集 申請履歴 公開情報

[利用規約](#)
[プライバシーポリシー](#)
[お問合せ](#)

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

- A) 追加ボタン：登録者情報登録編集ページに遷移します。
- B) ヘッダーリンク：クリックすると項目ごとにソースされて表示します。
- C) タイトルリンク：クリックすると **D** の作品情報が表示されます。
- D) 作品情報が表示されます。初期表示は非表示で **C** をクリックすると表示されます。
- E) 登録情報のステータスを表示しています（編集中、申請中、承認待ち、承認済み、却下）。
- F) 商品編集ボタン：商品情報登録編集ページへ遷移します。ステータスが申請中、承認待ちの場合は非活性となります。
- G) 作品編集ボタン：作品情報編集ページへ遷移します。ステータスが申請中、承認待ちの場合は非活性となります。
- H) 申請履歴ボタン：申請履歴モーダルが表示されます。ステータスが申請中の場合は非活性となります。



- I) 公開情報ボタン：公開情報詳細ページへ遷移します。ステータスが承認済み以外の場合は非活性となります。

(30) 登録情報詳細画面

音楽権利情報登録システム

Home / 登録情報一覧 / 公開情報詳細

商品情報			
フィジカル/配信	フィジカル		
商品タイトル	桜		
商品番号(品番)	WQCC 635	JAN(UPC)	1111111111111
販売会社	(株) ソニー・ミュージックソリューションズ		
アーティスト	コブクロ		
レコード製作者	h o g e		
レーベル	お気に入り	発売日	2015-04-25
ジャンル	教育/教材/童謡/童話	セット数	1
収録曲数	2曲	総収録時間	00:00:00

作品情報			
コブクロ			
アーティスト	コブクロ		
レコード製作者	コブクロ		
音楽出版社			
作詞	コブクロ	作曲	コブクロ
ISRC		JAN(UPC)	IVK

コブクロ			
アーティスト	コブクロ		
レコード製作者	コブクロ		
音楽出版社			
作詞	コブクロ	作曲	コブクロ
ISRC		JAN(UPC)	IVK

コブクロ			
アーティスト	コブクロ		
レコード製作者	コブクロ		
音楽出版社			
作詞	コブクロ	作曲	コブクロ
ISRC		JAN(UPC)	IVK

A

← 一覧へ戻る

利用規約 プライバシーポリシー お問い合わせ

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

A) 一覧へ戻るボタン：登録情報一覧ページへ遷移します。

(31) 利用問合せ 利用規約画面 (利用問合せ楽曲)

音楽権利情報登録システム

閉じる

問合せ機能の利用規約

株式会社ジャパンミュージックデータ（以下、「当社」といいます。）は、「音楽権利情報登録システム」（以下、「本システム」といいます。）の利用者（以下、「ユーザー」といいます。）が、本システムに登録された「利用問合せ楽曲」（以下、「楽曲」といいます。）を検索し、楽曲の権利者または代理人に楽曲利用に関する問合せを行う機能（以下、単に「問合せ機能」といいます。）の利用規約（以下、「本規約」といいます。）を以下のとおり定めます。問合せ機能の利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（目的等）

当社は、文化庁からの委託を受けて実施する「個人クリエイター等の権利情報登録窓口の構築及び権利情報データベースとSNSサイト等との連携に関する調査研究」（以下、「本調査研究」といいます。）の一環として、個人クリエイター等の権利情報登録窓口である本システム及び問合せ機能を適正かつ円滑に運営及び運用し、ユーザーに快適にご利用いただくこと並びに問合せ機能の提供条件及び問合せ機能の利用に関する権利義務関係を定めることを目的として本規約を定めます。なお、本調査研究に係る委託事業は、令和4年3月31日に終了が予定されているものであるものの、当該事業終了後1年間は、本規約を有効とします。また、当該事業の終了等の事由により、本システム又は問合せ機能の運用

D

☐ 利用規約に同意する

E

問合せフォームへ進む

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

- A) ヘッダーロゴ：利用問合せ画面ではリンクになっていません。
- B) 利用問合せ説明リンク：クリックすると利用問合せ説明ページが別タブで開きます。
- C) お問合せリンク：クリックするとパソコンのメーラーが起動します。
- D) 利用規約に同意するチェックボックス：利用規約に同意したらチェックします。
- E) 問合せフォームへ進むボタン：**D**をチェックすると**E**が活性状態となります。クリックすると利用問合せ入力ページへ遷移します。

(32) 利用問合せ 入力画面（利用問合せ楽曲）

音楽権利情報登録システム

?

✕ 閉じる

1 利用問合せ情報の入力

2 送信完了

こちらの作品のご利用には権利者への問合せが必要です。
必要事項を入力して、「利用問合せ情報を送信する」ボタンを押してください。

作品タイトル

作品 A

1 ご連絡先情報

B 所属

☐ 個人 ☒ 法人

C 法人名

必須

0文字

D 氏名

必須

サンプル

0文字

太郎

0文字

E メールアドレス

必須

example@music-rights.jp

0文字

* こちらのメールアドレスが権利者からの返答時の連絡先となります

F メールアドレス（確認）

必須

example@music-rights.jp

0文字

2 権利者への問合せ内容

G 問合せ内容

必須

利用目的、利用方法、メールアドレス以外の連絡手段など

0文字

* 1000文字まで入力できます

H

利用問合せ情報を送信する

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

- A) 閉じるボタン：クリックすると利用問合せ入力画面が開いているブラウザのタブを閉じます。
- B) 所属チェックボックス：個人または法人を選択します。
- C) 法人名入力欄：法人名を入力します。**B**で法人を選択したときのみ表示されます。
- D) 氏名入力欄：姓・名をそれぞれ入力します。
- E) メールアドレス入力欄：メールアドレスを入力します。
- F) メールアドレス（確認）入力欄：確認用にもう一度メールアドレスを入力します。
- G) 問合せ内容入力欄：問合せ内容を入力します。
- H) 利用問合せ情報を送信するボタン：**C**～**G**の必須項目をすべて入力後クリックすると、利用問合せ完了ページへ遷移します。入力したメールアドレス宛に楽曲利用問合せ完了のお知らせメールが送信されます。

(33) 利用問合せ 完了画面（利用問合せ楽曲）



- A) 閉じるボタン: クリックすると利用問合せ入力画面が開いているブラウザのタブを閉じます。

(34) 利用問合せ 説明画面（利用問合せ楽曲）

音楽権利情報登録システム

✕ 閉じる

利用問合せ説明

利用問合せについて

音楽権利情報検索ナビにて利用問合せ楽曲を検索を行った結果表示される画面にある「利用問合せ」ボタンをクリックすることにより、当該利用問合せ楽曲の権利者または代理人宛に使用許諾申請メールを送信することが出来ます。

お問合せ方法について

所属欄に個人または法人の別を設定して頂き、

個人の方の場合

「氏名 ※必須」「メールアドレス ※必須」「メールアドレス（確認） ※必須」を記入の上、「問合せ内容 ※必須」をご記入ください。

法人の方の場合

「法人名 ※必須」「氏名 ※必須」「メールアドレス ※必須」「メールアドレス（確認） ※必須」を記入の上、「問合せ内容 ※必須」をご記入ください。

<免責事項>

当システム内では、メール問合せについての情報を一切保存いたしておりません。よって、当協議会は以下につきまして、一切聞知いたしません。

- 利用問合せの内容およびその回答の有無や内容
- 利用問合せ後の経過および結果についての内容

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

音楽権利情報
集約化協定

©文化庁 / 権利情報集約化等協議会

- A) 閉じるボタン: クリックすると利用問合せ入力画面が開いているブラウザのタブを閉じます。

(35) 利用規約画面

音楽権利情報登録システム

Home / 利用規約

利用規約

「音楽権利情報登録システム」利用規約（以下、「本規約」といいます。）には、株式会社ジャパンミュージックデータ（以下、「当社」といいます。）が提供する「音楽権利情報登録システム」（以下、「本システム」といいます。）の利用条件及び当社と登録者（第2条に定義する。）との間の権利義務関係が定められています。本システムの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意いただく必要がございます。

第1条（目的等）

当社は、文化庁からの委託を受けて実施する「個人クリエイター等の権利情報登録窓口の構築及び権利情報データベースとSNSサイト等との連携に関する調査研究」（以下、「本調査研究」といいます。）の一環として、個人クリエイター等の権利情報登録窓口である本システムを適正かつ円滑に運営し、快適にご利用いただくこと並びに本システムの提供条件及び本システムの利用に関する権利義務関係を定めることを目的として本規約を定めます。なお、本調査研究に係る委託事業は、令和4年3月31日に終了が予定されているものであるものの、当該事業終了後1年間は、本規約及び別途定めるプライバシーポリシーを有効とします。また、当該事業の終了等の事由により、本システムの運用主体及び第8条2項に定める契約の当事者たる地位が当社から第三者に移転する場合、第2条に定める登録者は、当該移転について了承するものとします。

第2条（定義）

1. 権利者

本システムに情報登録する著作権隣接権を有する者をいいます。具体的には、商業用レコード又は将来的に商業用レコードとなる予定のある音源について、レコード製作者又はレコード実演家の権利を有する者のうち、一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会（英語名称：Music Information Platform Consortium以下、「MINC」といいます。）の正会員に当該権利管理を委託していない個人又は法人を指します。

なお、レコード実演家の権利を有する者については、システム構築の都合上、当面はフィーチャードアーティスト（ヴォーカル等のメインアーティスト）に限ります。

権利者が未成年者である場合には、当該権利者は、法定代理人の同意を得た上で、次項に定める代理人に登録を行わせることとします。

※登録をご希望される未成年者のうちご不明点がある方は音楽権利情報登録システム受付事務局

ページ
TOPへ

※ページが長文のため以降割愛。

(36) プライバシーポリシー画面

音楽権利情報登録システム

Home / プライバシーポリシー

プライバシーポリシー

株式会社ジャパンミュージックデータ（以下、「当社」といいます。）は、個人情報の取得、利用その他一切の個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号、以下「法」といいます。）に基づき、個人クリエイター等の権利情報登録窓口及び音楽著作物の権利情報自動検索サービス「音楽権利情報登録システム」（以下、「本システム」といいます。）に関し、以下のとおりプライバシーポリシー（以下、「本ポリシー」といいます。）を定めます。当社は、法及びその他関係法令を遵守するとともに、本ポリシーを遵守することにより、文化庁からの委託を受けて実施する「個人クリエイター等の権利情報登録窓口の構築及び権利情報データベースとSNSサイト等との連携に関する調査研究」（以下、「委託業務」といいます。）の実施に際して、本システムの登録者及び本システムに登録される音楽作品の権利者（以下、「登録者及び権利者を総称して、以下「登録者等」といいます。）の大切な個人情報の保護に万全を尽くします。なお、「音楽権利情報登録システム」利用規約（以下、「利用規約」といいます。）において本ポリシーと相違する条項が定められている場合には、本ポリシーが優先的に適用されるものといたします。本ポリシーで定義されていない文言については、利用規約の定義に準ずるものといたします。

1. 本ポリシーの適用範囲

本システムを通じて当社が取得した個人情報は、本ポリシーに基づき管理されます。

2. 当社が取得する個人情報

本ポリシーにおける「個人情報」とは、特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報を行います。また、本ポリシーにおける「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報のうち個人情報に該当しないものをいいます。

当社が取得する個人情報及び個人関連情報の具体例は以下のとおりです。以下、個人情報と個人関連情報とを総称して、「個人情報等」といいます。

- (1) 個人情報に該当するもの
氏名、氏名と組み合わせた住所・電話番号・メールアドレス等
- (2) 原則として個人関連情報に該当するが、当社が個人情報と容易に照合できる形で管理している場合には個人情報に該当するもの

ページ
TOPへ

※ページが長文のため以降割愛。

(37) FAQ 画面

音楽権利情報登録システム

Home / よくあるご質問

FAQ(よくある質問)

1個人クリエイター等の権利情報登録窓口システム「音楽権利情報登録システム」について

2令和3年著作権法改正について

3音楽権利情報登録システムの利用環境について

4アカウント作成について

5利用中の問合せ

1個人クリエイター等の権利情報登録窓口システム「音楽権利情報登録システム」について

1.1音楽権利情報登録システムとは？

1.1.1音楽権利情報登録システム構築の背景

令和3年6月2日に公布された改正著作権法により、令和4年1月1日より放送事業者等は、集中管理等が行われていない商業用レコード（配信音源を含む）を放送同時配信等において権利者の許諾なく利用できることとなりました。ここで言う「集中管理等」には、著作権等管理事業者による集中管理だけでなく、「文化庁長官が定める方法により円滑な許諾に必要な情報が公表されていること」が含まれます。

「文化庁長官が定める方法により円滑な許諾に必要な情報が公表されていること」とは、音楽権利情報検索ナビにて該当する楽曲の作品および権利情報が適切に公開されることを指します。

上記の制度改正及び令和2年度文化庁委託事業「個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のための調査研究」の結果を踏まえ、個人クリエイター等が自らの楽曲の作品および権利情報を登録することができるシステムを構築し、そこに登録された情報は音楽権利情報検索ナビ（<https://search.minc.or.jp/>）にて検索することができるようになりました。

1.1.2音楽権利情報登録システムの運営会社

1.1.3音楽権利情報登録システムに権利情報を登録するとどうなりますか？

1.1.4音楽権利情報検索ナビについて

ページ
TOPへ

※ページが長文のため以降割愛。

- A) カテゴリーリンク：クリックすると各カテゴリーまでページスクロールします。
- B) タイトルリンク：クリックすると **C** の詳細部分が表示されます。
- C) デフォルトは非表示です。**B** をクリックすると表示されます。

(38) ランディングページ

▶ 音楽権利情報登録システムについて ▶ 関連の団体についてもっと知りたい方 ▶ 詳しい内容についてご覧になりたい方 ▶ 音楽権利情報登録システム利用者の方

レコード製作者（レコードレーベル）／実演家（アーティスト）の皆さま

CDや音楽配信作品の制作を行っているレコードレーベル、そしてアーティストの皆さんは「著作権隣接権」という権利を持っています。 [（詳しくはコチラ①）](#)

皆さんが持っている「著作権隣接権」については、令和4年1月1日施行の著作権法の改正により、その権利の規定の一部に変更が生じます。 [（詳しくはコチラ②）](#)

*「詳しくはコチラ②」のリンクをクリックして開いた先の資料「著作権法の一部を改正する法律の概要」の項目「2. 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化」をご覧ください



レコードレーベル、アーティストには、それぞれの分野での団体があり、その団体に入会することにより、みなさんの活動や持っている権利について、専門家としてのサポートを受けることができます。

[関連の団体についてもっと知りたい方](#)

また、その団体に入会することにより、著作権隣接権の管理事業者等に管理を委任することが出来ます。

[著作権隣接権の管理制度についてもっと知りたい方](#)

※ページが長文のため以降割愛。

音楽権利情報登録システムのランディングページです。

2.3.4. 一括検索サイトのサイト表示内容

(1) 検索結果：CD 商品リスト(利用問合せ楽曲)

音楽権利情報
検索ナビ

一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会

Music Forest

マイページ

問い合わせ

ログオフ

検索画面 / 検索結果：CD商品リスト

検索結果：CD商品リスト

品番/POS:

検索

クリア

CD商品タイトル:

検索

クリア

☐ 完全一致

☒ 前方一致

☐ キーワード検索

☒ キーワード検索とは

+アーティスト名:

検索結果 [用語の説明](#)

CD商品 (1件)

利用問合せ楽曲 (4件) [A](#)

掲載情報は、登録者からの申告に基づくものです。
ご不明な点等につきましては、お問合せ機能により連絡先として登録されている当該の登録者または権利者に直接お問合せください。
利用問合せ楽曲について、詳細は[こちら](#)をご確認ください。

©一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会

- A) 利用問合せ楽曲タブ：クリックすると利用問合せ楽曲の検索結果が表示されます。一度に表示できる件数は 500 件までとなります。マウスオーバーすると利用問合せ楽曲についての説明の吹き出しが表示されます。
- B) こちらリンク：利用問合せ楽曲の LP が別タブで表示されます。
- C) 利用問合せ楽曲の検索結果表示エリアです。CD 等商品タイトル、アーティスト、レコード製作者、品番、発売日が表示されます。
- D) CD 等商品タイトルリンク：クリックすると CD 商品詳細モーダル (32) が表示されます。

(2) CD 商品詳細画面（利用問合せ楽曲）

[一般社団法人音楽権利プラットフォーム協議会](#)
[Music Forest](#)
[マイページ](#)
[問い合わせ](#)
[ログイン](#)

商品タイトルA

品番：SC00000000000001

発売日：2000/01/01

ジャンル：教育／教材／童謡／童話

総収録時間：30"

JAN(UPC)：00000000000001

セット数：1

収録曲数：2

レコード製作者：レコード製作者A

販売会社：販売会社A

用語の説明

掲載情報は、登録者からの申告に基づくものです。
 ご不明な点等につきましては、お問合せ機能により連絡先として登録されている当該の登録者または権利者に直接お問合せください。
 利用問合せ楽曲について、詳細は[こちら](#)をご確認ください。

収録曲非表示

曲名	IVK	アーティスト	ISRC	JAN(UPC)	楽曲利用
作品A	K	人物X	SC100000000002	10000000000002	利用問合せ
作品A	K	人物A	SC100000000004	10000000000004	利用問合せ
作品A	K	人物B	SC100000000005	10000000000005	利用問合せ
作品A	K	人物C	SC100000000006	10000000000006	利用問合せ
作品A	K	人物X	SC100000000007	10000000000007	利用問合せ
作品A	K	人物X	SC100000000008	10000000000008	利用問合せ

閉じる

- A) 用語の説明ボタン：クリックすると用語の説明モーダルが表示されます。
- B) こちらリンク：利用問合せ楽曲の LP が別タブで表示されます。
- C) 収録曲非表示ボタン：クリックすると収録曲の表示・非表示が切り替わります。
- D) 曲名リンク：クリックすると作品詳細ページへ遷移します。
- E) 利用問合せボタン：クリックすると外部サイト（音楽権利情報登録システム）への遷移確認モーダルが表示されます。「はい」をクリックすると別タブで音楽権利情報登録システムの問合せ規約ページが表示されます。
- F) 閉じるボタン：クリックすると CD 商品詳細モーダルが閉じます。

(3) 検索結果：曲リスト・作品リスト（利用問合せ楽曲）

音楽権利情報
検索ナビ

一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会

Music Forest

マイページ

問い合わせ

ログアウト

検索画面 / 検索結果：曲リスト・作品リスト

検索結果：曲リスト・作品リスト

曲名・作品名:

検索 クリア

☐ 完全一致
☒ 前方一致
☐ キーワード検索
☒ キーワード検索とは

+アーティスト名・作家名:

※他の項目を検索したい場合は、一度クリアしてください。

検索結果 [用語の説明](#)

収録曲 (168件)

配信曲 (16件)

作品 (110件)

利用問合せ楽曲 (4件) **A**

掲載情報は、登録者からの申告に基づくものです。
 ご不明な点等につきましては、お問合せ機能により連絡先として登録されている当該の登録者または権利者に直接お問合せください。
 利用問合せ楽曲について、詳細は[こちら](#)をご確認ください。

B

- A) 利用問合せ楽曲タブ：クリックすると利用問合せ楽曲の検索結果が表示されます。一度に表示できる件数は 500 件までとなります。マウスオーバーすると利用問合せ楽曲についての説明の吹き出しが表示されます。
- B) こちらリンク：利用問合せ楽曲の LP が別タブで表示されます。
- C) 曲名リンク：クリックすると作品詳細ページへ遷移します。
- D) 利用問合せボタン：クリックすると外部サイト（音楽権利情報登録システム）への遷移確認モーダルが表示されます。「はい」をクリックすると別タブで音楽権利情報登録システムの問合せ規約ページが表示されます。

(4) 作品詳細画面（利用問合せ楽曲）

音楽権利情報
検索ナビ

一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会

Music Forest

マイページ

問い合わせ

ログオフ

A

✕ 閉じる

作品詳細

作品タイトル 作品A

アーティスト	人物X
形態	CD等フィジカル
レコード製作者	レコード製作者A
ISRC	SC1000000002
JAN(UPC)	1000000000002
作詞	人物Y
作曲	人物Z
音楽出版社	音楽出版社A

商品情報

商品タイトル	商品タイトルA		
アーティスト	アーティストA		
レコード製作者	レコード製作者A		
レーベル	レーベルA		
販売会社	販売会社A		
商品番号（品番）	SC0000000000001	JAN(UPC)	0000000000001
発売日	2000/01/01	ジャンル	教育／教材／童謡／童話

掲載情報は、登録者からの申告に基づくものです。
ご不明な点等につきましては、お問合せ機能により連絡先として登録されている当該の登録者または権利者に直接お問合せください。
利用問合せ楽曲について、詳細はこちらをご確認ください。

C

利用問合せ

B

©一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会

- A) 閉じるボタン：クリックすると作品詳細画面を表示しているブラウザのタブを閉じます。
- B) こちらリンク：クリックすると利用問合せのLPが別タブで表示されます。
- C) 利用問合せボタン：利用問合せボタン：クリックすると外部サイト（音楽権利情報登録システム）への遷移確認モーダルが表示されます。「はい」をクリックすると別タブで音楽権利情報登録システムの問合せ規約ページが表示されます。

(5) 利用問合せランディングページ（利用問合せ楽曲）

利用問合せ楽曲とは

いずれの集中管理団体にも送信可能化権を委任していない著作権隣接権者（レコード製作者・実演家）が権利を有する楽曲で、放送同時配信等での利用に際して個別の許諾手続きを必要とする旨を意思表示するために、自ら「音楽権利情報登録システム」に作品情報および権利情報を登録した楽曲を言います。

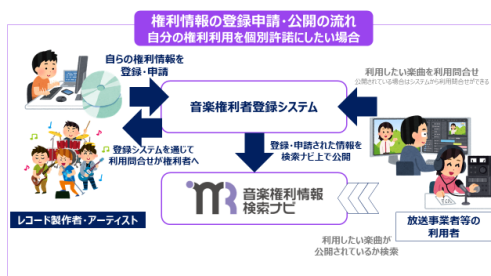
背景

令和4年1月1日の改正著作権法の施行に伴い、放送事業者等の利用者は、放送同時配信等に関し、著作権隣接権の集中管理等が行われておらず、円滑に許諾を得られないと認められるレコード・レコード実演を、通常の使用料額に相当する補償金を支払うことで事前の許諾なく利用できるようになります。他方、当該レコード及びレコード実演に係る著作権隣接権者が、集中管理に委任せず事前に関別の許諾確認を求める場合は、文化庁長官が定める方法として、本サイトに「利用問合せ楽曲」として情報が掲載されますので、利用者は本サイトが連携する利用問合せ機能をを用いて当該楽曲の権利者または代理人に使用許諾申請を行い、許諾を得る必要があります。

改正著作権法については [コチラ](#) を

利用問合せについて

音楽権利情報検索ナビにて利用問合せ楽曲の検索を行った結果表示される画面にある「利用問合せ」ボタンをクリックすることにより、当該利用問合せ楽曲の権利者または代理人宛に使用許諾申請メールを送信することが出来ます。



利用問合せ楽曲のランディングページです。

2.3.5. 公開結果・利用実績

前述の通り、2021 年 12 月に新規公開した登録窓口システムと同年 12 月 27 日に利用問合せに係る機能を付加した一括検索サイトについて、公開後の利用実績を次のように示す。

(1) アクセス実績

1) 登録窓口システムアクセス実績

図 10 に登録窓口システムの公開以降のページビュー数の遷移を示す。システム公開日のアクセス数が一番多く 200 を超え、次に一括検索サイト改修公開日、プレスリリース公開日が続いている。その後もシステムトップページへのアクセス数が少数継続して見られるが、ユニークユーザー（訪問者）数で確認すると、少ない人数が複数回アクセスしていることが分かる。

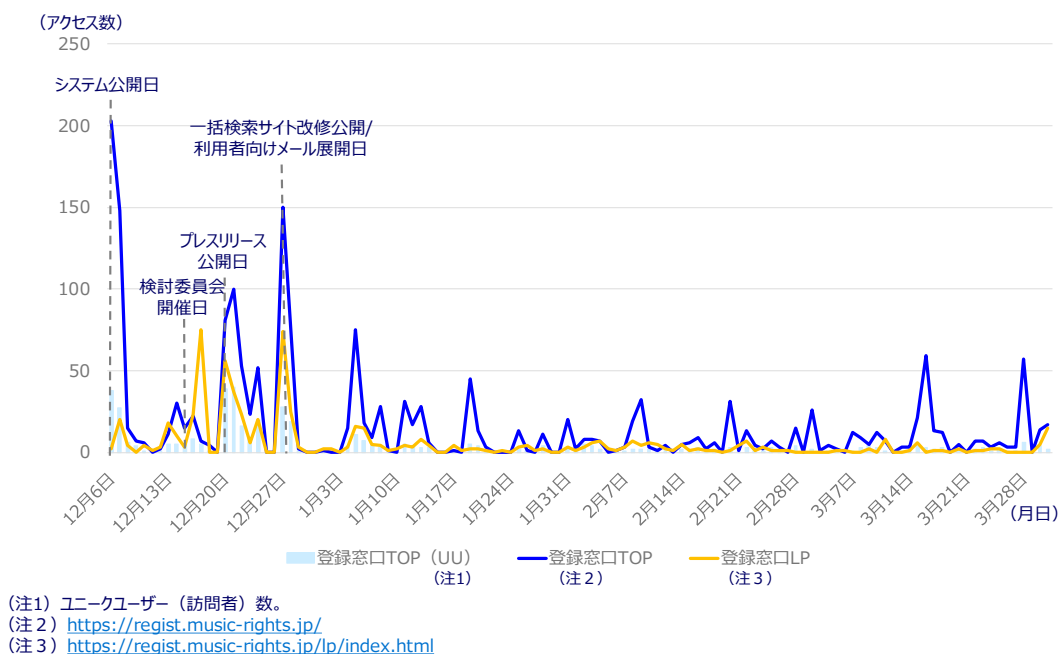


図 10 登録窓口システムのページビュー数（令和 3 年 12 月 6 日～令和 4 年 3 月 31 日）

2) 一括検索サイトアクセス実績

利用問合せ楽曲に係る機能を付加した一括検索サイトについて、図 11 のとおりページビュー数の推移を示す。アクセス数の集計開始日は、一括検索サイトトップページは、登録窓口システム公開日（令和 3 年 12 月 6 日）から、一括検索サイトに設置したランディングページは、プレスリリース公開日（令和 3 年 12 月 20 日）からとしている。一括検索サイトに新規設置したランディングページは、公開日 12 月 27 日にメールで周知したことでアクセス数が 400 弱まで伸びたが、その後 1 か月は 10 前後で推移し、時間の経過とともにアクセ

ス数が非常に少なくなっている。

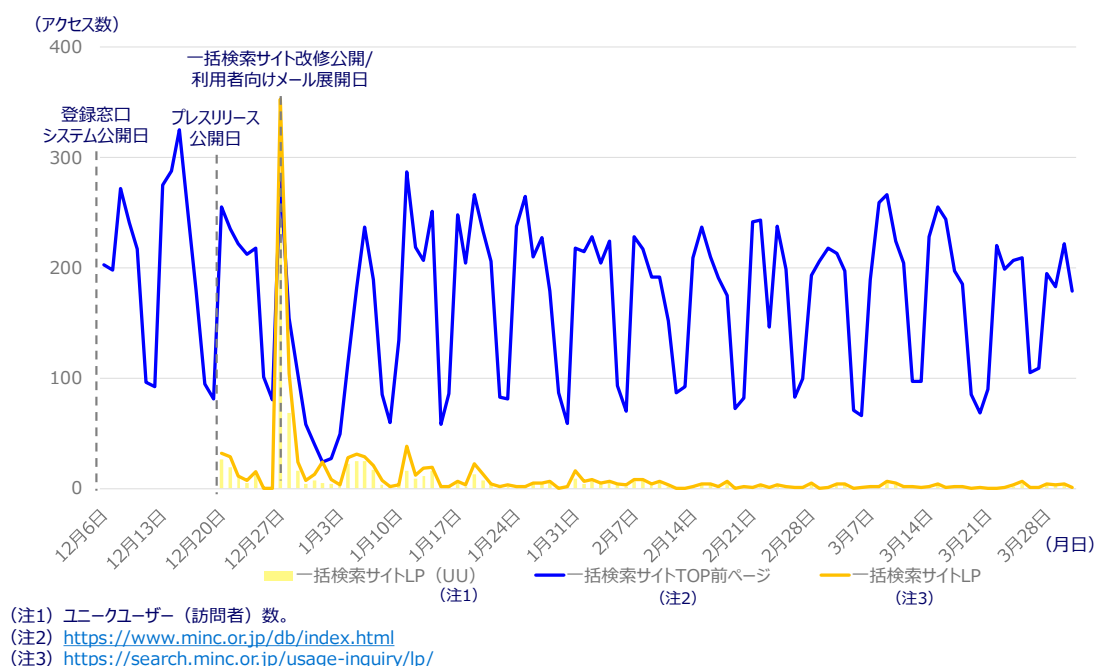
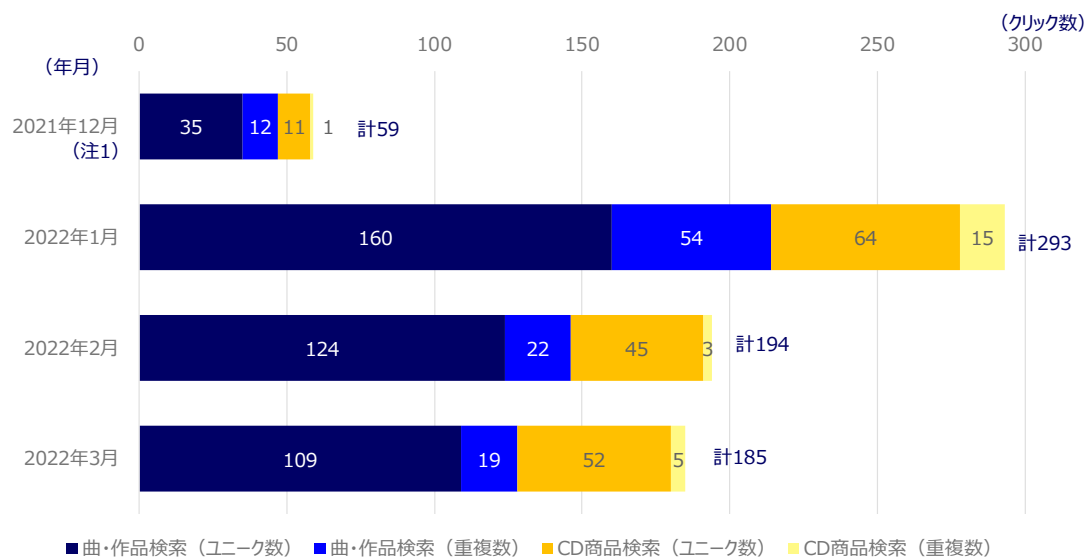


図 11 一括検索サイトのページビュー数（令和3年12月6日～令和4年3月31日）

一括検索サイトでは、検索結果画面に新規設置したタブのクリック率を計測し、どの程度利用者が利用楽曲について確認したかを図 12 のとおりまとめた。曲・作品検索及びCD商品検索の2つの検索方法のうち、曲・作品検索でのクリック率が高くなっている。合計クリック数では令和4年1月が293回と一番多く、その後2か月は200回弱で推移していることが分かる。



(注1) 公開日12月27日から12月31日までの5日間の合計数

図 12 利用問合せ楽曲タブのクリック数（令和3年12月27日～令和4年3月31日）

(2) 日別・曜日別の利用実績

1) 登録窓口システムアクセス実績

令和3年12月～令和4年3月までのアクセス実績を曜日別にまとめたものが表12 登録窓口システムの曜日別アクセス実績である。比較的、土日より平日のアクセス数が多いことが分かる。ユーザーが1回の訪問でアクセスするページ（ページ/セッション）は、土曜日が非常に大きくなっており、関心が寄せられているものとみられるが、それ以外では4前後で大きい違いは見られない。

表 12 登録窓口システムの曜日別アクセス実績

	ページビュー数	ユーザー数	セッション数	ページ/セッション
月曜日	562	123	140	4.01
火曜日	490	114	121	4.05
水曜日	387	70	71	5.45
木曜日	172	50	50	3.44
金曜日	144	52	51	2.82
土曜日	70	11	7	10.00
日曜日	16	6	5	3.20

(3) 利用ブラウザ・OS ごとの利用状況

1) 登録窓口システムアクセス元の OS・セッション数

登録窓口システムのページビュー数を OS のバージョンごとに多いものから順にまとめたものが表 13 である。ほとんどのアクセス者が、システム構築時に対応した Windows10 からアクセスしていることが分かる。

表 13 登録窓口システムのアクセス元 OS トップ 10（令和 3 年 12 月～令和 4 年 3 月）

No.	OS のバージョン	ページビュー数	ユーザー数	セッション数	ページ/セッション
1	Windows10	1471	306	353	4.17
2	Intel 10.14	117	10	11	10.64
3	Intel 10.15	61	18	14	4.36
4	iOS15.4	54	4	15	3.60
5	iOS15.1	31	8	8	3.88
6	iOS15.2	31	6	8	3.88
7	windows11	16	5	6	2.67
8	iOS15.3	11	3	4	2.75
9	Intel 10.13	9	5	6	1.50
10	iOS14.8.1	8	2	4	2.00

2.3.6. サイト遷移実績

(1) 登録窓口システムの参照元メディア

ダイレクトにアクセスするケースが多く、その中にはプレスリリース文面から遷移したケースも含まれると考えられる。次いで Referral のうち一括検索サイトからの遷移が 2 番目に多く、楽曲の利用者から参照されていると考えられる。その他、一般検索からの推移や、Twitter 等の SNS サイトからの遷移も確認できた。

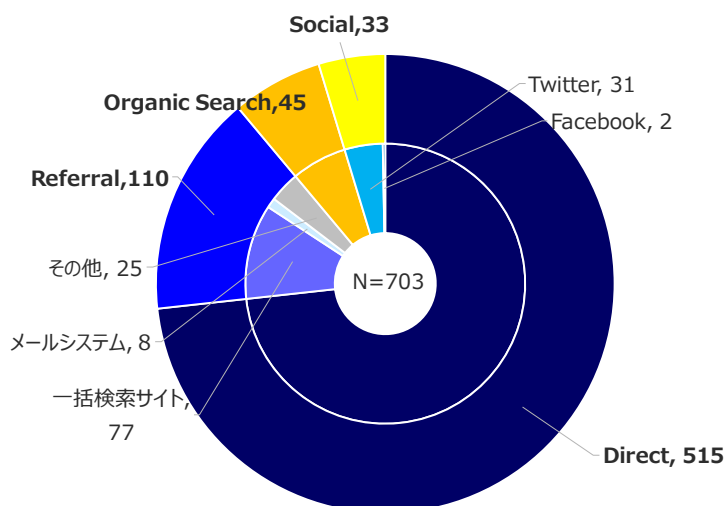


図 13 登録窓口システムの参照元メディア（令和 3 年 12 月～令和 4 年 3 月）

2.3.7. 登録窓口システムに関する登録・利用状況

(1) 登録窓口システムの登録状況

令和 4 年 3 月末時点で、登録窓口システムへ関係者を除く 23 アカウントの登録があった。うち 2 アカウントが権利者申請のためにシステム上で情報を編集集中で、5 アカウントが権利者申請済みである。権利者申請済みの 5 アカウントの内訳は、2 法人（1 実演家、1 レコード製作者）及び 3 個人（1 レコード製作者、2 実演家）で、うち 1 法人（レコード製作者）が登録対象者であることが判明し、承認済みとなった。同法人アカウントから表 15 に記載している 2 商品の情報が申請されており、近日中に一括検索サイトでの公開を予定する。残りの権利者申請済み 4 アカウントのうち 3 アカウントは、主に権利団体に委任・加盟しており登録対象者でないことが判明したため申請を却下され、1 アカウントは令和 4 年 3 月末現在、権利団体へ委任・加盟をしているか確認を実施中である。

表 14 登録者件数の内訳（令和 4 年 3 月末まで）

項目	件数
アカウント登録者数	33（うち関係者 10）
編集集中	2

権利者申請数	5
申請中	1（個人・実演家）
承認待ち	0
承認済み	1（法人・レコード製作者）
却下	3（個人・レコード製作者、個人・実演家、法人・実演家）

表 15 作品情報登録件数の内訳（令和4年3月まで）

項目	件数
商品数	2
編集中	0
申請中	2
承認待ち	0
承認済み	0
却下	0

申請者が登録対象者か判別するため、権利管理団体への委任・加盟有無の確認を行う中で、権利者が権利管理団体へ特定期間のみ・特定の作品のみを委任しているケースなどがあることが分かった。今後申請が増えた場合、登録窓口システムへ登録を希望する作品と、上記作品の関係を確認するための事務作業の負荷が大きくなる可能性が考えられる。

（2）利用問合せ楽曲の閲覧に関する問合せ

放送事業者から、一括検索サイトにおいて利用問合せ楽曲のみの閲覧を希望する問合せがあった。限られた時間での番組等制作にあたり、事前に楽曲の明確な権利関係を確認したいというニーズがあることが考えられる。今年度構築したシステムにおいては、ある楽曲を利用したい主体と、その権利者をつなげる場として一括検索サイト上で検索し、キーワードごとに確認することを目的としたが、他方で利用者のニーズに応えると共に、収益の確保・自走化に向けた検討という観点では、有償で販売するというアイデアがあるのではないかと、という意見が検討委員会において挙げられた。それにあたっては、データを最新の状態に保ち、一覧で確認できるよう別途メンテナンスする必要がある。まだ議論が深まっていない部分だが、システムの自走化に向けた一つの検討材料になると考えられる。

2.4. システム構築に関する今後の課題

（1）継続的な情報の周知

本事業では、令和4年1月1日施行の改正法の要件を満たすため、令和2年度調査研究まで検討してきた内容から、対象と登録内容を一部に限定してシステム構築を行った。同時に、権利者と利用者双方に向けてプレスリリースの発信をするなど広報活動も並行して

実施し、その後もインタビュー記事の作成や掲載など、一部継続して取り組みを進めているところである。事業期間終了に差し掛かり、最初のプレスリリース発表から約3か月が経過したものの、本事業の期間内においてはアクセス数・登録者数ともに伸び悩んでいる。その理由としては、権利者が保有する権利の意味・内容の理解が進んでいないことと権利者が登録窓口で情報を登録することの意味・内容・メリットを理解しておらず登録窓口システムの重要性が低いことが考えられる。具体的には、前者については、権利者からシステム事務局へ来たシステム登録に関する問合せの内容から、保有する権利についての認知が進んでいない様子が見えてきた。したがって、ノンメンバーに対する著作権等の権利について継続的な周知と理解促進を実施することが必要と考えられる。後者については、改正法の目的である放送同時配信等の円滑化という意味では、現在放送同時配信等が実施されている範囲が限定的であるため、今後範囲が広がっていくことで内容がより普及されれば、登録窓口システムへの登録自体の認識も進むのではないかという意見が寄せられた。

また検討委員会においては、楽曲の利用円滑化という目的がある中で、集中管理制度の周知をすることも大切であるとの意見も挙げられた。放送事業者が短期間で番組等を制作する中で、登録窓口システムに登録されたノンメンバーの楽曲を利用するために個別に利用問合せの時間を割くことは非常に稀なケースと考えられるため、ノンメンバーへ効果的な周知を行うという観点で言うと、権利管理団体への参加や委任するメリットを伝えることも大事ではないか、というものである。この点、登録窓口システムの公開にあたって、著作権等集中管理に関する説明ページを付加することとした。引き続き権利情報の集約化という目的の元、継続的な周知の働きかけをすることが望ましい。

（２）権利情報登録の利便性向上

権利情報登録にあたって利便性を向上させるために、以下のような機能実装が望ましい。

- ① 一括登録の仕組み（令和2年度調査研究）
- ② モバイル環境の対応（令和2年度調査研究）
- ③ デフォルト入力機能（令和2年度調査研究）
- ④ フォーマットの整備（ネットクリエイターの団体からの意見）
- ⑤ 代理人による登録（ネットクリエイターの団体からの意見）
- ⑥ 真正性の担保への対応（複数の権利管理団体からの意見）

今年度登録窓口システムの検討・構築にあたっては、構築期間等との兼ね合いで③⑤についての実装のみとなった。今後もその他の改修が望ましいが、現段階では構築システム自体の利用頻度が高くないため、持続的な運営の検討と共に優先順位を定めることになると思われる。

（３）システムの持続的な運用の検討

本事業において構築した登録窓口システムは、公開から約３か月が経過した状況で、まだ登録者の増加が見込めないため、システムに係る事務作業のコスト算出が難しく、かつ当面の収入の見込みが立っていない。

他方で、2.3.7.（２）で示す通り、放送事業者から、利用問合せ楽曲の詳細を一覧で見たいという要望もあり、一覧で確認できる機能を販売するニーズがあるのではないかと検討委員会で意見が上がった。この仕組みは登録窓口システムの一定程度の利用がされたのちに機能するものであり、また放送事業者からのニーズも未検証であるが、例えばこのような利用問合せ楽曲詳細一覧機能を販売するとすると、そのデータ更新の頻度等を踏まえて、価格設定等が問題となる。この点は、放送事業者の具体的ニーズをも調査したうえ、検討・検証することが望ましい。

改正法の要件を満たすべく今後も運営の継続が必要だが、窓口の業務量や運用費用の検証を踏まえ、持続可能な方法による登録・公開方法等の仕組み・体制の在り方について検討し、見直しを行うことが必要である。

3. 外部サービスとの連携調査研究

令和2年度調査研究において、権利情報の登録意向を高めるためには商品情報、作品情報の登録の手間をどこまで削減できるかが重要であることが示された。登録の手間の削減方法として、基本DBにはないものの、商品販売・配信マーケット等から取得可能なデータを、情報登録に活用することなどが考えられる。これまでの検討を踏まえつつ⁹、情報登録の手間を削減すること・効率的に情報を集約することを目的として図14のように外部サービスとの連携の可能性・課題等を調査した。情報連携を検討するにあたって、どのサービスにあるデータをどうやって取得し参照するか、連携の要件を明らかにする必要がある。そこでまず連携サービスの検討において、各サービスで保有する権利情報の数や項目、情報登録者が誰かといった項目ごとに、文献や公開情報ベースでの調査を実施し、APIが公開されている場合はAPIの仕様についても調査する。連携可能性の調査では、前述の調査結果をもとに調査研究WGにおいて優先順位が高いと位置付けたサービスについて、どのように連携が可能であるか調べるため、机上調査で分からなかった内容や連携意向、連携手法に関する個別ヒアリングを通じた検討を行う。連携方法の検討では、ヒアリング結果を基にした、連携方法の整理を行う。

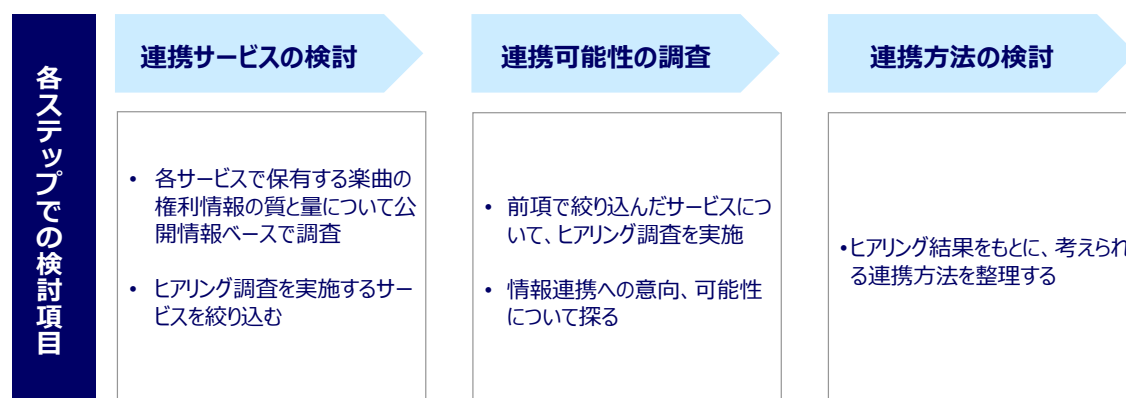


図 14 調査研究の流れ

連携サービスの検討及び連携可能性の調査において、机上調査とヒアリングを実施したサービスを表16に示す。まず連携サービスの検討において、権利者やその関係者が情報登録に関与しているサービスを抜き出して机上調査の対象とすることとした。机上調査の内容から、調査研究WGでの検討を経て、ヒアリングを実施する対象を選定した。本文においては、便宜上、机上調査及びヒアリングから分かったことを併記することとする。

⁹ 令和2年度調査研究では、登録窓口システムの登録対象を広く一般と捉え検討したが、今年度は改正法に対応する目的でノンメンバーの著作隣接権者を対象としてシステム構築したことを前提として調査を行っていることに留意したい。

表 16 机上調査とヒアリングの対象一覧

サービス類型	サービス名	机上調査	ヒアリング
SNS	ニコニコ動画	●	●
	YouTube	●	●
ディストリビューション	NexTone（ディストリビューション事業）	●	●
	The Orchard Japan	●	●
	Router.FM	●	●
配信	Apple Music	●	-
	Spotify	●	-
	AWA	●	●
販売	Amazon	●	-
	iTunes Store	●	-

連携サービスの検討において、机上調査として、公開情報ベースで調べたことについて表 17 の通り示す。

表 17 机上調査内容

項目	内容
基本情報	サービス名/運営元
サービス内容	概要/利用者数（アカウント数）/利用者の特徴
楽曲	楽曲数、楽曲の傾向
保有情報	楽曲の権利情報、その他情報、管理フォーマット
API	公開されている場合は、別途追加調査
権利情報に関する取り組み	権利情報に関する取り組みを実施している場合に記載する

連携可能性の調査として実施したヒアリングの内容は表 18 の通りである。調査研究 WG において、散在する権利情報の集約という目的に照らし、登録窓口システムだけでなく、一括検索サイトへの連携意向についても確認してはどうか、という意見が挙がったことから、一括検索サイトとの連携についても併せてヒアリングを行った。

表 18 事業者へのヒアリング内容

項目	内容
----	----

保有情報		・ 楽曲数、レーベル数（個人/法人）、楽曲の傾向 ・ 保有データ項目、保有形式 ・ 権利情報以外の保有情報
情報の真正性担保に関する取り組み		・ 真正性の確認方法 ・ 提出を求める書類、使っている技術など
連携の可能性	連携によって考えられるメリット	・ 各事業者の取り組みとの相乗効果 ・ 権利窓口システムへ情報を連携することで得られるメリット ・ 登録窓口システムまたは基本 DB の情報を取得することで得られるメリット
	連携するデータ	・ 外部に提供可能な楽曲情報、その条件 ・ 外部に提供可能な楽曲以外の保有情報、その条件
	連携手法	・ API を保有しているか、連携可能か（利用規約との整合性） ・ その他連携方法（データベース連携など）
	連携に対する意向	・ 連携によって得られるメリットやインセンティブ（サービスイメージの向上、真正性の精度向上など） ・ サービスの目指す将来像と合致するか

3.1. 連携サービスの検討

楽曲情報を取り扱う各種サービスについて、机上調査及びヒアリングを通じて調査した内容を以下の通りサービス類型ごとに取りまとめた。

3.1.1. SNS

(1) ニコニコ動画

1) サービス概要

ニコニ・コモンズは、ドワンゴが提供する動画投稿プラットフォームニコニコ動画における、クリエイターの創作活動をサポートすると共に、コラボレーションを促すサービスである。具体的には、音や絵といった素材を投稿・配布する機能を提供しており、クリエイターが定めた利用条件によって、他のクリエイターがその素材を使った新たな創作活動を行うことが出来る。ニコニ・コモンズのサービスを利用できる、ニコニコ動画の会員は 8,400 万人を超えており、音楽素材としてアップロードされているファイルは約 11 万個となっている。素材のアップロードに必要な情報は、タイトル、説明文、タグであり、別途サービスにおいて、素材とその素材を利用した作品の関係性を管理するデータベースを保有している。またドワンゴではニコニコ動画のシステムを使って、ネットクリエイターの権利情報を集

約する取り組みの検討を継続している。

表 19 ニコニコ動画（ニコニ・コモンズ）の概要¹⁰

項目		内容
基本情報	サービス名	ニコニコ動画（ニコニ・コモンズ）
	運用元	ドワンゴ株式会社
サービス内容	概要	日本最大級の動画投稿プラットフォーム。素材投稿・配布サービスであるニコニ・コモンズは素材を投稿し配布する機能・利用元と利用先を紐づけて管理する機能という2つの機能を提供している。収益化を望む投稿者には「クリエイター奨励プログラム」を通じてドワンゴから奨励金を支払う。
	アカウント数	会員数 8,413 万人（2020 年 12 月末情報。動画視聴前の広告非表示や投稿動画の日付指定ができるプレミアム会員数は 157 万人。）
	楽曲数	ニコニ・コモンズで「音楽素材」としてアップロードされているファイルは約 11 万個
保有情報		権利情報は保有していない ・素材のタイトル/説明文/タグ ・素材とそれを利用した作品の関係性を管理する DB ・「クリエイター奨励プログラム」登録アカウントの場合、プレミアム会員登録または本人確認手続き用に免許証の写し等書類、連絡先、SNS アカウント
API		対応していない
権利情報に関する取り組み		・JASRAC、NexTone と利用許諾契約を締結している。 ・「クリエイター奨励プログラム」創作活動の支援および二次創作文化の推進を目的として、ニコニコの投稿作品に対して奨励金を支払う制度を設けている。 ・ニコニコ動画のシステムを使って情報を集める検討を開始。

（出所）ヒアリング情報、ニコニコ動画公式サイト、ニコニ・コモンズ公式サイト、アニメレコーダー掲載情報を基に日本総研作成

(2) YouTube (Content ID)

1) サービス概要

Google は、世界最大規模の動画共有サイト YouTube を提供しており、動画配信として YouTube Music も提供している。楽曲情報の独自の管理方法として、Content ID というデジタルフィンガープリントシステムを提供している。著作権者は Content ID に著作物の情報を登録することで、YouTube 上で自分の Content ID と一致するコンテンツを特定し、収益化したり、ブロックするといった対策の選択ができる。登録楽曲数は全世界 3.5 億曲で、ISRC が登録されているもののうち、ISRC が JP で始まっているものは 200 万曲程度となっている。権利情報に関する取り組みとしては、レコード原盤情報と著作権情報を照合する枠組みを用意している。

表 20 YouTube (Content ID) の概要

項目		内容
基本情報	サービス名	Content ID
	運用元	Google
サービス内容	概要	Google は世界最大規模の動画共有サイト YouTube、YouTube Music を提供しており、楽曲の情報を管理できる ContentID という機能で権利者が自身の権利物と登録したものの取り扱いを選ぶことができるようにしている。
	アカウント数	-
	楽曲数	全世界 3.5 億曲 (ISRC が JP で始まっているものは 200 万曲) ※YouTube Music で配信している配信音源とは別のデータ
保有情報		ISRC/作品・商品タイトル/アーティスト/UPC/レーベル名/発売日/ジャンルを入れた独自のフォーマット その他契約者（法人）の連絡先・口座情報
API		-
権利情報に関する取り組み		月 1 で YouTube から原盤情報を JASRAC,NexTone へ出力し、先方に楽曲ごとの著作権情報を入れたものを戻していただける運用枠組みを用意している。※対象となるのは、出力直前の数か月間に 1 再生以上あったもののみ

(出所) ヒアリング情報、YouTube 公式サイト、iOS ウェブアプリ情報を基に日本総研作成

3.1.2. ディストリビューション

(1) NexTone ディストリビューション事業

著作権等管理事業を行う NexTone はデジタルコンテンツディストリビューションサービスも実施している。サービス提供対象は主に法人で、扱う楽曲の傾向はアニメ・ゲーム系のものが多い。YouTube の ContentID を活用したコンテンツマネージメントやフィンガプリントデータ登録もサービスとして提供している。

表 21 NexTone（ディストリビューション事業）の概要

項目		内容
基本情報	サービス名	NexTone ディストリビューション事業
	運用元	NexTone
サービス内容	概要	著作権等管理事業を行う NexTone のデジタルコンテンツディストリビューションサービス。基本的に法人向けにサービスを展開しており、アニメ・ゲーム系のコンテンツが多い。
	アカウント数	800 社程度
	楽曲数	月間 1 万曲程度
保有情報		各種配信サービスへ対応可能な独自の配信用フォーマット
API		対応していない
権利情報に関する取り組み		YouTube の ContentID を活用したコンテンツマネージメントサービスやフィンガープリントデータの登録も実施している。

(出所) ヒアリング情報、NexTone 公式サイト情報を基に日本総研作成

(2) The Orchard Japan

米国 Sony Music Entertainment の子会社 The Orchard は世界 40 か国以上に拠点を構え、ディストリビューション等のサービスを提供している。2019 年に日本オフィスを設立し、The Orchard Japan としてインディペンデントレーベルを中心に販売 (CD・デジタル)、マーケティング・プロモーション、ディストリビューションを実施している。

表 22 The Orchard Japan の概要

項目		内容
基本情報	サービス名	-
	運用元	The Orchard Japan
サービス内容	概要	米国 Sony Music Entertainment の子会社 The Orchard が

		2019 年に日本法人を設立し、インディペンデントレーベルを中心に音楽配信等のサービスを提供している。
	アカウント数	非公開 基本的に法人・レーベルであり、著作権等管理団体に所属されている方が多い
	楽曲数	非公開 コンテンツの大半は日本以外のもの
保有情報		Apple スタイルガイドに準拠した配信用フォーマット (曲名、レーベル、アーティスト、ISRC が必須情報)
API		対応していない

(出所) ヒアリング情報、The Orchard 公式サイト、音楽ナタリー掲載情報を基に日本総研作成

(3) Router.FM

クリプトン・フューチャー・メディアは、ディストリビューションサービス Router.FM を提供している。同社のソフトウェアユーザーによる打ち込み楽曲を中心に、3,000 レーベル以上 5 万曲以上を保有している。

表 23 Router.FM の概要

項目		内容
基本情報	サービス名	Router.FM
	運用元	クリプトン・フューチャー・メディア株式会社
サービス内容	概要	「初音ミク」等ソフトウェアを発売するクリプトン・フューチャーメディアが提供するディストリビューションサービス。同社で 15 年以上サービス提供している配信ストア「SONICWIRE」で販売しているソフトウェア（ピアノやシンセサイザ音源）を使って制作された打ち込み楽曲を扱うことが多い。
	アカウント数	3,000 レーベル以上（法人より個人が多い）
	楽曲数	5 万曲以上
保有情報		独自の配信用フォーマット アルバム情報、各作品の情報/レーベル情報/登録者の口座情報
API		対応していない

(出所) ヒアリング情報、Router.FM 公式サイト情報を基に日本総研作成

3.1.3. 配信サービス

(1) Apple Music

1) サービス概要

Apple は、配信サービス Apple Music を展開しており、7,500 万曲以上を提供している。世界 167 の国と地域でサービスが利用されている。Apple Music API を通じてアルバム、アーティスト等の情報取得が可能である。

項目		内容
基本情報	サービス名	Apple Music
	運用元	Apple
サービス内容	概要	世界 167 の国と地域で提供されている音楽配信サービス。
	アカウント数	-
	楽曲数	7,500 万曲以上（2021 年 9 月現在）
保有情報		楽曲配信用フォーマット ・ CD ジャケット/商品タイトル/ジャンル/リリース年/ISRC/レーベル名/アーティスト/作詞者/作曲者など ・ 楽曲に関連する他の楽曲、音楽チャート、レーティング等
API		対応している
権利情報に関する取り組み		音声認識アプリ Shazam を使用して、メジャーならびに独立レーベルと協力して、ミックスに登場する DJ、レーベル、アーティストの間でストリーミングロイヤリティを公正に分配する方法を考案しようとしている。（2021 年 9 月）

（出所）Apple Music 公式サイト、TechCrunch 掲載情報を基に日本総研作成

2) API 調査の概要

Apple Music は、Apple Music API という API に対応しており、Apple Developer Program License Agreement に同意し Apple Developer Program に登録して、年間登録料を支払うことで、取得・利用が可能となる。Apple Developer Program License Agreement では、Apple Music API を利用する場合の条件として、API 使用を通じた収益化の禁止や API の使用目的の制限が記載されている。

項目	概要
名称	Apple Music API

概要	Apple Music に関する各種情報が載っている Apple Music Catalog にアクセスし、情報取得などを行うことのできる API。Apple Developer Web サイトで公開されている。
取得可能な情報	• Apple Music が保有しているすべての情報 • ユーザー個人のライブラリ情報（ユーザー個人のアカウントと連携した場合）
取得方法	①Apple ID を取得（無償） ②Apple Developer Program に登録 ③Developer Token を発行（信頼された開発者であること・Apple Developer Program のメンバーであることを証明するため。事前に Music ID と MusicKit Private Key を作成しておく） ③ リクエストを実行
取得条件	• Apple Developer Program に有償登録 （年間 99 米ドル＝12,800 円程度/個人法人どちらでも可/非営利団体、政府機関等の場合は登録料が免除となる場合がある） • Apple Developer Program License Agreement に準拠する必要がある。
利用条件(抜粋)	• デベロッパは、デベロッパによる MusicKit API または MusicKit JS の使用を通じて、またはその他いかなる方法においても、Apple Music サービスへのアクセスに対し、支払いを要求しない、または間接的な収益化（たとえば、アプリケーション内での購入、広告、ユーザー情報のリクエストなど）を行わないことに同意すること。 • デベロッパは、デベロッパのエンドユーザーによる Apple Music サブスクリプションへのアクセスの促進に関連しない目的で、MusicKit API または MusicKit JS の呼び出し（またはその他の方法で MusicKit API または MusicKit JS を通じて情報を得ること）を試みないことに同意すること。

（出所） Apple Developer Documentation 情報を基に日本総研作成

（2）Spotify

1) サービス概要

Spotify は、スポティファイ・テクノロジーが提供する音楽配信サービスである。全世界 178 の国と地域で展開されており、推定約 7,000 万曲を聴くことができる。API 連携に対応しており、楽曲情報その他を取得することが可能である。

項目	内容
基本情報	サービス名 Spotify

	運用元	スポティファイ・テクノロジー
サービス内容	概要	全世界 178 の国と地域（2021 年 9 月現在）で展開される音楽配信サービス。月間アクティブユーザー数は 3 億 6,500 万人（2021 年第 2 四半期の公表データ）。
	アカウント数	-
	楽曲数	7,000 万曲（非公式・推定）
保有情報		楽曲配信用フォーマット（推定・以下はサービス上で表示されている情報） 商品ジャケット、商品タイトル、商品アーティスト、商品形式、発売年、作品名、作品アーティスト、リリース年月日、収録曲数、収録時間、レーベル
API		対応している
権利情報に関する取り組み		・アーティストが直接楽曲をアップロードできる機能「Spotify For Artists」の提供を 2018 年より開始。

（出所）Spotify 公式サイト、CNET Japan 掲載情報を基に日本総研作成

2) API 調査の概要

Spotify は、Spotify Web API を Spotify for Developers サイトで公開している。Spotify 無償アカウントを取得することで、アルバムやアーティストなどの情報を取得できる。Spotify Developer Terms 及び Spotify Developer Policy において、利用条件が定められており、基本的に商用利用でないことや別のサービスの配信やコンテンツと統合されたサービスでないことが求められるが、ストリーミングを利用しないコンテンツについては、一部収益化が認められている。

項目	概要
名称	Spotify Web API
概要	Spotify の保有している各種情報を取得等できる API。Spotify for Developers サイトで公開されている。
取得可能な情報	・トラック、アルバム、アーティスト、ジャンル等の権利情報 ・トラックの音声分析データ等権利情報以外の情報
取得方法	①Spotify アカウントを取得（無償） ②Spotify for Developers にアクセスし、Spotify アカウントにログインしたうえで利用規約に同意 ③API を呼び出すアプリケーションを新規登録し、Client ID、Client Secret を取得 ④リクエストを実行
取得条件	・Spotify 無償アカウントの取得（各ユーザーのライブラリ情報を取得

	する場合は有償アカウントが必要) ・ Spotify Developer Terms 及び Spotify Developer Policy への準拠
利用条件 (抜粋)	・ Spotify のコンテンツを表示する場合は、Spotify マークを使用することで、Spotify から得た情報であること、Spotify 上で利用可能であることを明記すること。 ・ メタデータ等には、Spotify サービス上の該当するアルバム、コンテンツ、またはプレイリストへのリンクが添付されている必要がある。 ・ 別のサービスの配信やコンテンツと統合されたサービスでないこと。 ・ 子供を対象としたサービスでないこと。 ・ ユーザーが個人データやユーザーのプレイリストのメタデータを別のサービスに転送できるようにする目的を除き、別のサービスへのデータ転送を可能にする SDA (Spotify Developer Application : Spotify プラットフォームを介して Spotify サービスまたはコンテンツにアクセスする、または Spotify プラットフォームを組み込んだアプリケーション、ウェブサイトまたはサービスのこと) を構築しないこと ・ ビジネス目的の構築でないこと (ストリーミング再生の文脈) ・ 商用利用でないこと (ただし非ストリーミング SDA は広告、プロモーションの販売や SDA 自体の販売が限定的に可能)

(出所) Spotify for Developers 掲載情報を基に日本総研作成

(3) AWA

AWA はサイバーエージェントとエイベックス・デジタルの共同出資によって設立された AWA 株式会社による、楽曲数が最大規模の配信サービスである。API での情報連携に対応しているが、データベースの連携をする場合、検索都度データを API で呼び出すとシステムへの負荷がかかってしまうため、ある時点のデータをまとめて共有し差分を別途連携する方が適している可能性がある。

項目		内容
基本情報	サービス名	AWA
	運用元	AWA 株式会社 (サイバーエージェントとエイベックス・デジタルの共同出資によって設立)
サービス内容	概要	邦楽・洋楽・メジャー・インディ・年代問わず配信する日本の音楽配信サービス。
	アカウント数	小さな事務所から大手レーベルまで含め約 80 社。 国内楽曲の 8 割程度は権利委任していると思われる
	楽曲数	9,500 万曲

保有情報	・サービスに必要な情報（タイトル、アーティスト名、作詞、作曲、編曲、ISRC、JAN 等） ・独自に楽曲を解析し、BPM やコード進行その他 Web 情報から集約したバイオグラフィー的な情報
API	対応している

（出所）ヒアリング情報、AWA 公式サイト情報を基に日本総研作成

3.1.4. 販売サービス

（1）Amazon

Amazon は 1995 年にアメリカで開始した EC サービスである。全世界及び日本国内でサービスを展開しており、日本では二億種を超える商品が取り扱われている。楽曲ではなく、CD 商品単位でのメタデータを API で取得が可能とみられるが、販売用のデータと推定されるため、権利情報として扱うためには追加確認する必要があると考えられる。

項目		内容
基本情報	サービス名	amazon
	運用元	Amazon
サービス内容	概要	1995 年アメリカで開始した EC サービス。日本では 2000 年頃事業を開始し、現在日本では 2 億種を超える商品を取り扱っており、その中で楽曲をパッケージやデータで販売している。
	アカウント数	-
	楽曲数	-
保有情報		販売用データ（推定）
API		Amazon Product Advertising API Amazon アソシエイト・プログラムの運営規約に同意し、活動を開始して売り上げ実績を獲得したのち、審査に合格した場合に利用可能となる （Amazon Music の API は現在非公開）
権利情報に関する取り組み		公開情報より不明

（出所）Amazon ウェブサイト情報を基に日本総研作成

（2）iTunes Store

iTunes Store は、Apple が提供する音楽配信、動画配信、映画配信等を行うコンテンツ販売サービスである。Apple Music が配信していない楽曲についても販売しているとみられるが、詳細は不明となっている。

項目	内容
----	----

基本情報	サービス名	iTunes Store
	運用元	Apple
サービス内容	概要	Apple が提供する音楽販売サービス。
	アカウント数	-
	楽曲数	公開情報より不明
保有情報		配信用楽曲データ（推定）
API		Apple Music API（Apple Music と同様）

（出所）Apple 公式サイトを基に日本総研作成

3.2. 連携可能性の調査

各サービスの机上調査と事業者へのヒアリングから分かったことを、サービス類型ごとに整理したものを表 24 の通り示す。

表 24 サービス類型ごとの連携可能性

サービス類型	直接の登録者	楽曲数	権利情報	情報の確認方法
SNS	個人	多いが他の権利物が混ざっている	保有していない	実施していない
ディストリビューション	個人および法人（各サービスによって様々）	多い	保有しているが、配信用のデータ	身元が明らかな法人と契約するケースが多く、それ以外での確認は実施していないことが多い
配信	法人	とても多い	保有しているが、配信用のデータ	実施していない
販売	-	とても多い	保有しているが、販売用のデータ	不明

SNS サービスは、対個人にサービスを提供していることが多く、楽曲数も多い。しかし楽曲単体というより、動画としてアップロードされているケースがあり、ひとつの作品に含まれている複数の権利の切り分けを整理する必要がある。また権利情報を収集する目的で作られたサービスではないことから、権利情報は保有していないまたは非常に限定した内容

のみ保有している¹¹。また投稿者の身元及び投稿作品についての真正性を確認することは少なく、権利者本人による作品投稿であるかを確認する別の仕組みも必要となる。

次にディストリビューションサービスは、各サービスによって直接の登録者が異なり、メジャーレーベルや法人を主なサービス対象とするものと、個人やインディーズを対象とするものなど様々に存在する。楽曲数で言うと、権利者は一つのディストリビューションサービスに情報を登録することで、各種配信サービスへ情報を伝達することができるため、配信サービスよりディストリビューションサービスが保有する楽曲情報の数は限定される。一方、登録情報の確認や情報伝達という観点で言うと、権利者または権利者の代理人と直接契約を交わしていることから、他のサービスに比べて権利者との距離は近い。また、調査研究WGにおいて、ディストリビューションサービスが保有しているデータは配信用のデータのため、権利情報として扱うためにはフォーマットの整備が必要ではないかという意見が挙げられた¹²。

配信サービスは、保有しているデータのほとんどが複数のディストリビューションサービスから受領したもののため、一つのディストリビューションサービスが保有する情報よりも数は多いが、その分権利者と直接やりとりすることはほとんどないため、権利者との距離は遠い。また、ディストリビューションサービスと同様、配信用のデータのため、権利情報として使うためにはフォーマットの整備が必要であり、さらに配信のために必要と判断するデータがディストリビューションサービスの保有するデータよりも絞られている場合があることがヒアリングから分かった。

販売サービスは、取り扱う情報は多いと考えられるが、音楽以外のデータを扱っていることや、現在基本DBで取り扱っているCD・配信楽曲以外の情報を扱っていることから、必要なデータの切り分け方法について各事業者と検討する必要がある。また、販売用に保有データのフォーマットを作成していると考えられるため、配信限定楽曲のフォーマットとは別に確認が必要となるが、その際に直接情報を登録する者が権利者かどうか確認する必要があるのではないかと考えられる。

なお、ヒアリングにおいて事業者へデータの連携についての意向を尋ねたところ、前向きな事業者と、まだ判断がつかない、前向きとは言い難いという事業者それぞれの意見が挙げられた。前向きな事業者の主な理由としては、連携することで自社サービスと情報を補完しあうことができると考えられる、風通しの良さを追求することは音楽業界にとってメリットが生まれる、といったものがあつた。他方で、まだ判断がつかない、前向きとは言い難いという回答の理由としては、データを連携するフォーマットの整備をすることや情報を修正

¹¹ 例えばダウンロードが提供しているニコニコ動画では、投稿動画にタイトルをつけることが求められるが、タイトルには作品名だけでなく、作詞家や作曲家、実演家の名前が入れられていることもあり、権利情報としてのフォーマット化はされていない。

¹² 例えば、基本DBでメンバーか否かを確認する際、発売会社と販売会社を確認し、どちらか一方が日本レコード協会へ加盟または委任している場合はメンバーという判断を下しているが、配信楽曲の権利情報フォーマットにはそれらの項目が無く、レーベル名など別の項目で管理しているため。

する仕組みを導入することが先ではないか、自社にメリットがあるかを確認したい、顧客からニーズがある場合は検討するが自社の負担になることを実施することは考えづらいといったものがあつた。特に、顧客と契約を結んだうえで情報を得ている以上、顧客の不利益になることや契約の範囲外の内容を実施することは難しい。いずれにおいても、連携先と連携方法を更に具体化し、検討材料を増やしたいという意見が多く上がっており、今年度構築システムを今後どのように位置づけていくか整理する必要があると考えられる。

3.3. 連携方法の検討

(1) 調査結果から示唆された連携方法と課題

机上調査及びヒアリングの結果から、外部サービスとの情報連携は、表 25 のように大きく分けて 3 パターンがあると考えられる。

表 25 考えられる外部サービスとの連携パターン

連携先		連携パターン	概要
登録窓口システム	1. システム上	権利者の入力補助	登録窓口システム上で、ノンメンバーが外部 DB の情報として権利情報を呼び出すことができ、自らが情報を登録する手間を削減できる。申請された情報は通常のフローで一括検索サイト上にノンメンバーとして公開される
	2. システムの DB	2-1.DB への反映（運営の確認有）	登録窓口システムを介さず（例えばディストリビューター等のサービス上でユーザーの申請を済ませておく）、運営の確認後、一括検索サイト上にノンメンバーとして公開される
		2-2.DB への反映（運営の確認無）	登録窓口システムを介さず（例えばディストリビューター等のサービス上でユーザーの申請を済ませておく）、運営確認無しで一括検索サイト上にノンメンバーとして公開される
3.一括検索サイトの DB		DB への反映	連携した情報を、一括検索サイトの DB に反映させる

まず①登録窓口システムと連携し、登録窓口システムに登録する権利者が入力する項目を減らすというものである。これは令和 2 年度調査研究においても検討されてきたものであり、当初は広く基本 DB に登録されていない権利情報を収集するための一つの方法として検討されてきたが、今年度構築された実際のシステムの登録対象は、改正法の影響を受けるノンメンバーの著作隣接権者の権利情報に限定されることとなったことを踏まえて検討し

ている¹³。よって、ここで連携された情報はノンメンバーの権利情報として申請され、一括検索サイト上で公開されることになる。情報登録の仕組み自体に変更はないが、ヒアリングを実施した中で、楽曲の利用円滑化とは別の目的に協力することに消極的な事業者が複数いたことを踏まえると、①を実施する場合は、最終的に散在する権利情報の集約化・楽曲の利用円滑化を見据えた長期的な視点が求められると考えられる。

次に、②登録窓口システム DB との連携である。①と違う点は、システムから権利者が登録する手間を省いているという点であり、DB に格納する前にシステムの運営者が情報を精査するか否かで2つのパターンに分けている。現在の登録窓口システムは、ノンメンバーの著作隣接権者が自身の権利物の利用を個別許諾にしたい場合に登録するシステムであるため、まずノンメンバーのデータのみを受け付けるための方法、そしてそのメンバーが個別許諾にしたいという意思があるか否かを確認する方法、システムに情報を登録した場合に利用問合せの連絡が来ることをノンメンバーに伝える方法といった検討の必要が出てくる。この点ヒアリングにおいて、ディストリビューションサービスの配信先の一つとして登録窓口システムをとらえることで、情報登録と公開申請までを行うことができるのではないかというアイデアが挙げたが、その場合においても後日利用問合せの連絡が来る可能性について事前に権利者の理解を得る必要があり、詳細な設計が求められる。

最後に、一括検索サイトの DB、つまり基本 DB との連携である。調査研究 WG において、散在する権利情報を集約するという目的からすると、現在基本 DB で保有している配信楽曲の権利情報を補完する取り組みの有用性について意見が挙げたところ、前述の通りヒアリングにおいても、利用円滑化を目的として情報を集約化することへ協力する意向が伺えたところである。一方で、基本 DB で保管している配信楽曲に関する情報からは、その楽曲の権利者がメンバーかノンメンバーか判別がつかないままであることから、配信楽曲の権利情報の扱い方については改めて検討の必要があると考えられる。

以上の通り、権利情報の連携パターンについて整理した。連携するシステムと、連携する内容に応じて複数の検討事項が挙げられ、調査研究 WG において具体的に実施するパターン及び事業者は確定していないが、まずは本年度構築した登録窓口システムと、従前より公開している一括検索サイトのどちらとどの情報を連携するかを確定してから、個別の事業者と仕様を調整する必要がある。

¹³ よって本調査研究においては、令和2年度調査研究を継続しつつ、本年度構築システムをもとに検討内容を記載している

3.4. 今後の検討課題

(1) データ連携目的と連携先の整理

本事業では、改正法の要請に基づく登録窓口システムの構築と並行して、令和2年度調査研究に引き続き、音楽分野において散在する権利情報の更なる集約化及び利用円滑化のための外部DBとの情報連携について調査研究を実施した。権利情報を集約化し、利用を円滑化する目的からすると、真正性が確認された権利情報が集約化されることが望ましい。しかし本事業の検討結果より、登録窓口システムは作品情報の真正性を確認せず運用することとなったため、現状では個別の利用問合せ以外の目的には適さないと考えられる。加えて、今回ヒアリングを実施した複数の事業者からも、登録窓口システムという、利用円滑化とは別の目的を志向する取り組みへ協力することには違和感があるという意見が示されているところである。

また、登録窓口システム公開に係る周知を行ったところ、著作権等管理団体に所属しているメンバーからシステム事務局に向けて、自身の作品情報が一括検索サイトに掲載されていないことについて問い合わせが確認されており、メンバーの権利情報、特に配信楽曲の情報の収集も課題となっている。

権利情報を多く収集するという意味では、登録窓口システムとの連携だけでなく、一括検索サイト（基本データベース）へより多くの作品、特に配信音源の権利情報を集めるという目的も含めた連携先の検討が今後重要になると考えられる。

なお、上記のシステム事務局への問い合わせの事例にみられるように、登録窓口システムの導入によって、既に集中管理されている権利者の権利意識が一層高められるとの波及効果もありうるほか、真正性の担保の問題は、NFTにおいても重要な課題となっているのであり、このことも考慮すれば、著作権等管理団体が担う真正性担保機能は、今後とも、一層重要な意義を持つと考えられる。

(2) データ連携方法の検討

当初外部データベースとの連携にあたり、APIでの連携が進められるのではないかとという仮説の下、ヒアリングを実施した。しかしヒアリングの結果から、APIを保有している事業者はほとんどおらず、APIを保有している場合でも、利用条件との整合性又はシステム負荷軽減の観点から、事業者はAPIの使用を必ずしも望んでいないことが分かった。また3.3.

(2)で示す通り、連携先が登録窓口システムか一括検索サイトかに応じて個別の検討課題が出てくる。「連携方法の検討」において検討したように、データの連携先や利用方法によってそれぞれ最適な連携方法はあると考えられるが、最終的には連携する事業者と共に仕様を検討する必要がある。

(3) データの取り扱いに関する検討

データの連携目的・連携先に応じて、検討すべき詳細は異なるが、おおよそ以下の課題があることが分かった。一つはデータの真正性確認である。誰がどのレベルでデータの真正性を確認するかを決めた上で、情報を取り込む必要がある。¹⁴二つ目に、権利情報のフォーマットの整理である。システム構築の際も検討に上がったが、配信楽曲の場合、CD と権利情報のフォーマットが異なるため、メンバーか否か判別する情報が少なく、判別が難しい。特に配信サービスや配信サービスにデータを渡すディストリビューションサービスとの連携にあたっては、連携したデータをどのように取り込むかというフォーマットの事前整理が必要となる。この点検討委員会の意見として、レコード製作者に係る原盤情報はCD 商品情報のようにまだ整備が進んでおらず、ISRC を用いた情報整備の重要性が挙げられた。三つ目に、ノンメンバーのデータを登録窓口システムと連携する場合は、事業者が保有しているデータからノンメンバーのみのデータを確認する方法の検討が求められる。また、登録窓口システムに権利情報が連携されるノンメンバーについて、改正法に基づき登録窓口システムに登録することの合意を得る仕組みの検討も別途必要となる。

¹⁴ ワーキンググループでは特にゲーム楽曲の権利者確認の難しさが懸念として挙げられたところ、今後も引き続きその他のジャンルについても権利管理の在り方について整理することが望ましいと考えられる。

4. 総括

4.1. システム構築及び外部サービスとの連携における課題と示唆

(1) 登録窓口システムの自走化に向けた検討

本事業のシステム構築では、音楽分野において散在する権利情報の更なる集約化及び利用円滑化を見据えつつ、令和3年改正著作権法の要請に基づき、対象をノンメンバーの著作隣接権者に絞った権利情報登録窓口システムの検討・構築を行った。公開から約3か月が経過したところであるが、窓口の業務量や運用費用を踏まえた持続可能な方法による登録・公開方法等の仕組み・体制の在り方は確立できていないため、引き続き情報の啓発並びに自走化に向けた検討を行うことが求められる。

(2) 権利情報の更なる登録促進に向けた検討

本事業の調査研究では、システム構築のように対象を絞らず、令和2年度調査研究から見えてきた外部DBとの連携可能性を探った。一方で、令和2年度調査研究の段階で検討していた登録窓口システムと今年度構築した登録窓口システムは目的が異なり、今年度構築した登録窓口システムを通じて登録される情報は、散在する権利情報の集約化に流用するには課題がある。今年度構築した登録窓口システムにとどまらず、権利情報の更なる集約化に向けた検討を行うことも有用であると考えられる。

他方、情報を集約化し利用円滑化する取り組みに向けて情報の連携に前向きな事業者についても一部確認できた。また、連携方法は事業者によってAPIではなく、それぞれ仕組みを検討する必要があることが分かった。今後は連携する目的や連携できる情報について優先度を決めた上で、それぞれ連携方法について調整することが望ましい。

なお、調査研究においても指摘したとおり、利用円滑化のためには真正性が担保された権利情報が集約化されることが望ましく、著作権等管理団体が担う真正性担保機能は、今後とも一層重要な意義を持つと考えられる。また登録窓口システムの導入によって、既に集中管理されている権利者の権利意識が一層高められるという波及効果もありうる。

(3) さらなる権利情報収集・利用円滑化へ向けた取り組み

本事業では、改正法により影響を受ける著作隣接権者を対象とした登録窓口システムの検討・構築を行うとともに、広く権利情報の集約化及び利用の円滑化を促進するため、外部DBとの連携に係る検討を行った。登録窓口システムの公開にあたっては、ノンメンバーの著作隣接権者に向けて、権利者にリーチしやすいと考えられるレコード流通事業者やレコード販売促進サービスを通じて登録窓口システム及び権利管理団体の説明と団体に委任するメリットについて周知を行った。検討委員会では、改めていかに集中管理の組織率を高めていけるかが重要な課題として提起された。調査研究のヒアリングにおいても、まず楽曲情報を保有する事業者と、音楽の権利情報集約化と利用の円滑化が重要な課題であるという

認識を共有し権利者へ伝えていくことが重要であるとの意見が示された。この点はシステム構築及び調査研究双方で課題として共通する面もあり、引き続き目指すべき姿を共有し、さらなる権利情報収集・利用円滑化に向けた解決策を検討していくことが重要であると考えられる。

5. 参考資料

5.1. 委員会等開催概要

(1) 権利情報集約化等検討委員会

回	開催日	主な議題
第1回	令和3年8月24日(火)	・開会、文化庁挨拶 ・座長選出 ・本事業の進め方(案) ・登録窓口システム構築に関する検討 ・調査研究の方向性(案) ・自由討議
第2回	令和3年11月22日(月)	1.登録運用 WG のこれまでの検討結果 ・登録窓口システム等公開に向けた検討状況共有 ・登録窓口システム等構築に関する検討状況共有 ・登録窓口システムのモック画面 2.調査研究 WG のこれまでの検討結果 ・ヒアリング実施結果 ・ヒアリングを基にした連携パターンの検討 3.自由討議
臨時1回	令和3年11月29日(月)	・登録窓口システム公開に向けたシステム開発内容の確認 ・登録窓口システムのモック画面の共有 ・一括検索サイトシステム開発等の状況の共有 ・自由討議
臨時2回	令和3年12月16日(木)	・音楽権利情報検索ナビ改修公開に向けた開発内容の確認 ・モック画面の確認 ・周知活動に関する検討状況 ・自由討議
第3回	令和4年2月10日(木)	1.登録運用 WG のこれまでの検討結果 ・登録窓口システム等公開状況の報告 2.調査研究 WG のこれまでの検討結果 ・ヒアリング実施結果 ・ヒアリングを基にした連携パターンの検討 3.本年度報告書骨子の説明

		4.自由討議
--	--	--------

1) 登録運用 WG

回	開催日	主な議題
第 1 回	令和3年9月6日(月)	・開会挨拶 ・登録運用 WG についての説明 1. 登録窓口システム構築に関する検討 ・登録窓口システムの概要の説明 ・登録窓口システムの機能検討 ・登録窓口システムの入力項目・真正性担保方法の検討 2. 周知活動に関する検討 ・周知活動の方向性(案)の共有と検討 3. 自由討議
第 2 回	令和3年9月 22 日(水)	1. 登録窓口システム構築に関する検討 ・登録窓口システムの入力項目の確認・修正点の共有 ・登録窓口システムの真正性担保方法の検討 ・登録窓口システムの画面イメージの確認 ・登録窓口システムの FAQ 等の検討 2.. 一括検索サイト改修に関する検討 ・一括検索サイトの表示項目の検討 ・一括検索サイトの FAQ の検討 3. 周知活動に関する検討 ・周知活動の内容案共有と検討 4. 自由討議
第 3 回	令和3年 12 月 7 日(火)	・一括検索サイト改修公開に向けた検討状況の共有 ・一括検索サイトシステム開発等の状況に関する共有と検討 ・一括検索サイトモック画面の共有と検討 ・自由討議

2) 調査研究 WG

回	開催日	主な議題
第 1 回	令和3年9月 17 日(金)	・開会挨拶 ・調査研究 WG についての説明 ・サービスの調査結果の共有 ・自由討議
第 2 回	令和3年 10 月 27 日(水)	・前回頂いたご意見への対応方針とサービスの調査結果補足の共有 ・サービスのヒアリング結果の共有 ・ヒアリング結果まとめの共有 ・連携パターン(たたき台)の検討 ・サービスの API 調査の共有 ・今後の方針に関する検討 ・自由討議
第 3 回	令和4年1月 13 日(木)	前回以降のヒアリング結果詳細の説明 ・全体のヒアリング結果まとめ ・連携パターン(案)の検討 ・来年度以降に向けた検討 ・目指す将来像と今後の検討課題 ・報告書骨子案の説明 ・自由討議